

1 関税政策

11-100 最近の関税をめぐる諸問題

1988（昭和63）年度 関税率審議会提出資料

1. 世界経済の現状

OECD（Economic Outlook）による経済見通し（1988年6月）

	実質GNP成長率 ^(注2) (%)			失業率 (%)			GNPデフレーター 上昇率 (%)			経常収支 (億ドル)		
	1987年	1988年	1989年	1987年	1988年	1989年	1987年	1988年	1989年	1987年	1988年	1989年
日本	4.8	4.25	3.75	2.8	2.5	2.75	▲ 0.2	1.75	2.5	870	850	800
米国	2.9	2.75	2.5	6.2	5.5	5.5	3.0	3.25	4.0	▲ 1,607	▲ 1,500	▲ 1,320
西ドイツ	1.7	2.25	1.75	7.9	8.0	8.0	2.1	1.5	1.5	443	470	420
フランス	1.9	2.0	1.75	10.6	10.75	11.25	2.7	2.75	2.5	▲ 45	▲ 50	▲ 60
英国	4.5	3.5	2.25	10.4	9.5	9.75	4.4	4.75	4.5	▲ 27	▲ 100	▲ 140
カナダ	3.9	4.0	3.25	8.9	7.5	6.75	4.6	4.0	4.0	▲ 72	▲ 90	▲ 140
イタリア	3.1	2.5	2.25	11.0	11.5	12.0	5.6	4.75	4.25	▲ 7	▲ 10	▲ 12
7カ国計	3.1	3.0	2.5	7.0	6.5	6.5	2.7	3.0	3.5	▲ 446	▲ 440	▲ 430
OECD計	3.1	3.0	2.5	7.9	7.5	7.5	3.2	3.5	3.75	▲ 535	▲ 580	▲ 640

(注) 1. 1987年は実績、1988年は実績見込み、1989年は見通しである。

2. フランス、英国、カナダ、イタリアについては実質GDP成長率である。

(参考1) 先進国、途上国の貿易動向

(単位：10億ドル、%)

地域 \ 暦年	1983	1984	1985	1986	1987
先進国	1,138.6 (▲ 1.5) 67.9	1,215.1 (6.7) 68.4	1,256.5 (3.4) 69.8	1,463.1 (16.4) 73.4	1,715.4 (17.2) 72.8
開発途上国	513.8 (▲ 4.6) 30.6	512.0 (3.5) 29.9	512.4 (▲ 3.7) 28.5	489.1 (▲ 4.5) 24.6	588.6 (20.3) 25.0
産油国	176.9 (▲ 20.7) 10.5	163.3 (▲ 7.7) 9.2	147.2 (▲ 9.9) 8.1	118.3 (▲ 19.6) 5.9	135.6 (14.6) 5.8
非産油国	336.9 (6.7) 20.1	368.7 (9.5) 20.7	365.2 (▲ 0.9) 20.3	370.8 (1.5) 18.6	453.0 (22.2) 19.2
全世界	1,677.5 (▲ 2.3)	1,777.5 (6.0)	1,799.7 (1.2)	1,922.0 (10.7)	2,357.8 (18.4)

(注) 数値は上段が輸出額、中段が輸出額の対前年伸率、下段が全世界輸出額に占めるシェアである。

(資料) IMF「IFS」

(参考2) 主要債務国の債務残高

(単位: 億ドル、%)

国名	債務残高						デット・サービス・レシオ ^(注)		
	1984 年末 残高	1985 年末 残高	1986 年末 残高	うち			1984年	1985年	1986年
				中長期	公的 債務	民間 債務			
ブラジル	1,053	1,067	1,107	972	187	783	23.7	25.0	33.2
メキシコ	964	971	1,017	911	107	803	34.8	36.9	36.8
アルゼンチン	468	485	489	430	47	383	41.9	25.9	50.4
ベネズエラ	362	347	339	324	1	323	14.3	14.0	28.5
チリ	200	204	207	179	28	151	26.2	26.4	30.8
インドネシア	324	358	421	357	177	181	14.7	19.9	29.3
フィリピン	246	262	282	216	78	138	13.9	15.9	18.3
ユーゴスラビア	197	209	214	180	52	127	6.9	9.7	11.4
開発途上国計	8,768	9,490	10,210	8,710	3,430	5,280	16.3	19.2	21.3

(注) 年間元利返済額/年間の財サービス輸出額

(資料) 世界銀行「World Debt Tables」(1988年1月)

2. 我が国の貿易動向

(1) 地域別動向

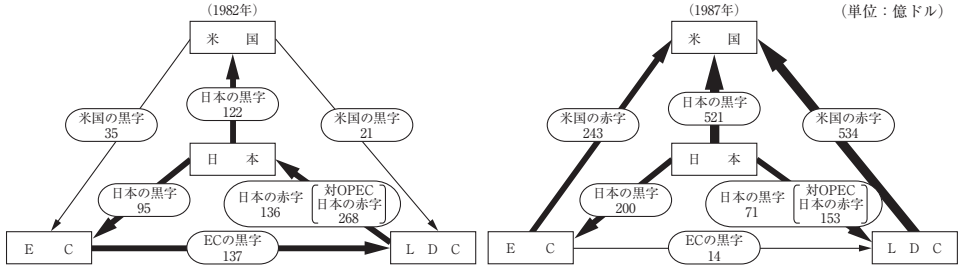
(単位: 百万ドル、%)

地域		暦年		1985年		1986年		1987年		1988年1-8月(P)	
		金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率		
世界	輸出	175,638	3.2	209,151	19.1	229,221	9.6	169,438	16.1		
	輸入	129,539	▲5.1	126,408	▲2.4	149,515	18.3	123,688	31.9		
	バランス	46,099	—	82,743	—	79,706	—	45,751	—		
先進国	輸出	102,468	6.3	131,149	28.0	142,883	8.9	103,842	14.0		
	輸入	53,121	▲3.0	62,233	17.2	71,610	15.1	62,115	36.5		
	バランス	49,347	—	68,916	—	71,273	—	41,726	—		
米国	輸出	65,278	8.9	80,456	23.3	83,580	3.9	56,402	6.0		
	輸入	25,793	▲4.0	29,054	12.6	31,490	8.4	27,728	38.0		
	バランス	39,485	—	51,402	—	52,090	—	28,675	—		
EC	輸出	20,016	3.2	30,675	53.3	37,693	22.9	30,994	27.2		
	輸入	8,893	▲4.7	13,989	57.3	17,670	26.3	15,919	44.0		
	バランス	11,123	—	16,686	—	20,023	—	15,075	—		
LDC	輸出	56,978	▲9.7	63,934	12.2	74,402	16.4	56,884	20.3		
	輸入	67,936	▲7.9	55,941	▲17.7	67,276	20.3	52,593	25.8		
	バランス	▲10,958	—	7,993	—	7,126	—	4,291	—		
OPEC	輸出	13,177	▲16.9	11,631	▲11.7	11,384	▲2.1	7,438	1.3		
	輸入	36,312	▲12.4	23,656	▲34.9	26,685	12.8	18,756	11.3		
	バランス	▲23,135	—	▲12,025	—	▲15,301	—	▲11,317	—		
アジア 新興工業 国・地域	輸出	22,492	▲7.8	30,063	33.7	39,456	31.2	31,501	25.8		
	輸入	9,838	▲2.0	12,519	27.3	18,812	50.3	15,819	42.4		
	バランス	12,654	—	17,544	—	20,644	—	15,682	—		
ASEAN	輸出	11,258	▲20.4	12,123	7.7	15,574	28.5	13,319	40.2		
	輸入	20,205	▲8.3	16,517	▲18.3	19,579	18.5	15,280	25.8		
	バランス	▲8,947	—	▲4,394	—	▲4,005	—	▲1,901	—		
共産圏	輸出	16,190	52.7	14,064	▲13.1	11,924	▲15.2	8,700	15.7		
	輸入	8,480	6.8	8,232	▲2.9	10,627	29.1	8,979	39.3		
	バランス	7,710	—	5,832	—	1,297	—	▲278	—		

- (注) 1. ASEANの1984年以降についてはブルネイを含む(1984年1月7日加盟)。
 2. ECの1986年以降についてはスペイン、ポルトガルを含む(1986年1月1日加盟)。
 3. アジア新興工業国・地域とは、韓国、台湾、香港、シンガポールをいう。
 4. (P)は速報値。
 5. 伸び率は対前年(同期)比。

(資料) 大蔵省貿易統計

(参考) 日本、米国、EC及びLDCの貿易収支 (図解)



(注) 1. 日・米、日・EC、日・LDC貿易は大蔵省貿易統計による。
 2. 1以外の貿易はIMF「DOT」による。

(2) 主要商品動向

(単位: 百万ドル, %)

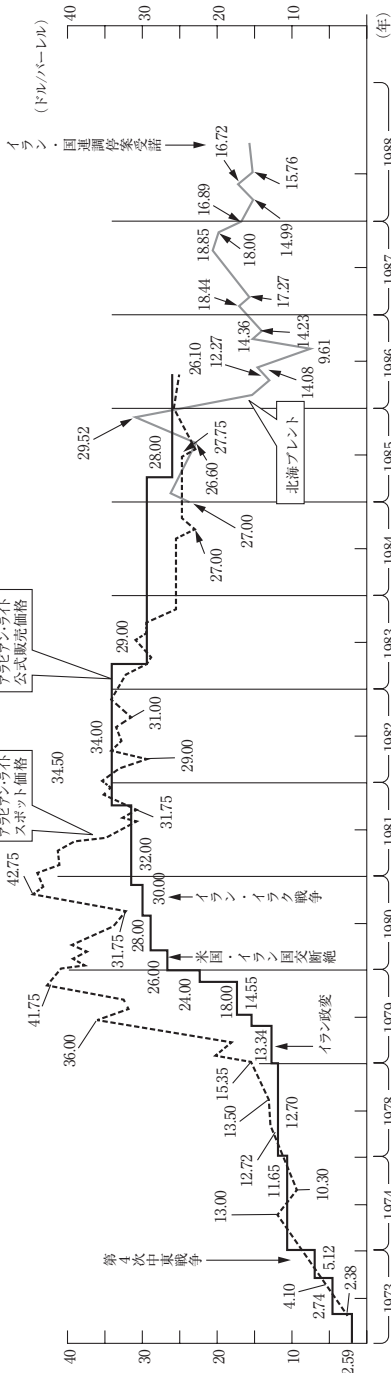
商品名	暦年	1985年			1986年			1987年			1988年1~8月(P)		
		金額	構成比	伸び率	金額	構成比	伸び率	金額	構成比	伸び率	金額	構成比	伸び率
総額		175,638	100.0	3.2	209,151	100.0	19.1	229,221	100.0	9.6	169,438	100.0	16.1
輸出													
うち													
自動車		34,377	19.6	15.3	42,676	20.4	24.1	44,942	19.6	5.3	31,301	18.5	7.1
事務用機器		7,785	4.4	3.1	11,305	5.4	45.2	14,392	6.3	27.3	11,649	6.9	34.2
鉄鋼		13,566	7.7	▲2.1	12,706	6.1	▲6.3	12,610	5.5	▲0.8	9,652	5.7	20.5
自動車の部品		5,228	3.0	15.8	8,253	3.9	57.9	10,714	4.7	29.8	6,039	3.6	▲11.0
科学光学機器		6,831	3.9	10.9	8,509	4.1	24.6	9,448	4.1	11.0	6,920	4.1	17.5
半導体等電子部品		4,753	2.7	▲18.3	6,342	3.0	33.4	8,312	3.6	31.1	7,680	4.5	48.5
原動機		3,789	2.2	▲1.2	4,940	2.4	30.4	5,904	2.6	19.5	4,197	2.5	12.0
VTR		6,622	3.8	▲2.9	7,416	3.5	12.0	5,900	2.6	▲20.4	3,780	2.2	3.0
通信機		2,983	1.7	8.0	3,724	1.8	24.9	5,000	2.2	34.3	4,274	2.5	39.8
船舶		5,929	3.4	▲19.4	4,879	2.3	▲17.7	4,360	1.9	▲10.6	2,359	1.4	▲17.2
輸入													
総額		129,539	100.0	▲5.1	126,408	100.0	▲2.4	149,515	100.0	18.3	123,688	100.0	31.9
うち													
原油及び粗油		34,599	26.7	▲12.1	19,481	15.4	▲43.7	20,663	13.8	▲6.1	13,657	11.0	3.2
魚介類		4,610	3.6	▲12.5	6,426	5.1	39.4	7,992	5.3	24.4	6,794	5.5	36.9
繊維製品		3,886	3.0	0.3	5,027	4.0	29.3	7,624	5.1	51.7	6,462	5.2	43.7
石油製品		5,975	4.6	▲2.2	4,636	3.7	▲22.4	6,782	4.5	46.3	4,942	4.0	17.4
木材		3,700	2.9	▲5.4	4,029	3.2	8.9	6,227	4.2	54.6	4,826	3.9	36.4
非鉄金属		4,041	3.1	▲14.0	3,655	2.9	▲9.6	5,644	3.8	54.4	6,177	5.0	85.1
液化天然ガス		7,200	5.6	9.2	5,751	4.5	▲20.1	5,052	3.4	▲12.2	3,773	3.1	13.2
液炭		5,196	4.0	2.2	4,926	3.9	▲5.2	4,633	3.1	▲5.9	3,476	2.8	14.3
非貨幣用炭		2,027	1.6	▲9.8	6,984	5.5	244.6	4,149	2.8	▲36.3	2,631	2.1	6.8
有機化合物		2,411	1.9	▲0.5	2,849	2.3	18.2	3,494	2.3	22.6	2,945	2.4	30.0

(注) 1. (P)は速報値。
 2. 伸び率は対前年(同期)比。

(資料) 大蔵省貿易統計

(参考) 原油の輸入動向

① 原油価格の推移



(注) アラビア・ライトは主としてネットバック契約で取引されているため、スポットでの取引が成立しておらず、1/27以降相場がたっていない。

② 我が国の原油輸入の推移

区分	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988
原粗油輸入金額 (単位：百万ドル、○内は伸率)	23,373 (11.3)	23,433 (△0.6)	33,471 (42.8)	52,762 (57.6)	53,343 (1.1)	46,274 (△13.3)	40,063 (△13.4)	39,379 (△1.7)	34,599 (△12.1)	19,481 (△43.7)	20,663 (6.1)	
原油輸入量 (万kl) (下段は、中東地域からの輸入比率)	27,802 78.0	27,065 78.3	28,120 76.3	25,445 73.2	22,744 69.0	21,226 70.6	20,701 70.5	21,320 70.2	19,595 70.4	18,884 67.7	18,470 67.8	

○ 原油価格 (アラビア・ライト) は、1973年後半に約4倍 (274ドル/バレル→1165) (第一次石油危機)、1979年後半から1980年いっぱいにかけて2倍強 (1334ドル/バレル→3400ドル/バレル) になり (第二次石油危機)、世界経済及び我が国経済に大きな影響を与えたが、1983年3月1日には、1バレル29ドル、1985年2月1日に1バレル28ドルへと値下げされた。

○ 我が国では、この10年に、原油価格の高騰に対応した省エネ、投入構造の変化が進み、成長率低下の影響と相まって、原油輸入量は大きく減少。また、原油輸入に占める中東地域のウエイトも多少低下した。

○ 2度にわたる石油危機以降、省エネの進展による石油需要の減退、代替エネルギー供給の増加、非OPEC産油国の増産などから国際石油情勢は大きく変化しOPECの市場支配力は低下した。このような状況を背景に、1985年12月のOPEC総会で、シェアの維持を最優先することで合意がなされたため、先安感もあり原油価格は急落。我が国の原油輸入価格は1986年8月には、1974年3月以来という低水準 (1024ドル/バレル) となった。その後1986年8月総会の減産合意や、年末の石油需要期にかけてOPEC減産体制が12月総会で強化を受けて市況は反発、また、1987年6月総会でも18ドル/バレル固定価格制が確認されるなど強含みに推移し、1987年7月には19ドル/バレル台に上昇した。その後OPEC諸国の増産等もあり、概ね18ドル台の推移であったが、12月に入りOPEC総会が不調であったこともあり、16ドル台まで下落してきている。(1988年4月)

(3) 日本の製品輸入比率の推移

(単位：%)

輸入 相手国・地域	暦年	1985年	1986年	1987年	1988年		
					1-3月	4-6月	(P) 7-8月
世界		31.0	41.8	44.1	47.2	48.9	47.9
米 国		11.0 <55.2>	14.0 <60.7>	11.8 <56.1>	13.2 <58.1>	12.2 <55.2>	11.8 <52.3>
E C		5.8 <84.2>	9.5 <85.5>	10.1 <85.7>	10.9 <86.8>	11.1 <86.2>	11.6 <87.3>
東南アジア		5.9 <25.3>	7.9 <33.7>	10.4 <40.4>	10.6 <42.9>	12.3 <48.0>	12.1 <47.7>

- (注) 1. 本表は(各地域からの製品輸入額)/(全世界からの総輸入額)を示したもの。
 2. < >内は、(各地域からの製品輸入額)/(各地域からの総輸入額)を示したもの。
 3. 東南アジアには以下の22カ国(地域)を含む。
 大韓民国、台湾、香港、タイ、シンガポール、マレーシア、ブルネイ、フィリピン、インドネシア、カンボディア、ラオス、ビルマ、インド、パキスタン、スリランカ、モルディブ、バングラデシュ、東チモール、マカオ(ポルトガル領)、アフガニスタン、ネパール、ブータン
 4. (P)は速報値。

(資料) 大蔵省貿易統計

(参考) 各国・地域の製品輸入比率の推移

(単位：%)

国・地域	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987
日 本	22.8	24.3	24.9	27.2	29.8	31.0	41.8	44.1
米 国	56.8	57.4	62.6	66.3	71.0	76.6	80.7	79.6
E C	46.1	43.6	45.1	48.6	50.0	51.6	59.3	64.3

(注) 製品輸入比率はドルベース。

(資料) 大蔵省貿易統計、OECD「B統計」、「Highlights of US Export and Import Trade」、「Eurostat」

(4) 価格・数量別輸出入動向

(単位：%)

	輸 出			輸 入		
	金額	価格	数量	金額	価格	数量
1985年	3.2	▲ 1.3	4.6	▲ 5.1	▲ 5.5	0.4
1986年	19.1	19.8	▲ 0.6	▲ 2.1	▲ 10.9	9.5
1987年	9.6	9.3	0.3	18.3	8.1	9.3
1988年 1～3月	17.2	16.1	0.9	39.2	14.4	21.7
4～6月	14.5	10.5	3.6	30.1	8.6	19.8
1988年 1月	16.2	16.4	▲ 0.1	34.4	19.9	12.2
2月	17.4	12.7	4.2	48.2	12.8	31.3
3月	17.6	14.1	3.2	35.5	11.2	21.8
4月	15.3	11.6	3.3	31.3	9.1	20.4
5月	10.9	11.5	▲ 0.6	26.9	7.7	17.9
6月	17.2	11.8	4.8	32.1	9.6	20.5
7月	16.4	9.9	5.9	23.5	6.7	15.6
8月(P)	18.2	10.6	6.8	27.3	9.0	16.7

(注) 1. 本表は指数の対前年(同期、同月)伸率を示したものの。

2. 金額、価格はドル・ベース。

3. (P)は速報値。

(資料) 大蔵省貿易統計

3. 国際収支の推移

(単位：億ドル、%)

項 目 \ 暦 年	1985年	1986年	1987年	1988年1-7月(P)
経 常 収 支	491.7	858.5	870.2	442.3
貿 易 収 支	559.9	928.3	963.9	522.6
輸 出	1,740.2	2,055.9	2,246.1	1,455.6
(対前年伸率)	(3.4)	(18.1)	(9.2)	(15.6)
輸 入	1,180.3	1,127.6	1,282.2	933.1
(対前年伸率)	(▲ 4.8)	(▲ 4.5)	(13.7)	(35.5)
貿易外・移転収支	▲ 68.2	▲ 69.8	▲ 93.7	▲ 80.2
貿易外収支	▲ 51.7	▲ 49.3	▲ 57.0	▲ 51.6
移 転 収 支	▲ 16.5	▲ 20.5	▲ 36.7	▲ 28.7
長 期 資 本 収 支	▲ 645.4	▲ 1,314.6	▲ 1,365.3	▲ 699.0
(資産)本邦資本	▲ 818.1	▲ 1,321.0	▲ 1,328.3	▲ 844.3
(負債)外国資本	172.7	6.3	▲ 37.0	145.2
基 礎 収 支	▲ 153.7	▲ 456.1	▲ 495.2	▲ 256.7
総 合 収 支	▲ 123.2	▲ 447.7	▲ 295.5	▲ 268.5

(注) (P)は速報値。

(資料) 国際収支統計

4. 最近の関税政策

(1) 関税改正の推移

年度	品目数	概 要
昭和60年度	1,331	<ul style="list-style-type: none"> ① 東京ラウンド合意の繰上げ実施措置 ② 関税率の改正（ワイン、紙製品等92品目の関税率の無税化または引下げ） ③ 特惠関税制度の改正（鋳工業品に関するシーリング枠の拡大等） ④ アルミニウムの塊の減税制度等減税・還付制度の改正
アクション・プログラムに係る関税改正（昭和61年1月1日施行）	1,849	<ul style="list-style-type: none"> ① 個別品目の関税率の無税化・引下げ（骨なし鶏肉、パーム油等69品目） ② 関税率の原則20%引下げ（新聞用紙、ネクタイ等1,792品目） ③ コンピューター本体等の関税の撤廃
昭和61年度	223	<ul style="list-style-type: none"> ① 皮革・革靴の輸入数量制限制度の廃止に伴う関税割当制度の新設等 ② 皮革・革靴の関税率の引上げの代償措置としての関税率の引下げ（シリコンウエハー、アラミド繊維等88品目）及びアクション・プログラムの復元規定の適用対象からの除外（酢酸、香水等116品目） ③ その他の関税率等の改正（ワイン類4品目の関税率の20%引下げ、魚粉、マンガン鉱、はっか取卸油の関税割当制度の廃止、パティク綿織物の特惠関税の新設等） ④ 各種減免税還付制度の適用期限の延長等
昭和62年度	97	<ul style="list-style-type: none"> ① 個別品目の関税率の無税化及び引下げ（紙巻たばこの関税率の無税化、ワイン、ウイスキー等アルコール飲料等18品目の関税率の原則30%引下げ、合板等木材製品10品目の関税率の引下げ、鋳工業品の低関税品目33品目の関税率の無税化等） ② 鋳工業品に関する特惠関税制度の改正（シーリング枠の拡大等シーリング制度の改善、特惠関税例外品目の削減等） ③ 各種減免税還付制度の適用期限の延長等 ④ HS移行に伴う関税率表の改正
昭和63年度	121	<ul style="list-style-type: none"> ① 個別品目の関税率の引下げ等（チョコレート菓子の関税率の引下げ及びココア調製品（無糖）への関税割当制度の導入、スペイン・ポルトガルのEC加盟に対応する72品目の関税率の無税化又は引下げ、原油、LPG等の関税率の引下げ等） ② 鋳工業品に関する特惠関税制度の改正（シーリング枠の拡大） ③ 加工再輸入減税制度の対象品目の拡充及び石油関係の減税還付制度の適用期限の延長等

(2) 市場アクセス改善対策の概要

項目	対外経済対策 (1985年4月9日)	市場アクセス改善のための アクション・プログラム (1985年7月30日)	緊急経済対策 (1987年5月29日)
1. 関税の撤廃・引下げ	<ul style="list-style-type: none"> ・日米間で半導体関税の相互撤廃（昭和60年3月1日に実施済）の考え方をエレクトロニクス分野に拡大する方向で先進各国と協議 ・合板等の関税を引き下げるべく前向きに取り組む ・個別品目の関税引下げに係る決定は昭和60年前半中（6月中）に行う ・アクション・プログラムの策定（対象期間原則3年、骨格は昭和60年7月中に作成）・フォローアップ 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新ラウンドの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・工業製品の関税交渉目標の提示 ・ハイテク製品の関税撤廃交渉の推進等 2. 関税の撤廃・引下げ <ul style="list-style-type: none"> ・原則として昭和61年のできるだけ早い時期から1,800を超える品目の関税の撤廃・引下げ ・合板等の関税引下げを昭和62年4月から実施 3. 特恵関税制度の改善 <ul style="list-style-type: none"> ・昭和62年4月実施をめざし特恵関税制度の抜本的改善 ・HS移行時を目標に国際原則の提唱 	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯品免税金額枠の引上げ（10万円→20万円）
2. 輸入制限の緩和	—	<ul style="list-style-type: none"> ・牛肉、かんきつその他の農産物について関係国間との約束に従い、適切に対応 ・皮革及び革靴については、ガットの場において適切に対処 	—
3. 基準・認証制度、輸入検査手続等の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機器及び体外診断薬のうち人種差に関係ないものについて外国臨床試験データを受け入れる ・背高コンテナについて一定の条件下で通行を認める 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己認証制度の導入と拡充 ・他省庁の行う手続にて輸入届出手続を不要とする範囲の拡大 ・外国検査データの受入れ ・税関窓口への委任事務の範囲の拡大 ・基準の設定、改定の政策決定における透明性を確保 ・フォローアップ体制の充実 ・標準事務処理期間の設定 	—
4. 輸入促進対策	<ul style="list-style-type: none"> ・インポート・フェア等の開催・支援 ・特定外国製品の販売拡大計画の推進 ・日本輸出入銀行の製品輸入金融の金利引下げ ・輸入促進キャンペーンの実施 ・関係企業に対する製品輸入等努力要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業に輸入拡大努力を要請 ・日本輸出入銀行による製品輸入金融の拡充 ・特定外国製品輸入促進計画の拡充等の諸施策の強化 ・輸入品の流通実態調査の実施 ・流通産業に対する輸入品販売促進のための施策の実施 ・海外旅行の促進等 	<ul style="list-style-type: none"> ・総額10億ドル規模の政府調達による外国製品輸入 ・製品輸入金融の拡充 ・政府調達への外国供給者のアクセス改善 ・製品輸入の拡大等
5. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・アクション・プログラムの策定（対象期間原則3年、骨格は昭和60年7月中に作成）・フォローアップ ・先端技術分野における市場アクセスの改善 ・金融・資本市場の自由化及び円の国際化の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・政府調達（契約手続の抜本的改善等） ・金融・資本市場（金利の自由化促進の為の措置等） ・サービス（外国弁護士、運輸業等の諸分野における改善措置等） ・投資交流の促進（対日直接投資に関する情報提供等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・総額5兆円の公共投資の拡充及び公共事業等の施行促進 ・1兆円を下らない減税 ・金融・資本市場の自由化・国際化 ・民間活力の活用（NTT株式売却収入の活用） ・円高差益の還元 ・国際社会への貢献（ODA中期目標の2年繰上げ、債務国への200億ドル以上の資金還流） ・その他（住宅投資の促進、地域活性化の推進、中小企業・雇用対策、機動的な金融対策の運営）

(3) 関税負担率の国際比較

(単位：%)

国名	年度					
	1981	1982	1983	1984	1985	1986
日本	2.5	2.6	2.5	2.5	2.6	3.3
米国	3.2	3.6	3.5	3.4	3.3	—
EC	2.5	2.7	2.7	2.8	2.7	—
カナダ	4.5	4.3	4.2	4.0	3.7	—
オーストラリア	9.6	9.3	9.7	11.1	9.5	—

(注) 1. 関税負担率とは、関税収入額/総輸入額である。

2. ECの負担率は域外からの輸入額に係るものであり、関税収入額には農産物に対する輸入課徴金を含む。

3. 1986年度の日本の関税負担率が3.3%に上昇したのは、原油価格の低下により、総輸入額が約30%減少したこと等のためである。

4. 諸外国の1986年度分については原資料が未公表である。

(資料) OECD「A統計」;「Revenue Statistics」; IMF「IFS」

(出所) 大蔵省関税率審議会総会(昭和63年9月26日)資料14-30ページ、資料6「最近の関税をめぐる諸問題」

11-101 最近の関税をめぐる諸問題

1991（平成3）年度 関税率審議会提出資料

1. 世界経済と貿易の動向

(1) 世界経済の動向

	実質GNP成長率					失業率					物価上昇率					経常収支				
	1980年	1986年	1989年	1990年	1991年	1980年	1986年	1989年	1990年	1991年	1980年	1986年	1989年	1990年	1991年	1980年	1986年	1989年	1990年	1991年
日本	3.5	2.6	4.7	5.6	3.5	2.0	2.8	2.3	2.1	2.2	7.5	0.4	1.8	2.4	2.5	▲108	858	572	358	410
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	億ドル	億ドル	億ドル	億ドル	億ドル	
米国	▲0.2	2.7	2.5	0.9	▲0.2	7.2	7.0	5.3	5.5	6.7	10.8	2.4	4.5	5.0	4.3	▲11	▲1454	▲1100	▲993	▲90
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
ドイツ	1.0	2.2	3.8	4.5	2.8	2.5	6.4	5.6	5.1	5.0	5.8	▲0.5	3.0	2.5	3.3	▲138	395	572	479	0
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
フランス	1.6	2.5	3.9	2.8	1.4	6.3	10.4	9.4	9.0	9.4	13.3	2.7	3.4	3.0	3.1	▲42	18	▲46	▲78	▲100
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
英国	▲1.7	3.8	1.9	0.6	▲1.8	6.1	11.8	6.2	5.5	8.2	16.3	4.4	5.6	4.7	6.0	66	▲1	▲326	▲227	▲110
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
カナダ	1.1	3.3	3.0	0.9	▲1.0	7.5	9.5	7.5	8.1	10.1	10.0	3.8	4.7	4.2	5.8	▲10	▲73	▲141	▲137	▲100
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
イタリア	4.2	2.5	3.0	2.0	1.7	7.7	11.2	12.1	11.0	11.3	20.5	5.8	6.3	6.2	6.4	▲98	24	▲106	▲144	▲130
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
7カ国計	1.2	2.7	3.3	2.6	1.1	5.5	7.3	6.4	5.6	6.4	10.7	2.1	3.9	4.1	4.0	▲318	▲232	▲575	▲743	▲120
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
OECD計	1.3	2.7	3.3	2.6	1.1	5.9	7.9	5.7	6.2	7.1	11.4	2.6	4.4	4.6	4.5	▲680	▲271	▲783	▲935	▲260
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

(注) 1. 出典：OECD "Economic Outlook" (1991年7月)

2. 1991年の値については見直し。

3. ドイツは、1990年7月以降の経常収支を除き、旧西ドイツの数値。

4. フランス、英国、カナダ、イタリアについては、GDPを使用。

5. 物価上昇率には、民間消費デフレーターを使用。

6. 経常収支欄の()は、経常収支の対GNP (GDP) 比率(%)。

(2) 世界貿易の動向

(単位：十億ドル、%)

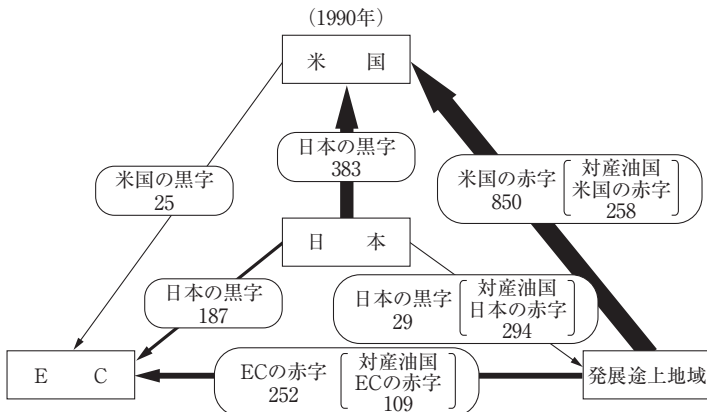
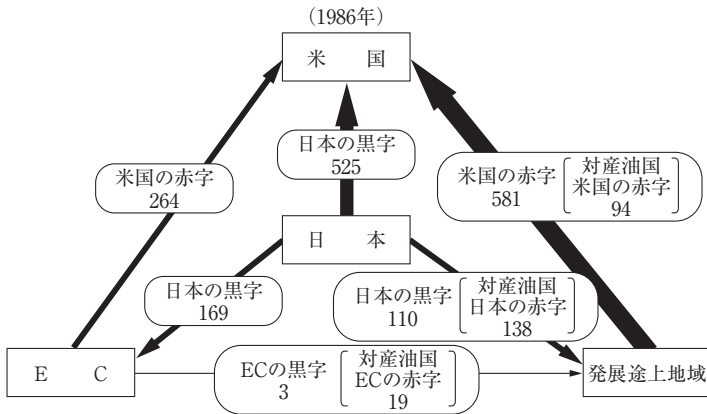
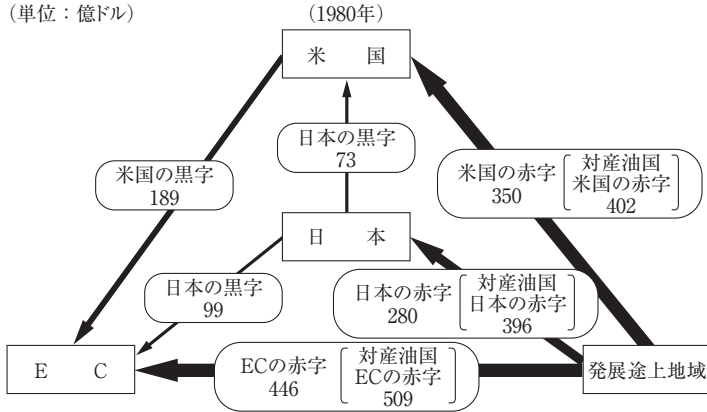
	1980年	1986年	1987年	1988年	1989年	1990年
貿易額	3,838	4,070	4,774	5,462	5,911	6,759
貿易額 対前年伸率	22.4	9.8	17.3	14.4	8.2	14.3
貿易数量 対前年伸率	1.2	4.2	6.5	9.1	7.1	3.9
(参考) 経済成長率	2.1	3.1	3.4	4.5	3.3	2.1

(出典) 貿易額：IMF "International Financial Statistics"

貿易数量及び経済成長率：IMF "World Economic Outlook"

(参考) 日本、米国、EC及び発展途上地域の貿易収支 (図解)

(単位：億ドル)



(出典) IMF "Direction of Trade Statistics" による。

2. 我が国の貿易動向

(1) 地域別動向

(単位：百万ドル、%)

相手地域		暦年		1980年		1986年		1989年		1990年		1991年1～6月	
		金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率		
世界	輸出	129,807	26.0	209,151	19.1	275,175	3.9	286,948	4.3	150,387	12.3		
	輸入	140,528	27.0	126,408	▲2.4	210,847	12.5	234,799	11.4	118,073	9.0		
	バランス	▲10,721	—	82,743	—	64,328	—	52,149	—	32,314	—		
先進地域	輸出	61,172	25.5	131,149	28.0	167,358	3.4	169,964	1.6	85,714	6.5		
	輸入	49,120	14.1	62,233	17.2	107,313	13.2	119,316	11.2	58,565	2.5		
	バランス	12,052	—	68,917	—	60,045	—	50,648	—	27,149	—		
米国	輸出	31,367	18.8	80,456	23.3	93,188	4.0	90,322	▲3.1	42,633	0.1		
	輸入	24,408	19.5	29,054	12.6	48,246	14.8	52,369	8.5	26,693	4.2		
	バランス	6,959	—	51,401	—	44,942	—	37,954	—	15,940	—		
EC	輸出	16,650	31.3	30,675	53.3	47,908	2.2	53,518	11.7	30,380	20.0		
	輸入	7,842	3.5	13,989	57.3	28,146	16.9	35,028	24.5	15,986	▲3.2		
	バランス	8,808	—	16,686	—	19,762	—	18,490	—	14,395	—		
発展途上地域	輸出	59,480	26.9	63,934	12.2	95,173	6.6	107,142	12.6	59,286	21.1		
	輸入	84,733	36.2	55,941	▲17.7	87,946	11.7	98,502	12.0	50,659	15.2		
	バランス	▲25,253	—	7,993	—	7,227	—	8,640	—	8,627	—		
OPEC	輸出	18,482	38.3	11,631	▲11.7	10,772	▲5.8	13,575	25.9	7,196	15.9		
	輸入	56,492	55.5	23,656	▲34.9	31,875	19.0	41,538	30.3	20,151	16.0		
	バランス	▲38,010	—	▲12,025	—	▲21,103	—	▲27,963	—	▲12,955	—		
アジア NIEs	輸出	19,186	13.0	30,063	33.7	52,747	5.9	56,667	7.4	32,079	23.6		
	輸入	7,366	▲7.6	12,519	27.2	27,145	8.6	25,947	▲4.4	13,206	8.5		
	バランス	11,820	—	17,544	—	25,602	—	30,719	—	18,873	—		
ASEAN	輸出	13,118	34.9	12,123	7.7	25,966	21.4	32,975	27.0	18,496	27.6		
	輸入	24,461	34.6	16,517	▲18.3	25,809	14.9	29,261	13.4	16,091	22.2		
	バランス	▲11,343	—	▲4,394	—	157	—	3,714	—	2,405	—		
共産圏	輸出	9,155	24.0	14,064	▲13.1	12,643	▲8.5	9,842	▲22.2	5,388	18.5		
	輸入	6,669	23.7	8,232	2.9	15,584	12.4	16,977	8.9	8,847	22.3		
	バランス	2,487	—	5,832	—	▲2,940	—	▲7,135	—	▲3,459	—		
中国	輸出	5,078	37.3	9,856	▲21.0	8,516	▲10.1	6,130	▲28.0	3,725	37.3		
	輸入	4,323	46.3	5,652	▲12.8	11,146	13.1	12,054	8.1	6,407	26.0		
	バランス	755	—	4,204	—	▲2,630	—	▲5,924	—	▲2,682	—		
ソ連・東欧	輸出	3,585	9.7	3,832	15.6	3,755	▲3.9	3,308	▲11.9	1,458	▲10.6		
	輸入	2,116	▲5.4	2,317	32.7	3,755	8.6	4,011	6.8	1,987	11.6		
	バランス	1,470	—	1,515	—	0	—	▲703	—	▲529	—		

(注) 伸び率は、対前年比。

(資料) 大蔵省貿易統計

(2) 主要商品動向

(単位：億ドル、%)

主要品目		1980年		1986年		1989年		1990年		1991年1～6月	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
輸 出	総額	1,298	100.0	2,092	100.0	2,752	100.0	2,869	100.0	1,504	100.0
	うち										
	自動車	233	17.9	427	20.4	485	17.6	510	17.8	262	17.4
	事務用機器	23	1.8	113	5.4	193	7.0	206	7.2	105	7.0
	半導体等電子部品	23	1.8	63	3.0	141	5.1	133	4.7	71	4.7
	映像機器	40	3.1	114	5.5	116	4.2	131	4.6	67	4.5
	鉄鋼	155	11.9	127	6.1	148	5.4	125	4.4	66	4.4
	科学光学機器	45	3.5	85	4.1	112	4.1	116	4.0	62	4.1
	自動車の部品	20	1.6	83	3.9	99	3.6	109	3.8	54	3.6
	原動機	25	2.0	49	2.4	75	2.7	77	2.7	39	2.6
	音響機器	58	4.5	66	3.1	62	2.3	65	2.3	33	2.2
	通信機	11	0.9	58	2.8	64	2.3	60	2.1	31	2.1
輸 入	総額	1,405	100.0	1,264	100.0	2,108	100.0	2,348	100.0	1,181	100.0
	うち										
	原油及び粗油	528	37.5	195	15.4	215	10.2	316	13.5	154	13.1
	繊維製品	32	2.3	50	4.0	133	6.3	128	5.5	59	5.0
	魚介類	30	2.2	64	5.1	100	4.8	105	4.5	55	4.6
	非鉄金属	45	3.2	37	2.9	99	4.7	99	4.2	52	4.4
	石油製品	51	3.6	46	3.7	83	3.9	97	4.1	41	3.4
	石木材	69	4.9	40	3.2	82	3.9	75	3.2	36	3.1
	液化天然ガス	45	3.2	58	4.5	55	2.6	67	2.8	42	3.6
	自動車	5	0.3	11	0.9	42	2.0	63	2.7	29	2.4
石炭	45	3.2	49	3.9	59	2.8	63	2.7	32	2.7	
肉類	15	1.1	26	2.0	49	2.3	50	2.1	26	2.2	

(注) 主要品目は、1990年の輸出・輸入順の上位10品目とした。

(資料) 大蔵省貿易統計

(3) 我が国の製品輸入比率の推移

(単位：%)

輸入相手地域		暦年						
		1980年	1986年	1987年	1988年	1989年	1990年	1991年1月 ～6月
世	界	22.8	41.8	44.1	49.0	50.3	50.3	50.0
	米 国	44.1 〔7.7〕	60.7 〔14.0〕	56.1 〔11.8〕	56.0 〔12.6〕	58.3 〔13.3〕	62.0 〔13.8〕	61.8 〔14.0〕
	E C	86.4 〔4.8〕	85.5 〔9.5〕	85.7 〔10.1〕	86.3 〔11.1〕	86.1 〔11.5〕	88.1 〔13.1〕	87.2 〔11.8〕
	ア ジ ア N I E s	58.0 〔3.0〕	62.3 〔6.2〕	66.2 〔8.3〕	72.9 〔9.7〕	75.5 〔9.7〕	73.4 〔8.1〕	73.1 〔8.2〕
	A S E A N	6.1 〔1.1〕	12.6 〔1.7〕	15.7 〔2.1〕	20.4 〔2.5〕	25.8 〔3.2〕	26.1 〔3.3〕	28.3 〔3.9〕
	O P E C	0.8 〔0.3〕	4.7 〔0.9〕	6.9 〔1.2〕	9.6 〔1.4〕	11.3 〔1.7〕	8.0 〔1.4〕	8.4 〔1.4〕

- (注) 1. 本表は (各地域からの製品輸入額)/(各地域からの総輸入額) を示したものの。
 2. [] 内は、(各地域からの製品輸入額)/(全世界からの総輸入額) を示したものの。
 3. 1. 及び 2. における「製品」とは、標準国際貿易分類 (SITC) の 5～9 類を指し、具体的には、化学工業生産品、原料別製品 (鉄鋼等)、機械類及び輸送機器、雑製品 (家具、衣類、精密機器等)、特殊取扱品が含まれる。
 4. アジアNIEsには以下の4カ国 (地域) を含む。
 大韓民国、台湾、香港、シンガポール
 5. ASEANには以下の6カ国を含む。
 タイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア、シンガポール、ブルネイ
 6. OPECには以下の13カ国を含む。
 アルジェリア、エクアドル、ガボン、インドネシア、イラン、イラク、クウェイト、リビア、ナイジェリア、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、ベネズエラ

(資料) 大蔵省貿易統計

(参考) 各国の製品輸入比率の推移

(単位：%)

地域		暦年					
		1980年	1986年	1987年	1988年	1989年	1990年
	日本	22.8	41.8	44.1	49	50.3	50.3
	米国	56.8	80.7	79.6	81.4	80.3	78.8
	EC	55 (46.1)	67.3 (59.3)	69.7 (64.3)	72 (62.1)	72.9 (63.4)	75.7 (68.9)

(注) () 内は域内貿易を除いた場合。

(資料) 大蔵省貿易統計、「Highlights of US Export and Import Trade」(1980～1988年)、「Commerce News」(1989年)、「Eurostat」

(参考) 国際収支の推移 (ドルベース)

(単位: 百万ドル、%)

	1980年	1986年	1988年	1989年	1990年	1991年		
						増減額	1～6月 増減額	
経常収支	▲10,746	85,845	79,631	57,157	35,761	▲21,396	28,931	8,734
貿易収支	2,125	92,827	95,012	76,917	63,528	▲13,389	43,723	15,716
輸出	126,736	205,591	259,765	269,570	280,374	10,804	146,921	15,951
(前年同期比)	(25.2)	(18.1)	(15.7)	(3.8)	(4.0)	—	(12.2)	—
輸入	124,611	112,764	164,753	192,653	216,846	24,193	103,198	235
(前年同期比)	(25.4)	(▲4.5)	(28.5)	(16.9)	(12.6)	—	(0.2)	—
貿易外収支	▲11,343	▲4,932	▲11,263	▲15,526	▲22,292	▲6,766	▲4,628	1,352
移転収支	▲1,528	▲2,050	▲4,118	▲4,234	▲5,475	▲1,241	▲10,164	▲8,334
長期資本収支	2,324	▲131,461	▲130,930	▲89,246	▲43,586	45,660	3,776	38,847
本邦資本	▲10,817	▲132,095	▲149,883	▲192,118	▲120,766	71,352	▲68,629	▲6,450
外国資本	13,141	634	18,953	102,872	77,180	▲25,692	72,405	45,297
基礎収支	▲8,422	▲45,616	▲51,299	▲32,089	▲7,825	24,264	32,707	47,581
短期資本収支	3,141	▲1,609	19,521	20,811	21,468	657	▲21,086	32,379
誤差脱漏	▲3,115	2,458	2,796	▲22,008	▲20,877	1,131	▲4,177	245
総合収支	▲8,396	▲44,767	▲28,982	▲33,286	▲7,234	26,052	7,444	15,447
金融勘定	▲8,396	▲44,767	▲28,982	▲33,286	▲7,234	26,052	7,444	15,447
為銀部門	▲13,144	▲58,506	▲44,460	▲8,592	13,633	22,225	22,889	12,450
公的部門	4,748	13,739	15,478	▲24,694	▲20,867	3,827	▲15,445	2,997
外貨準備増減	4,905	15,729	16,183	▲12,767	▲7,842	4,925	▲9,161	2,085
外貨準備高	25,232	42,239	97,662	84,895	77,053	▲7,842	67,892	▲5,757
為替相場 (円/ドル)	226.74	168.52	128.15	137.96	144.79	—	136.08	—

(注) 為替相場は、IMF “International Financial Statistics” による。

(出典) 国際収支統計

3. 最近の関税政策

(1) 関税改正の推移

年 度	品目数	概 要
アクション・プログラムに係る関税改正 (昭和61年1月1日施行)	1,849	① 個別品目の関税率の無税化・引下げ(骨なし鶏肉、パーム油等69品目) ② 関税率の原則20%引下げ(新聞用紙、ネクタイ等1,792品目) ③ コンピューター本体等の関税の撤廃
昭和61年度	223	① 皮革・革靴の輸入数量制限制度の廃止に伴う関税割当制度の新設等 ② 皮革・革靴の関税率の引上げの代償措置としての関税率の引下げ(シリコンウエハー、アラミド繊維等88品目)及びアクション・プログラムの復元規定の適用対象からの除外(酢酸、香水等116品目) ③ その他の関税率等の改正(ワイン類4品目の関税率の20%引下げ、魚粉、マンガン鉱、はっか取卸油の関税割当制度の廃止、バティク綿織物の特惠関税の新設等) ④ 各種減免税還付制度の適用期限の延長等
昭和62年度	97	① 個別品目の関税率の無税化及び引下げ(紙巻たばこの関税率の無税化、ワイン、ウイスキー等アルコール飲料等18品目の関税率の原則30%引下げ、合板等木材製品10品目の関税率の引下げ、鉱工業品の低関税品目33品目の関税率の無税化等) ② 鉱工業品に関する特惠関税制度の改正(シーリング枠の拡大等シーリング制度の改善、特惠関税例外品目の削減等) ③ 各種減免税還付制度の適用期限の延長等 ④ HS移行に伴う関税率表の改正
昭和63年度	121	① 個別品目の関税率の引下げ等(チョコレート菓子の関税引下げ及びココア調製品(無糖)への関税割当制度の導入、スペイン・ポルトガルのEC加盟に対応する72品目の関税率の引下げ又は無税化、LPG等の関税引下げ等) ② 鉱工業品に関する特惠関税制度の改正(シーリング枠の拡大) ③ 加工再輸入減税制度の対象品目の拡充及び石油関係の減税還付制度の適用期限の延長等 ④ 原油関税の引下げ
平成元年度	206	① 個別品目の関税率の引下げ等(農産物自由化関連の関税率の引上げ等、熱帯産品に係る関税率の引下げ等、石油関係の関税改正等) ② 加工再輸入減税制度の対象品目の拡充及び石油関係の免税還付制度の適用期限の延長等 ③ 税関行政に係る関税改正(輸入禁制品についての覚せい剤・大麻等の追加指定及び旅客等の携帯品に適用されている関税率の別送品への適用等) ④ 消費税導入に伴う措置(関税の納期限の延長等)
平成2年度	1,028	① 機械類を中心とした工業製品関税の撤廃・引下げ(1,008品目) ② 農産物の輸入自由化に関連した関税率の引上げ等 ③ 輸入時と同一状態で再輸出される貨物に係る戻税制度の新設 ④ 各種減免税還付制度の適用期限の延長等
平成3年度	5	① 特惠関税制度の改正(適用期限の10年延長、基準年次の改訂等) ② 鉱物油添加剤等5品目の関税撤廃 ③ ガス製造用揮発油に係る関税の還付制度の廃止及びその他の石油関係の免税・還付制度の適用期限の延長 ④ HS条約改正に伴う関税率の改正

(2) 関税負担率の国際比較

(単位：%)

国名 \ 年度	1980	1985	1986	1987	1988	1989	1990
日本	2.5	2.6	3.3	3.4	3.4	2.9	2.7
米国	3.1	3.6	3.7	3.9	3.8	—	—
EC	2.8	2.7	3.6	3.9	3.9	—	—
カナダ	4.5	3.7	3.7	3.6	3.5	—	—
オーストラリア	9.5	9.5	8.7	8.9	7.9	—	—

(注) 1. ECの負担率は域外からの輸入額に係るものであり、関税収入には農産物に対する輸入課徴金を含む。

2. 諸外国の1989年度分および1990年度分については、原資料がまだ未公表である。

4. 原油等関税について

(1) 石炭政策について

① 石炭政策の歴史

昭和30年代以降のエネルギー革命の中で構造不況に陥った石炭鉱業に対し、昭和38年度以降、8次にわたる石炭政策を実施。

② 現行の石炭政策

昭和62年度より、第8次石炭政策を実施。①需要動向を勘案して、生産規模を縮小し、最終的には概ね1,000万トン規模とする、②過剰貯炭の円滑な縮減を図ること等を基本的な枠組みとしている。本対策は、平成3年度末をもって終了。

③ 今後の石炭政策

平成4年度以降の石炭政策の在り方について、昨年9月から石炭鉱業審議会で検討が行われ、本年6月に答申が出された。

答申のポイントとしては、①1990年代を国内石炭鉱業の構造調整の最終段階として位置づけたこと、②石炭鉱業の構造調整については、企業の自主的判断に委ねること、③地域振興策、雇用対策等の早期実施等が挙げられる。

(2) 原油等関税の沿革と今後の在り方について

① 原重油関税の特定財源化

石炭産業の不況の深刻化にかんがみ、昭和35年度より原重油関税収入を石炭対策の特定財源化。

② 特別会計の設置

昭和42年度に「石炭対策特別会計」が設置され、原重油関税収入の10/12を同会計に繰入。以後、昭和47年度に同会計に石油勘定を新設し、「石炭及び石油対策特別会計」(石々特会)に改組。

③ 平成元年度関税改正における見直し

平成元年度関税改正において、消費税導入に伴う石油の税負担軽減等の石油をめぐる諸情勢を考慮し原油関税率の引下げ(1/3カット)等の見直しを実施。これに伴う石炭対策財源の減少を補うため、石油製品関税の石々特会直入及び重油の関税割当制度の改正を実施。

④ 今後の石炭対策財源について

今までの石炭政策においては、石油関税により石炭対策財源を賄ってきたが、今後の石炭政策の実施に当たり、その財源をどうするかにつき今後検討していく必要がある。

(参考1) 原油関税率の推移

適用期間	原油関税率
昭和36.6～37.3	320円/kℓ
昭和37.4～38.3	530円/kℓ
昭和38.4～52.3	640円/kℓ
昭和52.4～53.5	750円/kℓ
昭和53.6～63.7	640円/kℓ
昭和63.8～平成3	530円/kℓ
平成4～	350円/kℓ

(税率は全て実行税率)

(参考2) 石炭鉱業審議会答申

「今後の石炭政策の在り方について」

(平成3年6月7日)

～抜粋～

ロ. また、今後の石炭政策を推進するためには、所要の財源の確保が必要である。

現行石炭政策については、原油等関税を財源として「石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計」により実施しているが、エネルギー源たる原油については関税は基本的には無税であることが望ましいとの指摘がある等諸々の問題点をはらんでいる。しかし、石炭政策も今回の施策が戦後の長い政策の締めくくりとして最終段階にきていること及び直ちに一般会計からの繰入れ等の代替案の採用が困難な現状にあることを考えれば、現行石炭勘定を継続することもやむを得ないという考え方もあり得る。

今後の財源確保の在り方については、政府において上記の状況を踏まえつつ、適切に対応する必要がある。

(出所) 大蔵省関税率審議会総会(平成3年9月20日)資料6「最近の関税をめぐる諸問題」1-12ページ

11-102 最近の関税をめぐる諸問題

1994(平成6)年度 関税率審議会提出資料

1. 世界経済と貿易の動向

(1) 世界経済の動向

(単位:億ドル、%)

項目	GDP	実質GDP成長率					失業率					物価上昇率				
		1982	1987	1992	1993	1994	1982	1987	1992	1993	1994	1982	1987	1992	1993	1994
日本	33,501	3.2	4.1	1.1	0.1	0.8	2.3	2.9	2.2	2.5	2.9	2.7	0.2	2.1	1.0	0.3
米国	57,229	▲2.2	3.1	2.6	3.0	4.0	9.7	6.2	7.4	6.8	6.3	5.8	4.2	3.3	2.7	2.1
EU	62,474	0.8	2.9	1.0	▲0.4	1.9	9.4	10.9	10.3	11.3	12.0	10.7	3.5	4.5	3.8	3.1
アジアNIES	5,709	7.3	12.4	5.5	5.7	6.5	—	—	—	—	—	6.6	2.4	5.9	5.0	5.1
東南アジア	3,132	6.6	6.2	6.1	6.4	7.1	—	—	—	—	—	8.4	5.0	7.0	6.1	6.0
中国	4,249	4.5	10.9	13.2	13.4	10.0	—	—	—	—	—	2.0	8.8	8.6	14.5	11.0
G7諸国	146,136	0.5	3.2	1.7	1.4	2.5	7.7	6.9	7.3	7.3	7.4	7.0	2.9	3.1	2.8	2.4
先進国	(55.7)	▲0.3	3.2	1.6	1.2	2.4	8.0	7.4	7.8	8.2	8.3	7.5	3.2	3.3	2.9	2.5
発展途上国	(33.9)	2.1	5.7	5.9	6.1	5.5	—	—	—	—	—	25.3	35.2	38.8	45.9	40.9
移行中の諸国	(10.9)	*3.6	2.6	▲15.5	▲8.8	▲6.1	—	—	—	—	—	*4.7	7.5	766.9	687.2	290.2

(単位：億ドル、%)

項目	貿易収支					経常収支				
	1982	1987	1992	1993	1994	1982	1987	1992	1993	1994
日本	181	964	1,323	1,414	1,350	69 (0.7)	870 (3.6)	1,176 (3.2)	1,314 (3.1)	1,288 (3.0)
米国	▲365	▲1,596	▲961	▲1,325	▲1,535	▲114 (▲0.2)	▲1,673 (▲3.7)	▲664 (▲1.1)	▲1,092 (▲1.7)	▲1,406 (▲2.1)
EU	▲137	295	▲108	608	934	▲162 (▲0.6)	328 (0.8)	▲596 (▲0.9)	84 (0.1)	297 (0.5)
アジアNIES	▲83	255	17	29	▲29	▲25	277	63	81	90
東南アジア	▲23	75	▲3	6	23	▲132	▲9	▲131	▲121	▲118
中国	42	▲17	51	▲91	▲116	58 (2.2)	3 (0.1)	64 (1.5)	▲96 (▲1.9)	▲85 (▲1.6)
G7諸国	▲302	▲122	565	833	814	▲28	▲609	▲397	▲142	▲173
先進国	▲302	▲334	419	898	863	▲278	▲670	▲432	▲121	78
発展途上国	210	390	▲158	▲366	▲371	▲771	▲47	▲671	▲1,046	▲1,062
移行中の諸国	—	—	—	—	—	—	125	▲66	▲65	▲207

(注) 1. 出典：日本、米国、EUについてはOECD "Economic Outlook" (1994年5月) 及びIMF "International Financial Statistics" (1994年8月、1993年)

アジアNIES、東南アジア、中国についてはADB "Asian Development Outlook" (1994年、1993年、1990年)

先進国、発展途上国、移行中の諸国についてはIMF "World Economic Outlook" (1994年5月)

2. GDPの欄の()は、世界全体に占めるシェア。

3. 1994年の値については見通し。*は1976~85年の平均値。

4. 物価上昇率には、民間消費デフレーターを使用。

5. アジアNIES：香港、韓国、シンガポール、台湾

東南アジア：インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、タイ、ヴェトナム

先進国：日本、米国、EU諸国、カナダ、オーストラリア等 23カ国 (トルコを除くOECD諸国)

移行中の諸国：旧ソ連、東欧諸国及びモンゴル 24カ国

発展途上国：中国、韓国等 130カ国

6. 経常収支の欄の()は、経常収支の対GDP比率。

(参考) 日本の経常収支、貿易収支の動向
・経常収支の推移 (単位：兆円、億ドル、%)

	1990年	1991年	1992年	1993年
円ベース (対前年同期比)	5.2 (▲33.8)	9.8 (87.7)	14.9 (52.6)	14.6 (▲1.9)
ドル・ベース (対前年同期比)	358 (▲37.4)	729 (103.9)	1,176 (61.2)	1,314 (11.8)

	1993年 第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	1994年 第1四半期
円ベース (対前年同期比)	4.3 (19.9)	3.5 (▲8.1)	3.4 (▲3.7)	3.5 (▲14.1)	3.7 (▲14.2)
ドル・ベース (対前年同期比)	359 (30.3)	314 (8.9)	320 (13.4)	321 (▲2.4)	345 (▲3.9)

・円ベースの経常収支黒字の対前年同期比伸び率（単位：％）

1992年上期	1992年下期	1993年上期	1993年下期	1994年上期
85.8	30.0	5.6	▲9.3	▲6.7

・ドル・ベースの経常収支黒字の対前年同期比伸び率（単位：％）

1992年上期	1992年下期	1993年上期	1993年下期	1994年上期
94.9	39.1	19.4	4.9	2.2

・我が国の対世界貿易動向（円ベース）

（単位：億円）

暦年	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年1月～6月
輸出	414,569	423,599	430,123	402,024	198,271
伸び率	9.6%	2.2%	1.5%	▲6.5%	▲2.6%
輸入	338,552	319,002	295,274	268,264	134,626
伸び率	16.8%	▲5.8%	▲7.4%	▲9.1%	▲1.0%
バランス	76,017	104,597	134,849	133,761	63,644
増減額	▲12,422	28,580	30,251	▲1,088	▲2,768

（出所）大蔵省貿易統計

・我が国の対世界貿易動向（ドル・ベース）

（単位：億ドル）

暦年	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年1月～6月
輸出	2,860	3,146	3,397	3,609	1,869
伸び率	4.3%	9.6%	8.0%	▲6.3%	6.8%
輸入	2,348	2,367	2,330	2,407	1,208
伸び率	11.4%	0.8%	▲1.6%	3.3%	7.7%
バランス	521	778	1,066	1,202	600
増減額	▲122	256	288	136	29

（出所）大蔵省貿易統計

(2) 世界貿易の動向

(単位：10億ドル、%)

項目	暦年		1987年	1989年	1990年	1991年	1992年	1993年
	1982年	1987年						
貿易額	3,566	4,785	5,995	6,857	7,086	7,536	7,452	
貿易額 対前年伸率	▲7.2	17.2	9.6	14.4	3.3	6.3	▲1.1	
貿易数量 対前年伸率	▲1.6	6.1	6.4	4.6	2.4	4.5	2.4	
(参考) 経済成長率	0.5	3.9	3.4	2.2	0.7	1.8	2.3	

(出典) 貿易額：IMF “International Financial Statistics” (1994年8月、1993年)

貿易数量及び経済成長率：IMF “World Economic Outlook” (1994年5月、1990年5月)

2. 我が国の貿易動向

(1) 地域別動向

(単位：百万ドル、%)

相手地域		暦年		1987年		1992年		1993年		1994年1～6月	
		金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率
世 界	輸 出	138,382	▲8.7	229,221	9.6	339,650	8.0	360,911	6.3	186,857	6.8
	輸 入	131,931	▲7.9	149,515	18.3	233,021	▲1.6	240,670	3.3	126,826	7.7
	バランス	6,900	—	79,706	—	106,628	—	120,241	—	60,031	—
米 国	輸 出	36,330	▲5.9	83,580	3.9	95,793	4.6	105,405	10.0	55,369	11.8
	輸 入	24,179	▲4.4	31,490	8.4	52,230	▲2.0	55,236	5.8	30,798	10.1
	バランス	12,151	—	52,089	—	43,563	—	50,169	—	24,570	—
E U	輸 出	17,064	▲9.7	37,693	22.9	62,474	5.6	56,412	▲9.7	27,472	▲7.0
	輸 入	7,560	▲11.6	17,670	26.3	31,280	▲1.6	30,149	▲3.6	15,721	6.8
	バランス	9,504	—	20,024	—	31,194	—	26,263	—	11,750	—
東 ア ジ ア	輸 出	32,357	▲11.9	57,272	20.6	112,359	11.3	130,628	16.3	71,217	14.9
	輸 入	33,764	▲5.6	43,744	31.6	71,575	2.4	77,922	8.9	41,354	14.8
	バランス	▲1,410	—	13,528	—	40,783	—	52,706	—	29,863	—
ア ジ ア NIEs	輸 出	18,228	▲12.5	39,456	31.2	72,638	8.7	80,483	10.8	43,651	12.5
	輸 入	8,145	▲4.4	18,812	50.3	26,168	▲4.2	26,947	3.0	14,214	10.5
	バランス	10,082	—	20,644	—	46,470	—	53,536	—	29,437	—
A S E A N	輸 出	14,991	▲1.9	15,574	28.5	40,706	8.0	49,474	21.5	27,666	19.6
	輸 入	22,093	▲7.5	19,579	18.5	31,551	▲0.7	34,012	7.8	17,731	6.9
	バランス	▲7,103	—	▲4,005	—	9,155	—	15,461	—	9,935	—
中 国	輸 出	3,511	▲31.1	8,250	▲16.3	11,949	39.1	17,273	44.6	9,088	14.0
	輸 入	5,352	1.1	7,401	30.9	16,953	19.3	20,565	21.3	11,599	32.2
	バランス	▲1,842	—	▲848	—	▲5,004	—	▲3,292	—	▲2,512	—
中 近 東	輸 出	16,946	▲4.4	9,177	▲6.3	15,206	23.5	13,256	▲12.8	5,805	20.6
	輸 入	37,764	▲11.5	20,197	9.6	29,246	▲0.3	27,234	▲6.9	12,832	▲8.4
	バランス	▲20,818	—	▲11,020	—	▲14,040	—	▲13,978	—	▲7,027	—
旧ソ連・東欧	輸 出	4,483	11.6	3,280	▲14.4	1,917	▲33.0	2,294	19.7	999	▲13.2
	輸 入	1,882	▲16.4	2,828	22.1	3,083	▲21.6	3,463	12.3	1,773	6.2
	バランス	2,601	—	452	—	▲1,166	—	▲1,169	—	▲774	—

(注) 伸び率は、対前年同期比。

1992年、1993年及び1994年は、旧ソ連・東欧にはバルト3国を含む。1982年は共産圏。

ASEAN：タイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア、シンガポール、ブルネイ。

東アジア：アジアNIEs、ASEAN、中国の合計からシンガポールを引いたものである。

(資料) 大蔵省貿易統計

(2) 主要商品動向

(単位：億ドル、%)

商品名		1982年		1987年		1992年		1993年		1994年1～6月	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
輸 出	総額	1,388	100.0	2,292	100.0	3,397	100.0	3,609	100.0	1,869	100.0
	うち										
	自動車	246	17.7	449	19.6	605	17.8	584	16.2	276	14.8
	事務用機器	31	2.3	144	6.3	254	7.5	276	7.7	132	7.1
	半導体等電子部品	27	1.9	83	3.6	175	5.1	220	6.1	133	7.1
	自動車の部分品	26	1.9	107	4.7	125	3.7	149	4.1	85	4.5
	鉄鋼	156	11.3	126	5.5	133	3.9	145	4.0	72	3.9
	科学光学機器	48	3.5	94	4.1	135	4.0	143	4.0	74	4.0
	原動機	28	2.0	59	2.6	97	2.9	114	3.2	64	3.4
	映像機器	64	4.6	102	4.5	122	3.6	107	3.0	51	2.8
	船舶	69	4.9	44	1.9	79	2.3	102	2.8	66	3.5
	通信機	18	1.3	50	2.2	75	2.2	81	2.2	42	2.2
	輸 入	総額	1,319	100.0	1,495	100.0	2,330	100.0	2,407	100.0	1,268
うち											
原油及び粗油		463	35.1	207	13.8	301	12.9	280	11.6	122	9.6
繊維製品		34	2.6	76	5.1	153	6.6	166	6.9	83	6.6
魚介類		39	3.0	80	5.3	126	5.4	140	5.8	71	5.6
木材		45	3.4	62	4.2	76	3.3	102	4.2	48	3.8
液化天然ガス		52	3.9	51	3.4	73	3.1	71	3.0	32	2.6
事務用機器		10	0.8	22	1.5	60	2.6	68	2.8	43	3.4
肉類		17	1.3	33	2.2	65	2.8	68	2.8	35	2.8
非鉄金属		39	2.9	56	3.8	70	3.0	67	2.8	34	2.7
石炭		58	4.4	46	3.1	61	2.6	59	2.5	28	2.2
半導体等電子部品	7	0.5	15	1.0	40	1.7	53	2.2	33	2.6	

(注) 主要品目は、1993年の輸出(入)額上位10品目とした。

(資料) 大蔵省貿易統計

(3) 我が国の製品輸入比率の推移

(単位：%)

輸入 相手地域		暦年				
		1982年	1987年	1992年	1993年	1994年 1～6月
世	界	24.9	44.1	50.2	52.0	54.6
米	国	47.4 [8.7]	56.1 [11.8]	61.3 [13.7]	61.8 [14.2]	64.3 [15.6]
E	U	86.1 [4.9]	85.7 [10.1]	85.4 [11.5]	85.1 [10.7]	86.1 [10.7]
東	ア ジ ア	20.5 [5.2]	40.3 [11.8]	53.9 [16.6]	57.6 [18.7]	60.5 [19.7]
	アジアNIEs	56.5 [3.5]	66.2 [8.3]	73.3 [8.2]	74.2 [8.3]	77.3 [8.7]
	A S E A N	6.1 [1.0]	15.7 [2.1]	33.6 [4.5]	39.0 [5.5]	44.7 [6.3]
	中 国	23.6 [1.0]	39.7 [2.0]	63.7 [4.6]	69.1 [5.9]	67.8 [6.2]
中	近 東	1.2 [0.3]	5.8 [0.8]	4.6 [0.6]	5.7 [0.6]	6.8 [0.7]
旧ソ連・東欧		44.2 [0.6]	54.2 [1.0]	43.1 [0.6]	42.9 [0.6]	46.1 [0.6]

- (注) 1. 本表は(各地域からの製品輸入額)／(各地域からの総輸入額)を示したものの。
 2. []内は、(各地域からの製品輸入額)／(全世界からの総輸入額)を示したものの。
 3. 本表において、「製品」とは、標準国際貿易分類(SITC)の5～9類を指し、具体的には、化学工業生産品、原料別製品(鉄鋼等)、機械類及び輸送機器、雑製品(家具、衣類、精密機器等)、特殊取扱品が含まれる。

(資料) 大蔵省貿易統計

(参考) 国際収支の推移 (ドルベース)

(単位: 百万ドル、%)

項目	暦年					増減額	1994年 1～7月p	
	1982年	1987年	1991年	1992年	1993年		増減額	増減額
経常収支	6,850	87,015	72,901	117,551	131,448	13,897	80,551	1,598
貿易収支	18,079	96,386	103,044	132,348	141,514	9,166	86,240	4,063
輸出 (前年同期比)	137,663 (▲7.9)	224,605 (▲9.2)	306,557 (9.3)	330,850 (7.9)	351,292 (6.2)	20,442	215,263 (6.5)	13,165
輸入 (前年同期比)	119,584 (7.7)	128,219 (13.7)	203,513 (▲6.1)	198,502 (▲2.5)	209,778 (5.7)	11,276	129,023 (7.6)	9,102
貿易外収支	▲9,848	▲5,702	▲17,660	▲10,112	▲3,949	6,163	▲1,724	▲1,883
移転収支	▲1,381	▲3,669	▲12,483	▲4,685	▲6,117	▲1,432	▲4,005	▲582
長期資本収支	▲14,969	▲136,532	37,057	▲28,459	▲78,336	▲49,877	▲7,946	23,998
本邦資本	▲27,418	▲132,830	▲121,446	▲57,962	▲73,608	▲15,646	▲49,236	▲26,221
外国資本	12,449	▲3,702	158,503	29,503	▲4,728	▲34,231	41,290	50,219
基礎収支	▲8,119	▲49,517	109,958	89,092	53,112	▲35,980	72,565	25,596
短期資本収支	▲1,579	23,865	▲25,758	▲7,039	▲14,426	▲7,387	▲10,484	308
誤差脱漏	4,727	▲3,893	▲7,831	▲10,451	▲260	10,191	▲11,943	▲19,663
総合収支	▲4,971	▲29,545	76,369	71,602	38,426	▲33,176	50,138	6,241
金融勘定	▲4,971	▲29,545	76,369	71,602	38,426	▲33,176	50,138	6,241
為銀部門	▲4,936	42,256	93,454	72,998	14,974	▲58,024	51,069	22,654
公的部門	▲35	▲71,801	▲17,085	▲1,396	23,452	24,848	▲931	▲16,413
外貨準備増減	▲5,141	39,240	▲8,073	▲295	26,904	27,199	18,126	252
外貨準備高	23,262	81,479	68,980	68,685	95,589	26,904	113,715	27,156
為替相場(円/ドル)	249.08	144.64	134.71	126.65	111.20	—	105.48	—

(注) 為替相場は、IMF “International Financial Statistics” による。pは速報値。
(出典) 国際収支統計

(2) 関税収入比率及び関税負担率等の国際比較

(単位：百万ドル、%)

国名 (会計年度)	租税収入合計 (A)	関税収入 (B)	関税収入比率 (B/A)	輸入額 (C)	関税負担率 (B/C)	1人当たり GNP
日 本 (1992)	457,809	8,023	1.8	233,107	3.4	27,196
スウェーデン (1990)	89,447	1,403	1.6	53,784	2.6	25,909
ア メ リ カ (1991)	1,027,000	16,035	1.6	490,547	3.3	22,537
カ ナ ダ (1991)	98,043 ('89)	4,107	4.0 ('89)	120,466	3.0	21,085
E U (1991)	—	20,139	—	616,783	3.3	14,900
オーストラリア (1991)	71,242	2,537	3.6	39,247	6.5	16,351
シンガポール (1991)	7,775	254	3.3	64,929	0.4	14,781
韓 国 (1992e)	48,232	4,487	9.3	81,777	5.5	6,513
ハンガリー (1990)	14,779	829	5.6	8,621	9.6	3,176
メキシコ (1990p)	31,631	1,530	4.8	31,308	1.7	2,719
パ ナ マ (1991)	1,143	158	13.8	1,695	9.3	2,129
モ ロ ッ コ (1990)	5,908	1,197	20.3	6,918	17.3	1,117
イ ン ド (1992e)	28,976	9,401	32.4	19,516	45.7	312
ザ イ ール (1991)	402	120	29.9	0.711	169	233
バングラデシュ (1989)	1,789	639	35.7	3,650	17.5	185

(注) 1. “p”は速報値、“e”は見込値を示す。

2. 1人当たりGNPは1991年のデータ(メキシコ、モロッコ、スウェーデン、EUは1990年)。ただし、EU、ハンガリー、ザイール、バングラデシュについてはGDP。

3. インドの関税負担率は1991年のデータ。

(資料) OECD諸国の関税収入及び輸入額については、OECD統計(ただし、日本については国の決算及び貿易統計)、その他については、IMF-Government Finance Statistics、International Financial Statisticsを基に試算。

(3) 最近の関税改正

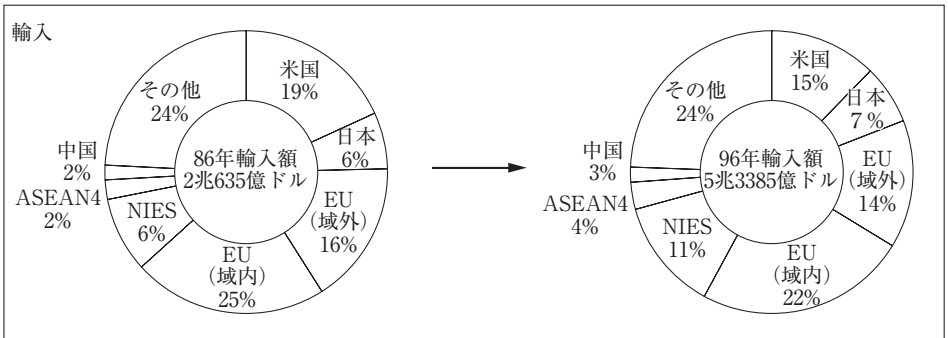
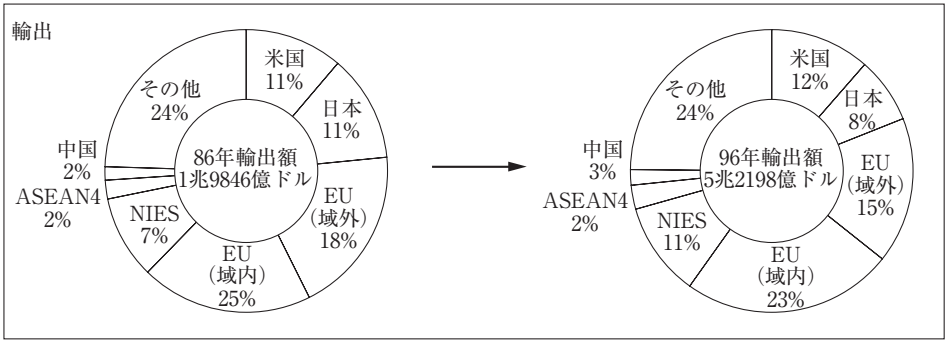
	品目数	概 要
昭和63年度	121	<ul style="list-style-type: none"> ① 個別品目の関税率の引下げ等（チョコレート菓子の関税引下げ及びココア調整品（無糖）への関税割当制度の導入、スペイン・ポルトガルのEC加盟に対応する72品目の関税率の引下げ又は無税化、LPG等の関税引下げ等） ② 鉱工業品に関する特惠関税制度の改正（シーリング枠の拡大） ③ 加工再輸入減税制度の対象品目の拡充及び石油関係の減税還付制度の適用期限の延長等 ④ 原油関税の引下げ
平成元年度	206	<ul style="list-style-type: none"> ① 個別品目の関税率の引下げ等（農産物自由化関連の関税率の引上げ等、熱帯産品に係る関税率の引下げ等、石油関係の関税改正等） ② 加工再輸入減税制度の対象品目の拡充及び石油関係の免税還付制度の適用期限の延長等 ③ 税関行政に係る関税改正（輸入禁制品についての覚せい剤・大麻等の追加指定及び旅客等の携帯品に適用されている関税率の別送品への適用等） ④ 消費税導入に伴う措置（関税の納期限の延長等）
平成2年度	1,028	<ul style="list-style-type: none"> ① 機械類を中心とした工業製品関税の撤廃・引下げ（1,008品目） ② 農産物の輸入自由化に関連した関税率の引上げ等 ③ 輸入時と同一状態で再輸出される貨物に係る戻税制度の新設 ④ 各種減免税還付制度の適用期限の延長等
平成3年度	5	<ul style="list-style-type: none"> ① 特惠関税制度の改正（適用期限の10年延長、基準年次の改訂等） ② 鉱油油添加剤等5品目の関税撤廃 ③ ガス製造用揮発油に係る関税の還付制度の廃止及びその他の石油関係の免税・還付制度の適用期限の延長 ④ HS条約改正に伴う関税率表の改正
平成4年度	15	<ul style="list-style-type: none"> ① 原油・石油製品の関税率の引下げ及び石油関係の免税・還付制度の適用期限の延長等 ② 保税地域制度の改正（総合保税地域制度の創設、貨物の自主管理・包括保税運送の法制化、利子税制度の廃止等）
平成5年度	6	<ul style="list-style-type: none"> ① 少額輸入貨物に対する簡易税率制度の創設 ② コーンフレーク製造用コーングリッツ及びポテトフレークの関税率の引下げ ③ 重油の関税割当制度の廃止 ④ 原子力研究用物品等の免税制度の廃止及びその他の各種減免税還付制度の適用期限の延長
平成6年度	11	<ul style="list-style-type: none"> ① 粗糖及び一部の自動車部品等の関税率の撤廃・引下げ ② 牛肉の関税緊急調整措置の延長 ③ 保税地域制度の改正（保税上屋及び保税倉庫を統合して保税蔵置場を創設） ④ 加工再輸入減税制度の対象品目の拡大等及び石油関係の免税還付制度の適用期限の延長等

（出所）大蔵省関税率審議会総会（平成6年9月22日）資料48-57ページ、資料6「最近の関税をめぐる諸問題」

11-103 最近の関税をめぐる諸問題

1997（平成9）年度 関税率審議会提出資料

(1) 世界貿易の動向



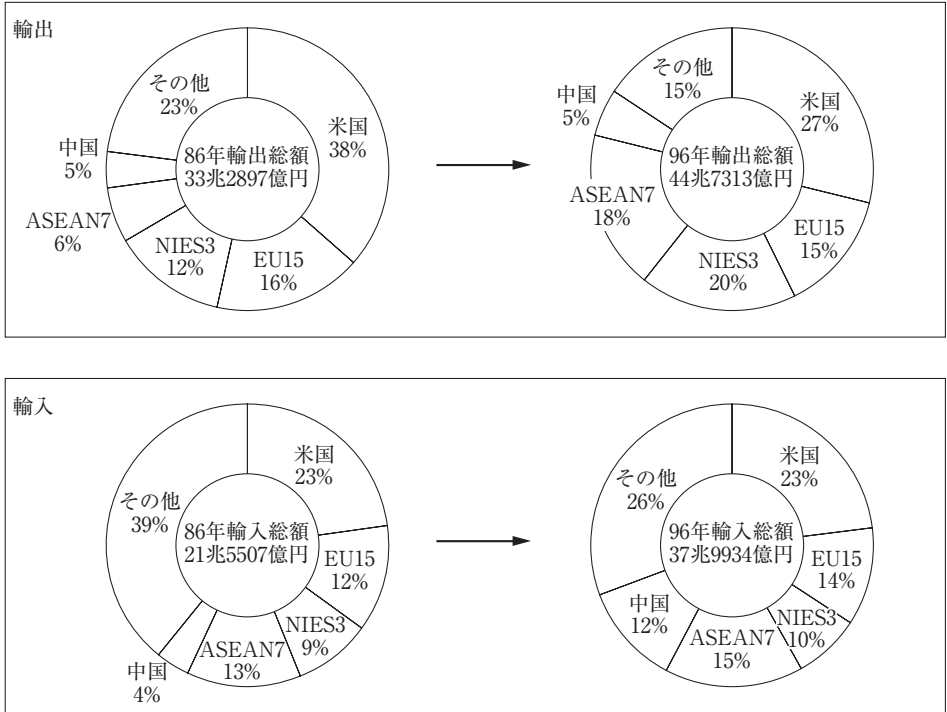
(注) NIES：韓国、シンガポール、台湾、香港

ASEAN4：インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシア

(出典) IMF 「Direction of Trade Statistics」

ただし、台湾については経済企画庁調査局「アジア経済1997」

(2) 我が国の地域別貿易のシェアの変化



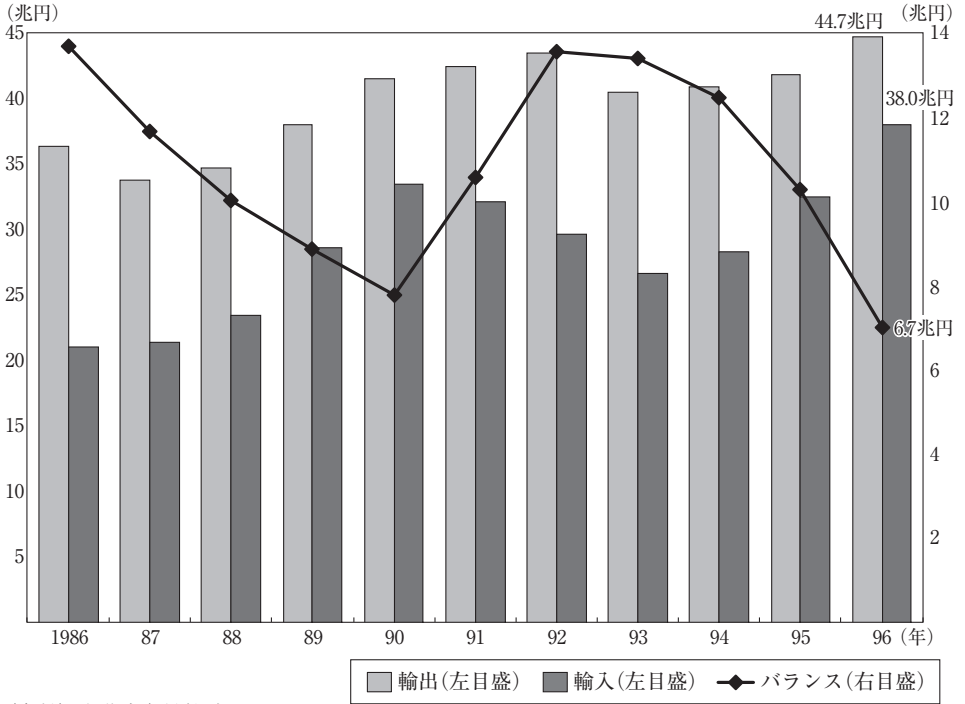
(注) ・NIES3：韓国、台湾、香港

・ASEAN7：インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア

・86年のEU15については、EC12カ国にオーストリア、フィンランド、スウェーデンのデータを加算したもの

(資料) 大蔵省貿易統計

(3) 我が国の世界貿易バランスの推移

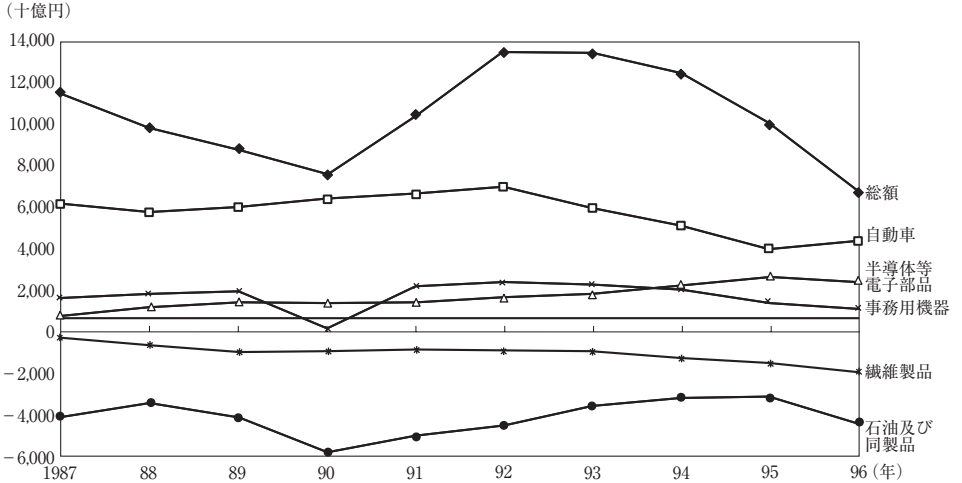


(4) 我が国の貿易額の推移

							貿易指数伸率%			
	輸出額 (億円)	対前年 伸率%	輸入額 (億円)	対前年 伸率%	バランス額 (億円)	対前年 伸率%	輸出		輸入	
							数量	価格	数量	価格
1992年	430,123	1.5	295,274	-7.4	134,849	28.9	1.5	0.0	-0.4	-7.1
93	402,024	-6.5	268,264	-9.1	133,761	-0.8	-1.7	-4.9	4.2	-12.8
94	404,976	0.7	281,043	4.8	123,932	-7.3	1.7	-0.9	13.5	-7.7
95	415,309	2.6	315,488	12.3	99,821	-19.5	3.8	-1.2	12.5	-0.2
96	447,313	7.7	379,934	20.4	67,379	-32.5	-0.7	8.5	2.3	17.7
95年下半年	214,440	3.7	166,583	14.0	47,857	-21.0	1.3	2.4	10.0	3.6
96年上	214,763	6.9	183,748	23.4	31,015	-40.3	-2.9	10.1	3.5	19.2
下	232,550	8.4	196,186	17.8	36,364	-24.0	2.4	5.9	1.2	16.3
97年上	247,292	15.1	207,498	12.9	39,794	28.3	10.6	4.1	3.3	9.3
96年第1四半期	107,627	5.3	89,373	18.6	18,254	-32.2	-1.6	6.9	5.4	12.6
第2四半期	107,136	8.6	94,376	28.3	12,761	-49.1	-3.9	13.0	3.1	24.4
第3四半期	111,549	8.6	95,297	22.0	16,252	-34.0	1.0	7.6	3.5	17.9
第4四半期	121,002	8.3	100,889	14.0	20,112	-13.5	5.6	2.6	-0.3	14.4
97年第1四半期	120,812	12.3	105,780	18.4	15,032	-17.7	8.6	3.4	5.3	12.4
第2四半期	126,480	18.1	101,717	7.8	24,763	94.1	12.6	4.8	1.4	6.3
96年8月	34,543	8.1	31,068	16.8	3,474	-35.1	0.1	8.0	-0.6	17.5
9	38,745	1.5	30,973	14.7	7,773	-30.5	-1.7	3.2	3.0	11.4
10	39,624	11.3	35,002	15.9	4,621	-14.5	8.8	2.3	4.2	11.2
11	39,685	10.1	32,984	12.5	6,702	-0.5	7.6	2.3	-2.1	15.0
12	41,692	4.0	32,903	13.5	8,789	-20.8	2.0	2.0	-2.2	16.0
97年1	35,496	17.2	35,491	19.7	4	-99.3	13.0	3.8	7.8	11.1
2	39,911	10.1	33,011	10.8	6,900	7.0	7.7	2.2	-2.7	13.9
3	45,405	10.5	37,278	24.6	8,127	-27.3	5.9	4.3	11.0	12.2
4	44,273	21.5	36,152	8.6	8,121	157.6	14.8	5.8	-0.7	9.4
5	41,015	20.4	33,691	6.1	7,324	219.7	13.1	6.5	-2.1	8.3
6	41,192	12.5	31,875	8.7	9,317	27.3	10.0	2.2	7.5	1.2
7	42,811	11.9	34,434	3.5	8,377	67.4	10.6	1.2	4.1	-0.5
8 (P)	39,533	14.4	32,113	3.4	7,421	113.6	9.2	4.8	1.1	2.2

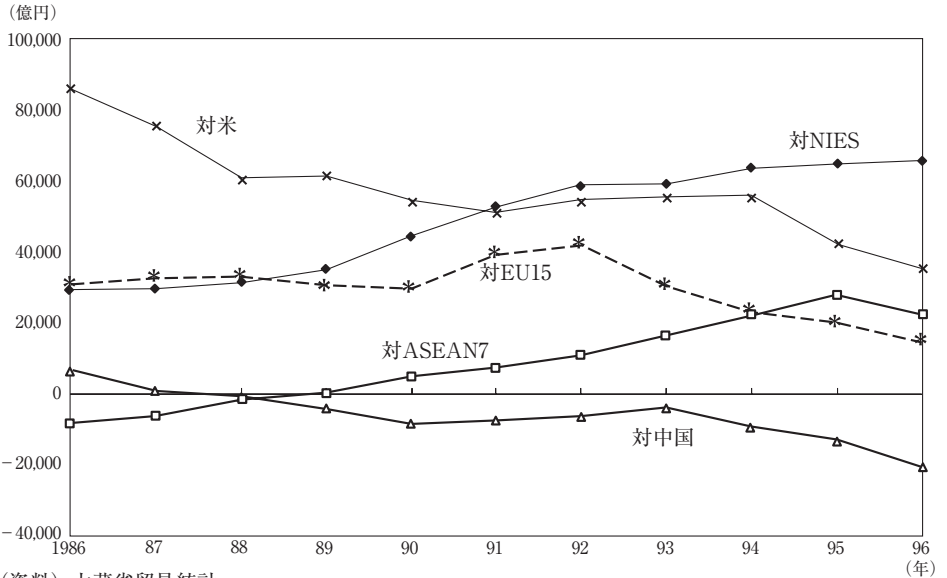
(注) (P)は速報値。

(5) 我が国の品目別貿易バランスの推移



(資料) 大蔵省貿易統計

(6) 我が国の地域別貿易バランスの推移



(資料) 大蔵省貿易統計

(出所) 大蔵省関税率審議会総会 (平成9年9月24日) 資料6-1「最近の関税をめぐる問題」1-7ページ

11-104 最近の税関行政をめぐる諸問題

1. 税関収納税額の推移

(単位：億円)

年度	関税	とん税・ 特別 とん税	消費税	その他内国税					合計	国税全体 に占める 割合 (%)
				酒税	たばこ税	石油税等	その他			
平成 2 (1990)	9,281	201	10,596	7,668	928	1,626	5,115	1	27,745	4.4
平成 3 (1991)	10,205	205	9,893	9,958	924	1,708	7,326	0	30,261	4.8
平成 4 (1992)	10,058	200	9,218	8,246	850	1,781	5,616	0	27,722	4.8
平成 5 (1993)	9,629	194	8,422	7,998	879	1,865	5,254	0	26,244	4.6
平成 6 (1994)	9,943	196	9,023	9,052	1,351	2,081	5,619	0	28,215	5.2
平成 7 (1995)	10,321	196	10,245	8,920	1,150	2,248	5,522	0	29,682	5.4
平成 8 (1996)	11,093	198	12,126	9,098	1,015	2,412	5,671	0	32,514	5.9

- (注) 1. 「消費税」、「その他内国税」は、税関徴収分である。
 2. 「石油税等」は、石油税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税、石油臨時特別税の合計である。
 3. 「その他」は、砂糖消費税、物品税、トランプ類税の合計である。

2. 関税負担率の国際比較

(単位：%)

国名	年度								(参考) 関税収入額 1994年度
	1990 (平成 2)	1991 (平成 3)	1992 (平成 4)	1993 (平成 5)	1994 (平成 6)	1995 (平成 7)	1996 (平成 8)		
日本	2.7	3.3	3.4	3.6	3.4	3.1	2.8	(100)億ドル	
米国	3.5	3.3	3.1	3.3	3.2	—	—	203億ドル	
EU	3.3	3.3	3.1	3.2	3.3	—	—	180億ドル	
カナダ	3.0	3.0	2.6	2.1	1.8	—	—	26億ドル	
オーストラリア	6.7	6.5	5.6	4.9	4.6	—	—	25億ドル	

- (注) 1. 年度は各国の会計年度 (但しEUは暦年)。
 2. 関税負担率 = 関税収入額 / 総輸入額 (CIF)
 3. EUの負担率は域外からの輸入額に係るものであり、関税収入には農産物に対する輸入課徴金を含む。
 4. 諸外国の1995年度、1996年度については、原資料が未公表である。
 5. 1994年度の日本の関税収入額については、インターバンク米ドル直物中心相場の平均値 (99.33円/ドル) を用いて、ドル換算したものである。

(出所) 大蔵省関税率審議会総会 (平成 9 年 9 月 24 日) 配付資料 7 「最近の税関行政をめぐる諸問題について」
 1-2ページ

11-106 平成元年度関税率改正案
 「平成元年度の関税改正に関する調査部会長報告」
 (昭和63年度関税率審議会総会宛提出資料)

1989(平成元)年1月18日

I. 調査部会は、昨年9月以降、平成元年度の関税改正について審議を行ってきた。審議結果の概要は、以下のとおりである。

1. 農産物自由化関連の関税改正

(1) 牛肉・かんきつ関係

牛肉及び特定牛肉調製品については、昨年6月の日米・日豪合意に基づき、それぞれ平成3年度、平成2年度に輸入自由化されるが、その影響を緩和するため、以下のとおり関税率を引き上げるとともに、牛肉について、輸入急増時の対策である緊急調整措置の一環として、平成3年度より5年度までの間、一定の要件を充足した場合、改正後の適用税率に25%の関税率を加算することができる措置を講ずる改正を行うことが適当である。

また、これらの品目については、その関税収入を肉用子牛等対策の財源とする旨規定した「肉用子牛生産安定等特別措置法」が先の臨時国会で成立していること等から、自由化後の関税措置を平成元年度改正に盛り込むことが適当である。

(現行税率)(改正後)

・牛肉:

25%	70%	(平成3年度)
	60%	(平成4年度)
	50%	(平成5年度)

・特定牛肉調製品:

25%	70%	(平成2~3年度)
	60%	(平成4年度)
	50%	(平成5年度)

(2) 農産物12品目関係

農産物12品目のうち、プロセスチーズ及びトマトジュース・トマトケチャップについては、昨年7月の日米合意に基づき、平成元年度(トマトジュース・トマトケチャップは平成元

年7月)に輸入自由化されるが、その影響を緩和するため、以下のとおり関税率を引き上げる改正を行うことが適当である。

(現行税率)(改正後)

・プロセスチーズ:

35%	60%	(平成元年度)
	50%	(平成2年度)
	40%	(平成3年度)

・トマトジュース(加糖):

25%	35%	(平成元年7月)
	(無糖):	
20%	25%	(平成元年7月)

・トマトケチャップ:

20%	25%	(平成元年7月)
-----	-----	----------

(3) その他の措置

① 農産物自由化交渉に係る合意に併せて盛り込まれたとうもろこし、ソーセージ等34品目について、関税率の引下げ等の改正を行うことが適当である。

② 国内生産者の生産コスト低減等を目的として、単体飼料用とうもろこし及びトマトケチャップ・トマトソース製造用のトマトピューレー・トマトペーストに関税割当制度を導入する改正を行うことが適当である。

(4) 平成2年度に自由化される品目(除特定牛肉調製品)に係る措置

牛肉缶詰、パイナップル缶詰、りんごジュース等19品目については、牛肉・かんきつに係る昨年6月の日米・日豪合意及び農産物12品目に係る昨年7月の日米合意に基づき、平成2年度に輸入自由化されるが、その影響を緩和するため、別紙1の(1)の表のとおり関税率を引き上げる改正を行うこととし、自由化に併せ平成2年度改正に盛り込むことが適当である。

2. 熱帯産品に係る関税改正

昨年12月のガット・ウルグアイ・ラウンド中間レビューにおける熱帯産品に係る交渉の経緯にかんがみ、早期実施(アーリー・ハーベスト)の趣旨等に配慮して、バナナ、熱帯性植物油脂(やし

油、パーム核油等)、ジュート製品、とう製品等131品目について関税率の引下げ等の改正を行うことが適当である。

3. 石油関係の関税改正

(1) 石油に係る関税体系について、石油製品輸入の本格化、石油業界の規制緩和の進展、消費税の導入に伴う石油の税負担の軽減問題等最近における石油をめぐる諸情勢を考慮して、概要以下のとおり、原油の関税率を引き下げ、併せて、タリフ・エスカレーション是正の観点から、石油製品の関税率を原油関税引下げ見合い分引き下げるとともに、重油の関税割当制度について、関税割当数量の拡大を前提に、1次関税率を引き上げる一方で2次関税率を原油関税引下げ見合い分引き下げの改正を行うことが適当である。

(現行税率) (改正後)

・原油： 530円/kℓ 350円/kℓ

・重油（1次税率）

A重油：

1,640円/kℓ 2,790円/kℓ

B重油：

1,260円/kℓ 2,600円/kℓ

C重油：

1,140円/kℓ 2,540円/kℓ

・重油（2次税率）：

3,930円/kℓ 3,780円/kℓ

・ナフサ： 46円/kℓ 32円/kℓ

・ガソリン：

1,720円/kℓ 1,480円/kℓ

・灯油： 808円/kℓ 630円/kℓ

・軽油： 1,512円/kℓ 1,330円/kℓ

(2) 平成元年3月31日に適用期限の到来する石油関係の免税・還付制度の適用期限を一年間延長し、さらにそのうち、中間留分石油製品等の増産に係る関税の還付制度について、その還付率を原油関税引下げ見合い分を引き下げる改正を行うことが適当である。

4. 個別品目に係る関税改正

骨なし鶏肉、農業機械等18品目につき、各品目の個別事情を参酌しつつ関税率を引き下げる改正を行うことが適当である。

5. その他の制度関係の改正

(1) 最近における海外旅行者の著しい増加に伴い、別送品の通関を迅速に行う見地から、旅客等の携帯品に適用されている簡易税率を、原則として別送品に対しても適用する改正を行うことが適当である。

(2) 加工再輸入減税制度（我が国から原材料を輸出し、外国で加工又は組立ての上、我が国に製品として輸入される場合、その製品に係る関税のうち、当該原材料の関税を軽減する制度）について、国際的水平分業の推進等の観点から同制度を拡充することとし、布帛2次製品（関税定率法別表第62類：ワイシャツ、ズボン等）を新たに対象品目とする改正を行うことが適当である。

(3) 海洋開発用物品の免税制度及び公害防止用機械類等の免税制度について、対象物品の無税化等免税制度としての実効性が乏しくなっていることを考慮して廃止する改正を行うことが適当である。

6. 暫定税率の適用期限の延長等

上記以外で、平成元年3月31日に適用期限の到来する5,768品目の暫定税率について、適用期限を一年間延長する等所要の改正を行うことが適当である。

7. 上記改正については、平成元年4月1日から施行することが適当である。ただし、輸入自由化時期に併せて、1の(2)のトマトジュース及びトマトケチャップに係る改正並びに1の(3)の②のトマトピューレー・トマトペーストに係る改正については、平成元年7月1日から、1の(1)の牛肉の緊急調整措置に係る改正については、平成3年4月1日から施行し、また、平成2年度改正に盛り込む1の(4)の措置に係る改正については、平成2年4月1日から施行することが適当である。

II. 上記の審議結果を踏まえ、調査部会としては、別紙のとおり平成元年度における関税率等の改正を行うことが適当であると考える。

(別紙)

1. 農産物自由化関連の関税改正

(1) 牛肉・かんきつ関係

① 関税率の引上げ(9品目)

税番	品名	現行税率	改正後		
0201.10	牛の枝肉及び半丸枝肉(生鮮及び冷蔵)	(基本) 25%	(基本) 〔平成元年度〕 50%		
0201.20	その他の牛の骨付き肉(生鮮及び冷蔵)				
0201.30	骨付きでない牛の肉(生鮮及び冷蔵)				
0202.10	牛の枝肉及び半丸枝肉(冷凍)		(基本) 25%	(暫定) 〔平成元年度 ～2年度〕 25%	
0202.20	その他の牛の骨付き肉(冷凍)				
0202.30	骨付きでない牛の肉(冷凍)				
0206.10ex	食用の牛のくず肉(生鮮及び冷蔵)のうち、ほほ肉及び頭肉				〔3年度〕 70%
0206.29ex	食用の牛のくず肉(冷凍)のうち、ほほ肉及び頭肉				〔4年度〕 60%
				〔5年度〕 廃止	
1602.50-2ex	その他の調整をし又は保存に適する処理をした牛の肉及びくず肉のうち、牛の臓器及び舌のもの以外のもので、牛の肉及びくず肉(臓器及び舌を除く。)の含有量の合計が30%以上のもののうち、単に水煮した後に乾燥したもの、調味した後に乾燥したもの、コンビーフ、気密容器入りのもの(野菜を含むものに限る。)及び気密容器入りのもの(冷蔵及び冷凍のいずれもしてないものに限る。)以外のもの(特定牛肉調整品)	(基本) 25%	(基本) 〔平成元年度〕 50%		
			(暫定) 〔平成元年度〕 25%		
			〔2～3年度〕 70%		
			〔4年度〕 60%		
			〔5年度〕 廃止		

② 牛肉については、上記①の関税率の改正と併せ以下の改正を行う。

平成3年度から5年度の間輸入される牛肉について、輸入急増時の緊急調整措置の一環として、各年度において、牛肉の輸入数量が輸入基準数量(前年度の輸入基準数量(初年度にお

いては、前年度の輸入枠)又は輸入実績の大きい方の2割増の数量)を超える等一定の要件を満たす場合、上記1の(1)の改正後の関税率に25%を加えた率を関税率として適用することができる措置を講ずる。

(2) 農産物12品目関係 (5品目)

税番	品名	現行税率	改正後
0406.20-1	プロセスチーズ (おろしチーズ及び粉チーズのもの)	35%	〔平成元年度〕 60% 〔2年度〕 50% 〔3年度〕 40%
0406.30			
2009.50-1	トマトジュース (加糖)	(暫定) 25%	〔平成元年7月〕 (基本) 35%
2009.50-2	トマトジュース (無糖)	(暫定) 20%	〔平成元年7月〕 (基本) 25%
2103.20ex	トマトケチャップ	(暫定) 20%	〔平成元年7月〕 (基本) 25%

(注) 現行税率及び改正後の税率で特記のないものは、すべて暫定税率である (以下同じ)。

(3) その他の措置

① 農産物自由化交渉関連品目に係る措置 (34品目)

税番	品名	現行税率	改正後
0802.31	くるみ (殻付き) (生鮮、乾燥)	16%	10%
0802.32	くるみ (殻なし) (生鮮、乾燥)	16%	10%
0802.50	ピスタチオナット (生鮮、乾燥)	9%	無税
0802.90-2	マカダミアナット (生鮮、乾燥)	{ (暫定) 9% (特惠) 6%	{ (暫定) 5% (特惠) 3%
0802.90-3	ペカン (生鮮、乾燥)	9%	5%
0805.30	レモン及びライム (生鮮、乾燥)	5%	無税
0805.40	グレープフルーツ (生鮮、乾燥)		〔平成元年度〕〔2年度〕
-[1]	6~11月に輸入されるもの	(協定) 12%	10% } 10%
-[2]	12~5月に輸入されるもの	(協定) 25%	15% }
0811.90-1ex	冷凍桃、なし (加糖)	20%	10%
0811.90-2ex	冷凍桃、なし (無糖)	(基本) 20%	10%
1005.90ex	ポップコーン製造用とうもろこし (爆裂種のもの)	TQ 1次 無税 2次 15円/kg	無税
1005.90ex	その他のとうもろこし (TQ 2次税率が適用されるもの)	15円/kg	〔平成元年度〕 70%又は14円/kgのうちいずれか高い税率 〔2年度〕 60%又は13円/kgのうちいずれか高い税率

税番	品名	現行税率	改正後
			[3年度] 50%又は12円/kgのうちいずれか高い税率
1601.00	ソーセージ類	(基本) 25%	10%
1602.50-2ex	その他の調整をし又は保存に適する処理をした牛の肉及びくず肉のうち、調味した後に乾燥したもの	(基本) 25%	10%
1702.50	果糖(科学的に純粋なものに限る。)	12.8%	9%
1806.20-1ex	ココア調整品(加糖)(チューインガムその他の砂糖菓子並びに塊状、板状及びペースト状のものを除く。)	(基本) 35%	28%
1904.10ex	朝食用穀物調整品(米、小麦、大麦、裸麦及びライ小麦を単に膨張させて又ははいて得たものを除く。)	19.2%	15.4%
2005.51-1ex	ささげ属又はいんげんまめ属の豆(さやを除いたもの)の調製品(加糖)のうち、気密容器入りのもの(豚の肉又はラードその他の豚脂及びトマトを含むもの)	28%	14%
2005.90-1ex	さやなし豆の混合調製品(加糖)のうち、気密容器入りのもの(豚の肉又はラードその他の豚脂及びトマトを含むもの)	28%	14%
2008.19-2[2] [i]ex	マカダミアナット(いったもの)	{ (暫定) 8% (特恵) 6.4%	{ (暫定) 5% (特恵) 3%
2008.19-2[2] [ii]	ペカン(いったもの)	10.2%	5%
2008.19-2[2] [iii]ex	その他のナット(除ぎんなん)(いったもの)	12.8%	6%
2008.99-2(1)ex	バナナ及びアボカドのバルブ(加糖)	(基本) 35%	30%
2008.99-2(2)ex	バナナ及びアボカドのバルブ(無糖)	(基本) 25%	20%
2008.99-2(2)ex	ブルーンのバルブ(無糖)	(基本) 25%	20%
2103.90-1[1]	マヨネーズ	16%	12.8%
2104.10-[1]	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品(気密容器入りの野菜のもの)	{ (暫定) 14% (特恵) 10%	{ (暫定) 7% (特恵) 7%
2104.10-[2]	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品(その他のもの)	{ (暫定) 16.8% (特恵) 12%	{ (暫定) 8.4% (特恵) 8.4%
2106.90-2	チューインガム	8%	5%
2309.10ex	小売用の犬用又は猫用の飼料(乳糖の含有量10%未満、除気密容器入り、粗たんぱく質の含有量35%未満、70円/kg超のもの)	(暫定) 12%	(基本) 無税

税番	品名	現行税率	改正後
2309.10ex	小売用の犬用又は猫用の飼料（乳糖の含有量10%未満、除気密容器入り、粗たんぱく質の含有量35%未満、70円/kg以下のもの）	（暫定）15%	（基本）無税
2309.90-2ex	その他の飼料（乳糖の含有量10%未満、小売用の容器入り（除気密容器入り）、粗たんぱく質の含有量35%未満、70円/kg超のもの）	（暫定）12%	（基本）無税
2309.90-2ex	その他の飼料（乳糖の含有量10%未満、除気密容器入り、粗たんぱく質の含有量35%未満のその他のもの）のうち、犬用のもの、猫用のものその他これらに類する動物用のもの	（暫定）15%	（基本）無税

② 関税割当制度の導入（2品目）

税番	品名	現行税率	改正後
1005.90ex	飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するとうもろこし	15円/kg	TQ 1次 無税 2次 〔平成元年度〕 70%又は14円/kgのうちいずれか高い税率 〔2年度〕 60%又は13円/kgのうちいずれか高い税率 〔3年度〕 50%又は12円/kgのうちいずれか高い税率 〔平成元年7月〕
2002.90-2ex	トマトピューレー及びトマトペーストのうち、トマトケチャップその他のトマトソース製造用のもの	20%	TQ 1次 無税 2次 20%

(4) 平成2年度に自由化される品目（除特定牛肉調製品）に係る措置（19品目）

税番	品名	現行税率	改正後
0403.10ex	ヨーグルト（冷凍、無糖）	（暫定）25%	（基本）35%
1602.50-2ex	その他の調整をし又は保存に適する処理をした牛の肉及びびくず肉のうち、牛の臓器及び舌のもの以外のもので、牛の肉及びびくず肉（臓器及び舌を除く。）の含有量の合計が30%以上のもののうち、気密容器入りのもの（冷蔵及び冷凍のいずれもしていないものに限るものとし、単に水煮した後に乾燥したもの、調味した後に乾燥したもの、コンビーフ及び野菜を含むものを除く。）（牛肉缶詰）	（基本）25%	（基本）45%
1702.30-2	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量20%未満）（香料又は着色料を加えたものを除く。）		（基本） 〔平成2年度〕 50%又は25円/kgのうちいずれか高い税率
(1)	砂糖を加えたもの	（基本）35%	（暫定） 〔平成2年度〕 70%又は30円/kgのうちいずれか高い税率
(2)ex	その他のもの（精製したものを除く。）	（基本）25%	
1702.40-2	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量20%以上50%未満）（香料又は着色料を加えたものを除く。）		〔3年度〕 60%又は27.5円/kgのうちいずれか高い税率
(1)	砂糖を加えたもの	（基本）35%	〔4年度〕 廃止
(2)	その他のもの	（基本）25%	
1702.60-2	その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量50%超）（香料又は着色料を加えたものを除く。）		（基本） 35%又は27円/kgのうちいずれか高い税率
(1)	砂糖を加えたもの	（基本）35%	（基本） 〔平成2年度〕 50%又は25円/kgのうちいずれか高い税率
(2)	その他のもの	（基本）25%	
1702.90-2ex	砂糖水	（基本）35%	（基本） 〔平成2年度〕 50%又は25円/kgのうちいずれか高い税率
1702.90-2ex	人造はちみつ	（基本）35%	（暫定） 〔平成2年度〕 70%又は30円/kgのうちいずれか高い税率
1702.90-3	カラメル	（基本）35%	
1702.90-5(2)	その他の糖類及び糖水（香料又は着色料を加えたものを除く。）		（基本） 〔平成2年度〕 50%又は25円/kgのうちいずれか高い税率
A	砂糖を加えたもの	（基本）35%	（暫定） 〔平成2年度〕 70%又は30円/kgのうちいずれか高い税率
Bex	その他のもの（ソルボース及び麦芽糖を除く。）	（基本）25%	

税番	品名	現行税率	改正後
			[3年度] 60%又は27.5円/kgのうちいずれか高い税率 [4年度]) 廃止
2008.20-1ex	その他の調整をし又は保存に適する処理をしたパイナップル(加糖)のうち、気密容器入りのもの(容器ともの1個の重量が10kg以下のもの)(パルプ状のもの、破碎したもの及び細片にしたものを除く。)	(協定) 30%	TQ 1次 無税 2次 30%
2008.20-2	その他の調整をし又は保存に適する処理をしたパイナップル(無糖)のうち、気密容器入りのもの(容器ともの1個の重量が10kg以下のもの)(パルプ状のもの、破碎したもの及び細片にしたものを除く。) その他のもの	55%	TQ 1次 無税 2次 30%
2009.70-1ex	りんごジュース(しょ糖の含有量10%超、加糖)	(基本) 55%	30%
2009.70-2ex	りんごジュース(しょ糖の含有量10%超、無糖)	(基本) 30%	40%又は27円/kgのうちいずれか高い税率
2106.90-4(1)ex	その他の調製食料品(加糖)(おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと及びビタミンをもととした栄養補助食品を除く。)のうち、しょ糖の含有量が50%以上で、小売容器入りにしたもの(容器ともの1個の重量が500g以下)	35% (基本) (協定)	30% (協定)
2106.90-4(1)ex	その他の調製食料品(加糖)(おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと及びビタミンをもととした栄養補助食品を除く。)のうち、しょ糖の含有量が85%以上のもの(小売容器入りにしたもの(容器ともの1個の重量が500g以下)、成分の再調製を行わず、小売容器入り(容器ともの1個の重量が500g以下)にすることが政令で定めるところにより証明されるもの及び課税価格が257円/kg超のものを除く。)	35% (基本) (協定)	90円/kg (暫定) (協定)

2. 熱帯産品に係る関税改正

(1) 関税率の引下げ等 (124品目)

税番	品名	現行税率	改正後
0801.20	ブラジルナット	(協定) 6%	4%
* 0802.90-2	マカダミアナット (生鮮、乾燥)	{ (暫定) 9% (特惠) 6%	{ (暫定) 5% (特惠) 3%
* 0802.90-3	ペカン (生鮮、乾燥)	9%	5%
0803.00-1	生鮮バナナ		
[1]	4～9月に輸入されるもの	(特惠) 12.5%	(特惠) 10%
[2]	10～3月に輸入されるもの	(特惠) 25%	(特惠) 20%
0901.21	いったコーヒー (含カフェイン)	(特惠) 20%	(特惠) 10%
0901.22	いったコーヒー (除カフェイン)	(特惠) 20%	(特惠) 10%
0904.11-1	ペッパー (非破碎、非粉碎) (小売容器入り)	(協定) 6%	4.2%
0904.12-1	ペッパー (破碎、粉碎) (小売容器入り)	(協定) 6%	4.2%
0904.12-2	ペッパー (破碎、粉碎) (除小売容器入り)	(協定) 3.5%	無税
0904.20-1	とうがらし属又はピメンタ属の果実 (乾燥、破碎、粉碎) (小売容器入り)	(協定) 10%	7%
0904.20-2(2)	とうがらし属又はピメンタ属の果実 (破碎、粉碎) (除小売容器入り)	(協定) 3.5%	無税
0907.00-1	丁子 (果実、花及び花梗) (小売容器入り)	(協定) 6%	4.2%
0907.00-2(2)	丁子 (果実、花及び花梗) (破碎、粉碎) (除小売容器入り)	(協定) 3.5%	無税
0908.10-1	肉づく (小売容器入り)	(協定) 6%	4.2%
0908.10-2(2)	肉づく (破碎、粉碎) (除小売容器入り)	(協定) 3.5%	無税
0908.20-1	肉づく花 (小売容器入り)	(協定) 6%	4.2%
0908.20-2(2)	肉づく花 (破碎、粉碎) (除小売容器入り)	(協定) 3.5%	無税
0908.30-1	カルダモン類 (小売容器入り)	(協定) 6%	4.2%
0908.30-2(2)	カルダモン類 (破碎、粉碎) (除小売容器入り)	(協定) 3.5%	無税
0909.10-1	アニス又は大ういきょうの種 (小売容器入り)	(協定) 10%	7%
0909.10-2(2)	アニス又は大ういきょうの種 (破碎、粉碎) (除小売容器入り)	5%	3.5%
0909-20-1	コリアンダーの種 (小売容器入り)	(協定) 10%	7%
0909.20-2(2)	コリアンダーの種 (破碎、粉碎) (除小売容器入り)	5%	3.5%
0909.30-1	クミンの種 (小売容器入り)	(協定) 10%	7%
0909.30-2(2)	クミンの種 (破碎、粉碎) (除小売容器入り)	5%	3.5%
0909.40-1	カラウエイの種 (小売容器入り)	(協定) 10%	7%

税番	品名	現行税率	改正後
0909.40-2(2)	カラウエイの種（破碎、粉碎）（除小売容器入り）	5%	3.5%
0909.50-1	ういきょう又はジュニパーの種（小売容器入り）	（協定）10%	7%
0909.50-2(2)	ういきょう又はジュニパーの種（破碎、粉碎）（除小売容器入り）	5%	3.5%
0910.20-1	サフラン（小売容器入り）	（協定）6%	4.2%
0910.20-2(2)	サフラン（破碎、粉碎）（除小売容器入り）	（協定）3.5%	無税
0910.30-1	うこん（小売容器入り）	（協定）6%	4.2%
0910.30-2(2)	うこん（破碎、粉碎）（除小売容器入り）	（協定）3.5%	無税
0910.40-1	月けい樹の葉及びタイム（小売容器入り）	（協定）6%	4.2%
0910.40-2(2)	月けい樹の葉及びタイム（破碎、粉碎）（除小売容器入り）	（協定）3.5%	無税
0910.91-1	香辛料の混合物（小売容器入り）	（協定）6%	4.2%
0910.91-2	香辛料の混合物（除小売容器入り）	（協定）3.5%	無税
0910.99-1	その他の香辛料（小売容器入り）	（協定）6%	4.2%
0910.99-2(2)	その他の香辛料（破碎、粉碎）（除小売容器入り）	（協定）3.5%	無税
1211.90-7	除虫菊	（基本）20%	14%
1301.10-2	シードラック	10%	無税
1302.14-1	除虫菊エキス	10%	7%
1302.19-1(2)	植物性の原料を混合した飲料のもと	（協定）27.5%	25%
1401.90-2ex	くずのつる	（基本）5%	3%
1403.10	ほうきもろこし	（基本）2.5%	無税
1404.90-3	たぶの木又はへちまの植物性生産品	（基本）10%	7%
1404.90-4ex	さるとりいばらの葉	（基本）10%	（特惠）無税
1513.11	やし（コブラ）油の粗油	9%又は10円/kgのうちいずれか高い税率	7%又は7円/kgのうちいずれか高い税率
1513.19	その他のやし（コブラ）油及びやし（コブラ）油の分別物	9%又は10円/kgのうちいずれか高い税率	7%又は7円/kgのうちいずれか高い税率
1513.21-1	パーム核油の粗油	8%	7%
1513.29-1	その他のパーム核油及びパーム核油の分別物	8%	7%
1515.30	ひまし油及びその分別物	7.2%	7%
1515.90-4(1)	米油及びその分別物（酸価0.6超）	（特惠）10円/kg	（特惠）5円/kg
1519.11	ステアリン酸	{（暫定）4% （特惠）3.2%	{（暫定）2.5% （特惠）無税
1519.12	オレイン酸	{（暫定）4% （特惠）3.2%	{（暫定）2.5% （特惠）無税

税番	品名	現行税率	改正後
1519.19	その他の工業用の脂肪性モノカルボン酸	4%	2.5%
1519.20	アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの	4%	2.5%
1519.30	工業用の脂肪性アルコール	4%	2.5%
1520.10	グリセリン（粗のもの）、グリセリン水及びグリセリン廃液	6.4%	5%
1520.90	グリセリン（粗のものを除く。）	6.4%	5%
1521.10ex	カルナバろう	(協定) 5%	無税
1521.10ex	その他の植物性ろう	(協定) 7.5%	無税
1521.90ex	みつろう	(特惠) 7.5%	(特別特惠) 無税
1803.10	ココアペースト（脱脂してないもの）	(特惠) 5%	(特惠) 3.5%
1803.20	ココアペースト（完全に又は部分的に脱脂したもの）	(特惠) 10%	(特惠) 7%
1804.00	カカオ脂	2.5%	無税
1805.00	ココア粉（無糖）	(特惠) 15%	(特惠) 10.5%
* 2008.19-2[2] [i]ex	マカダミアナット（いったもの）	{ (暫定) 8% (特惠) 6.4%	{ (暫定) 5% (特惠) 3%
* 2008.19-2[2] [ii]	ペカン（いったもの）	10.2%	5%
* 2008.19-2[2] [iii]ex	その他のナット（除ぎんなん）（いったもの）	12.8%	6%
* 2008.20-2	その他の調整をし又は保存に適する処理をしたパイナップル（無糖）のうち、気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10kg以下のもの）（パルプ状のもの、破碎したものと及び細片にしたものを除く。）	(暫定) 55%	[平成2年度] (暫定) TQ1次 無税 2次 30%
2008.91	その他のもの バームハート	(暫定) 55% (基本) 25%	[平成2年度] (暫定) 30% (特惠) 20%
* 2008.99-2(1)ex	バナナ及びアボカドーのバルプ（加糖）	(基本) 35%	30%
* 2008.99-2(2)ex	バナナ及びアボカドーのバルプ（無糖）	(基本) 25%	20%
2101.10-1(2)ex	インスタントコーヒー	14%	12.3%
3301.21	ゼラニウムの精油	3%	無税
3301.26	ベチベルの精油	1.9%	無税
3301.29-2[1]	パチュリ油	1.9%	無税
3301.29-2[2]	芳油	3%	2.5%
3301.30	レジノイド	3%	無税
3301.90	精油のコンセントレート、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディステレート及びアキュアスソリューション	3.8%	無税

税番	品名	現行税率	改正後
3802.10	活性炭	4.6%	2.9%
4009.10	加硫したゴム製の管及びホース（他の材料により補強してないもの及び他の材料と組み合わせてないもの）（継手なしのもの）	4.6%	2.3%
4010.99	加硫したゴム製のコンベア用又は伝動用のベルト及びベルチング（幅20cm以下）（横断面が台形のものを除く。）	3.9%	2.4%
4014.10	コンドーム	3.4%	無 税
4014.90	その他の加硫したゴム製の衛生用又は医療用の製品	3.4%	無 税
4015.11	加硫したゴム製の外科用手袋	3.4%	無 税
4015.19	その他の加硫したゴム製の手袋	3.4%	無 税
4016.99-[2]	セルラーラバー製以外の加硫したゴム製の製品（自動車に使用する種類の部分品及び付属品を除く。）	3.4%	無 税
4403.10-2(1)	桐の木材（粗のもの）（ペイント、クレオソートその他の保存剤により処理したもの）	（協定） 2.5%	無 税
4403.99-1ex	桐の木材（粗のもの）（ペイント、クレオソートその他の保存剤により処理したものを除く。）（粗く角にし又は太鼓落とししたもの）	（協定） 2.5%	無 税
4407.99-2	桐の製材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるもの）	2.5%	無 税
4409.20-3(2)	桐の加工材（さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁又は面に沿って連続的に施したもの）	2.5%	無 税
4414.00	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁	5.2%	3.2%
4420.10	木製の小像その他の装飾品	3.2%	無 税
4421.10	木製の衣類用ハンガー	（協定） 5.8%	4%
4601.10-[1]	ばっかんさなだ	3.2%	3%
4601.10-[2]	さなだその他これに類する組物材料の物品（ばっかんさなだを除く。）	4.6%	3%
4602.90-[1]	扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品（植物性材料製のものを除く。）	4.1%	2.5%
4602.90-[2]	その他のご細工物、枝条細工物及びその他の製品（植物性材料製のものを除く。）	4.6%	2.8%
5307.10	第53.03項のジュートその他の紡織用靱皮繊維の糸（単糸）	6.4%	5%

税番	品名	現行税率	改正後
5307.20	第53.03項のジュートその他の紡織用 靱皮繊維の糸（マルチプルヤーン及び ケーブルヤーン）	6.4%	5%
5308.10	コイヤヤーン	2.4%	無税
5607.10	第53.03項のジュートその他の紡織用 靱皮繊維製のひも、綱及びケーブル	6.4%	5%
5607.21	サイザルその他のアゲープ属の紡織用 繊維製の結束用又は包装用のひも	4.8%	3%
5702.10	ケレムラグ、シュマックラグ、カラマ ニラグその他これらに類する手織りの 敷物	9.6%	6%
5702.20	ココやし繊維（コイヤ）製の床用敷物	8.4%	5.2%
6305.10-2	第53.03項のジュートその他の紡織用 靱皮繊維製の包装に使用する種類の袋 （未使用のもの）	12.8%又は13.44円 /kgのうちいづ れか高い税率	無税
9401.50-[1]	とう製の腰掛け	4.6%	無税
9401.50-[2]	オーゾア、竹その他これらに類する材 料製の腰掛け	3.8%	2.4%
9401.61-[1]	アップホルスターの腰掛け（木製フ レームのもの）（革張りのもの）	4.3%	無税
9401.61-[2]	アップホルスターの腰掛け（木製フ レームのもの）（革張りのものを除く。）	3.8%	無税
9401.69	その他の腰掛け（木製フレームのもの）	3.8%	無税
9401.90ex	腰掛けの部分品（革製のものを除く。）	3.8%	無税
9403.30	事務所において使用する種類の木製家 具	3.8%	2.4%
9403.40	台所において使用する種類の木製家具	3.8%	2.4%
9403.50	寝室において使用する種類の木製家具	3.8%	2.4%
9403.60-[1]	棚付きの木製家具（食器棚及び本箱を 除く。）（掛け若しくは壁に取り付けて 又は一方の上に他方を載せて使用する ように設計したもの）	3.2%	無税
9403.60-[2]	その他の木製家具	3.8%	2.4%
9403.80-1	とう製の家具	4.6%	無税
9403.80-2ex	その他の材料（オーゾア、竹その他こ れらに類する材料を含む。）製の家具 （大理石製のものを除く。）	3.4%	2.1%
9403.90ex	その他の家具の部分品（金属製のもの を除く。）	3.8%	無税
9601.90-1	べっこう又はさんごの加工品及び製品	6.6%	4.1%

税番	品名	現行税率	改正後
9601.90-3	骨、角、枝角、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（真珠光沢を有する貝殻の加工品及び製品（ボタンの製造に適する形状にしたもの）を除く。）	4.1%	無税

(注) *印の8品目は、農産物自由化関連の品目と重複するものである。

(2) 現行関税暫定措置法別表第1(B)に定めている以下の7品目の関税率について、同法別表第1(A)に定め、その適用期限を平成2年3月31日とする。

税番	品名	現行税率
2101.10-1(2)ex	コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品（無糖）（インスタントコーヒーを除く。）	16%
3301.14	ライムの精油	3.2%
3301.22	ジャスミンの精油	3.2%
3301.29-2[3]	その他の精油（かんきつ類の果実のものを除く。）	3.2%
4419.00-[2]	木製の食卓用品及び台所用品（割ばしを除く。）	3.2%
4420.90ex	宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び第94類に属しない木製の家具	3.2%
4421.90-[2]ex	その他の木製品（かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの）	4.6%

3. 石油関係の関税改正

(1) 関税率の引下げ等（15品目）

税番	品名	現行税率	改正後
2709.00	原油	530円/kl (基本)	350円/kl (基本)
2710.00-1(1)C	その他の揮発油		
(a)	航空機用のもの	3,370円/kl (基本)	3,130円/kl (基本)
	比重0.8017以下	2,426.4円/kl	2,180円/kl
	比重0.8017超	2,696円/kl	2,450円/kl
(b)	その他のもの	2,150円/kl (基本)	1,910円/kl (基本)
	石油化学製品、アンモニア又はガス製造用のもの	46円/kl	32円/kl
	燃料用のもの	860円/kl	780円/kl
	その他のもの	1,720円/kl	1,480円/kl
2710.00-1(2)B	その他の灯油	2,020円/kl (基本)	1,840円/kl (基本)
	ノルマルパラフィン以外のもの	808円/kl	630円/kl

税番	品名	現行税率	改正後
2710.00-1(3)	軽油	1,890円/kl (基本) 1,512円/kl (暫定)	1,710円/kl (基本) 1,330円/kl (暫定)
2700.00-1(4)A	A重油及び粗油 製油用のもの その他のもののうち農林漁業用以外のもの	820円/kl (基本) 530円/kl TQ 1次 1,640円/kl 2次 3,930円/kl	670円/kl (基本) 350円/kl TQ 1次 2,790円/kl 2次 3,780円/kl
2710.00-1(4)B	B重油及び粗油 製油用のもの その他のもの	630円/kl (基本) 530円/kl TQ 1次 1,260円/kl 2次 3,930円/kl	480円/kl (基本) 350円/kl TQ 1次 2,600円/kl 2次 3,780円/kl
2710.00-1(4)C	C重油及び粗油 製油用のもの その他のもの	570円/kl (基本) 530円/kl TQ 1次 1,140円/kl 2次 3,930円/kl	420円/kl (基本) 350円/kl TQ 1次 2,540円/kl 2次 3,780円/kl

(2) 免税・還付制度の適用期限の延長等

制度名	根拠規定	現行適用期限	改正内容
アンモニア製造用揮発油等に係る関税の還付	関税暫定措置法第7条	平成元年3月31日	平成2年3月31日まで適用期限を延長する。
ガス製造用揮発油に係る関税の還付	同法第7条の2	平成元年3月31日	平成2年3月31日まで適用期限を延長する。
石油化学製品製造用原油の免税及び石油化学製品製造用揮発油等に係る関税の還付	同法第7条の3	平成元年3月31日	平成2年3月31日まで適用期限を延長する。
中間留分石油製品等の増産に係る関税の還付	同法第7条の4	平成元年3月31日	還付率につき、原油関税引下げ見合い分の引下げを行い、平成2年3月31日まで適用期限を延長する。

4. 個別品目に係る関税改正（18品目）

税番	品名	現行税率	改正後
0207.39-[1]ex	分割した鶏（除骨付きのもの）（生鮮、冷蔵）	14%	12%
0207.41ex	分割した鶏（除骨付きのもの）（冷凍）	14%	12%
1517.90ex	離型油	（基本）25%	4.8%
2008.99-2(2)ex	冷凍さといも	20%	10%
2106.90-4(2)Cex	植物性たんぱくを加水分解したもの	（基本）25%	12.5%
8430.31	コールカッター、削岩機及びトンネル掘削機（自走式のもの）	3.9%	無 税
8433.20	その他の草刈機	4.8%	無 税
8433.30	乾草製造用機械	4.8%	無 税
8433.51	コンバイン	4.8%	無 税
8433.52	その他の脱穀機	4.8%	無 税
8433.53	根菜類等の収穫機	4.8%	無 税
8433.59	その他の収穫機等	4.8%	無 税
8433.60	卵、果実等の清浄用、分類用等の機械	4.8%	無 税
8433.90	第84.33項の物品の部分品	4.8%	無 税
8434.20	酪農機械	3.4%	無 税
8436.10	飼料調製用機械	3.4%	無 税
8436.80	その他の農業用等の機械類	3.4%	無 税
8436.99	第8436.10号及び第8436.80号の物品の部分品	3.4%	無 税

5. その他の制度関係の改正

- (1) 我が国に入国する者が別送して輸入する物品について、原則として、簡易税率の適用対象とする（関税定率法第3条の2）。
- (2) 加工再輸入減税制度（我が国から原材料を輸出し、外国で加工又は組立ての上、我が国に製品として輸入される場合、その製品に係る関税のうち、当該原材料の関税を軽減する制度）（関税暫定措置法第8条）について、布帛2次製品（関税定率法別表第62類：ワイシャツ、ズボン等）を新たに対象品目に指定する。
- (3) 海洋開発用物品の免税制度（関税暫定措置法第6条の2）及び公害防止用機械類等の免税制度（関税暫定措置法第6条の3）を廃止する。

6. 暫定税率の適用期限の延長等

- (1) 上記に掲げる改正後の暫定税率（1の(4)の表に掲げるものを除く。）及びその

他平成元年3月31日に適用期限の到来する5,768品目の暫定税率の適用期限については、特記あるものを除き平成2年3月31日とし、1の(4)の表に掲げる改正後の暫定税率の適用期限については、特記あるものを除き平成3年3月31日とする。

また、これらの改正後の暫定税率については、すべて関税暫定措置法別表第1(A)に定めるものとする。

- (2) 平成元年度の皮革・革靴の関税割当数量を算定するに当たって基準とする数量は、牛馬革（染着色等したもの）457,000m²、牛馬革（その他のもの）84,300m²、羊革・やぎ革（染着色等したもの）447,000m²、革靴3,580,000足とする。
- (3) 後発開発途上国から輸入される黄麻糸（関税定率法別表第53.07項）について、特惠限度枠管理の対象外とする。

7. 施行期日

上記改正については、平成元年4月1日

から施行する。ただし、1の(2)の表のうちトマトジュース、トマトケチャップに係る改正及び1の(3)の②の表のうちトマトピューレー・トマトペーストに係る改正については、平成元年7月1日から、1の(1)の②の牛肉に係る改正については、平成3年4月1日から施行する。

なお、1の(4)の表に係る改正については、平成2年4月1日から施行する。

(出所) 大蔵省、昭和63年度関税率審議会総会宛提出資料(平成元年1月18日)

11-107 平成2年度関税率改正案

「平成2年度の関税改正に関する調査部会長報告」

(平成元年度関税率審議会総会宛提出資料)

1989(平成元)年12月20日

I. 調査部会における平成2年度の関税改正に関する審議の結果の概要は、以下のとおりである。

1. 機械類を中心とした工業製品の関税率の引下げ

我が国をめぐる現下の国際経済情勢の中で、輸入拡大に資する対策の緊要性が高まっていること等に鑑み、一層の市場アクセス改善を図るとの観点から、機械類を中心に1,008品目の工業製品について関税の撤廃・引下げを行うことが適当である。

2. その他個別品目に係る関税改正

かえで糖について、個別事情を参酌しつつ、関税率の改正を行うことが適当である。

3. 制度関係の改正

(1) 再輸出貨物に係る戻税制度の創設

輸入品に対して我が国市場へのアクセスを一層容易にし、もって輸入拡大に資する見地から、委託販売契約や見込み輸入等によって輸入された貨物が、売れ残り等何らかの理由により国内使用されることなく一定の期間内に再輸出される場合には、輸入時に納付された関税の払い戻しを受けることができる制度を関税定率法に設けることが適

当である。

(2) 減免税・還付制度の延長等

減免税・還付制度については、次のように延長等を行うことが適当である。

イ. アンモニア製造用揮発油等に係る関税の還付制度の統合等

現在ではアンモニア製造が石油化学工業の一部として行われている状況に鑑み、本制度を石油化学製品製造用揮発油等に係る関税の還付制度に統合した上で、本制度の適用期限を1年間延長する。

ロ. ガス製造用揮発油に係る関税の還付制度の延長等

LPG等への原料転換の進展とともに本制度の実効性が薄れてきたこと等に鑑み、還付率をガス製造用揮発油の負担する原油関税の2分の1に相当する額とした上で、本制度の適用期限を1年間延長する。

ハ. 製造用原料品の減免税制度の延長等

本制度の対象品目に、 β -ラクタム系抗生物質の中間物(ペニシリン系、セファマイシン系及びオキサセフェム系のもの)の製造用の砂糖を追加し、本制度の適用期限を3年間延長する。

ニ. その他の減免税・還付制度の適用期限の延長

平成2年3月31日に期限が到来する減免税・還付制度のうち、「給食用脱脂粉乳の免税制度」、「原子力研究用物品等の免税制度」、「航空機及びその部分品等の免税制度」、「宇宙開発用物品等の免税制度」並びに「加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税制度」について、適用期限をそれぞれ3年間延長し、また、「石油化学製品製造用原油の免税制度」、「石油化学製品製造用揮発油等に係る関税の還付制度」並びに「中間留分石油製品等の増産に係る関税の還付制度」について、適用期限をそれぞれ1年間延長する。

4. 暫定税率の適用期限の延長等

平成2年度改正で税率の改正を行う品目以外で、平成2年3月31日に適用期限の到来する暫定税率の適用期限を平成3年3月31日まで延長する等所要の改正を行うことが適当である。ただし、プラスチック製スキー靴については、暫定税率の適用期限を平成7年3月31日まで延長する改正を行うことが適当である。

5. 上記改正については、平成2年4月1

日から施行することが適当である。

II. 上記の審議結果を踏まえ、調査部会としては、別紙のとおり平成2年度改正における関税率等の改正を行うことが適当であると考える。

なお、別紙第1の1の参考に掲げられた品目の関税率等の改正については、平成元年1月18日付関税率審議会答申において、平成2年度改正に盛り込むべきものとされたものである。

(別紙)

第1. 関税率等の改正

1. 以下の品目の関税率について、次の改正を行うものとする。

税番	品名	現行税率	改正案
1702.20ex	かえで糖	(基本) 35%又は27円/kgのうちいずれか高い税率	(基本) 41.5円/kg
2707.50ex	高温コールドタルの蒸留物及びこれに類する物品(芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるその他の芳香族炭化水素混合物で、ASTM D 86の方法による温度250度における減失量加算留出容量が全容量の65%以上で、温度15度における比重が0.83以下のもの)	3%	無税
2707.99ex	高温コールドタルの蒸留物及びこれに類する物品(芳香族成分が非芳香族成分の重量を超えるその他のもので温度15度における比重が0.83以下のもの)	3%	無税
2801.20	よう素	3%	無税
2801.30	ふつ素及び臭素	3%	無税
2802.00	昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄	3%	無税
2804.21	アルゴン	3%	無税
2804.29-2	その他の希ガス	3%	無税
2804.61-1	けい素(けい素の含有量が全重量の99.99%以上のもので単結晶のもの)	2.9%	無税
2805.21	カルシウム	3%	無税
2805.22	ストロンチウム及びバリウム	3%	無税
2806.20	クロロ硫酸	3%	無税
2811.23	二酸化硫黄	3%	無税
2813.10	二硫化炭素	3%	無税
2824.90	その他の鉛の酸化物	3%	無税
2825.70	モリブデンの酸化物及び水酸化物	3%	無税

税 番	品 名	現行税率	改正案
2830.20	硫化亜鉛	3%	無 税
2830.30	硫化カドミウム	3%	無 税
2830.90-2[2]	その他の硫化物及び多硫化物	3%	無 税
2833.21	マグネシウムの硫酸塩	2%	無 税
2833.22	アルミニウムの硫酸塩	2%	無 税
2833.23	クロムの硫酸塩	2%	無 税
2833.29-[2]	その他の硫酸塩	2%	無 税
2833.30	みょうばん	2%	無 税
2833.40	ペルオキシ硫酸塩（過硫酸塩）	2%	無 税
2905.11	メタノール（メチルアルコール）	3.9%	無 税
2906.13	ステロール及びビノシトール	3%	無 税
2922.19ex	アミノアルコール	2.3%	無 税
2925.20ex	クロルヘキシジン及びその塩	3%	無 税
2934.90-[1]	スルトン及びスルトム	2.3%	無 税
2941.10	ペニシリン及びその誘導体並びにこれらの塩	4.6%	3%
2941.20-[1]	ストレプトマイシン	4.6%	無 税
2941.20-[2]	ストレプトマイシンの誘導体等	3.4%	無 税
2941.30	テトラサイクリン及びその誘導体並びにこれらの塩	3.4%	無 税
2941.40	クロラムフェニコール及びその誘導体並びにこれらの塩	3.4%	無 税
2941.50	エリスロマイシン及びその誘導体並びにこれらの塩	3%	無 税
2941.90	その他の抗生物質	3.4%	無 税
3001.90-2	ヘパリン及びその塩	5.1%	3%
3002.10-4ex	その他の血液分画物（血液成分製剤及び血漿分画製剤を除く。）	3%	無 税
3003.10ex	ペニシリン又はその誘導体を含有する医薬品（二種以上の成分から成るもので、投与量にしてあるもの及び小売用のものを除く。）	4.6%	3%
3003.10ex	ストレプトマイシン又はその誘導体を含有する医薬品（二種以上の成分から成るもので、投与量にしてあるもの及び小売用のものを除く。）	4.6%	無 税
3003.20	その他の抗生物質を含有する医薬品（二種以上の成分から成るもので、投与量にしてあるもの及び小売用のものを除く。）	4.2%	無 税
3004.10ex	ペニシリン又はその誘導体を含有する医薬品（投与量にしたもの又は小売用にしたもの）	4.6%	3%

税 番	品 名	現行税率	改正案
3004.10ex	ストレプトマイシン又はその誘導体を含む有する医薬品（投与量にしたもの又は小売用にしたもの）	4.6%	無 税
3004.20	その他の抗生物質を含む有する医薬品（投与量にしたもの又は小売用にしたもの）	4.2%	無 税
3005.10	接着性を有する被覆材その他接着層を有する製品（医薬を染み込ませたもの若しくは塗布したもの又は小売用のもの）	3.2%	無 税
3005.90	その他の脱脂綿、ガーゼ、包帯その他これらに類する製品（医薬を染み込ませたもの若しくは塗布したもの又は小売用のもの）	3.2%	無 税
3006.10	外科用の縫合材、切開創縫合用の接着剤等及び外科用又は歯科用の吸収止血剤（殺菌したもの）	3.2%	無 税
3006.20	血液型判定用試薬	3.2%	無 税
3006.30-2	エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬（微生物から得た診断用試薬を除く。）	3.2%	無 税
3006.40ex	歯科用充てん材料	3.2%	無 税
3006.40ex	接骨用セメント	3.8%	無 税
3006.50	救急箱及び救急袋	3.2%	無 税
3006.60	避妊用化学調整品（ホルモン又は殺精子剤をもととしたもの）	3.8%	無 税
3306.10	歯磨き	3.9%	無 税
3701.10	エックス線用の写真用プレート及び平面状写真用フィルム	3.7%	無 税
3701.20-[1]ex	インスタントプリントフィルム（感光性のシートが紙製等以外のもので、平面状のカラー写真用のもの）	3.7%	無 税
3701.20-[1]ex	インスタントプリントフィルム（感光性のシートが紙製等以外のもので、平面状のモノクロ写真用のもの）	3.7%	無 税
3701.20-[2]	インスタントプリントフィルム（感光性のシートが紙製等のもので、平面状のもの）	4.8%	無 税
3701.30	その他のプレート及び平面状フィルム（いずれかの辺の長さか ² 255mm超のもの）	3.7%	無 税
3701.91	その他のプレート及び平面状フィルム（カラー写真用のもの）	3.7%	無 税
3701.99	その他のプレート及び平面状フィルム（モノクロ写真用のもの）	3.7%	無 税
3702.20ex	ロール状インスタントプリントフィルム（シートが紙製等のもの）	3.9%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
3702.20ex	ロール状インスタントプリントフィルム (シートが紙製等のものを除く。)	3.7%	無 税
3702.31	ロール状カラー写真用フィルム (スプロ ケットホールがなく、幅が105mm以下 のもの)	3.7%	無 税
3702.32	ロール状モノクロ写真用フィルム (スプ ロケットホールがなく、幅が105mm以 下で、乳剤がハロゲン化銀のもの)	3.7%	無 税
3702.39	その他のロール状モノクロ写真用フィル ム (スプロケットホールがなく、幅が 105mm以下のもの)	3.7%	無 税
3702.41	ロール状カラー写真用フィルム (スプロ ケットホールがなく、幅が610mm超、 長さが200mm超のもの)	3.7%	無 税
3702.42	ロール状モノクロ写真用フィルム (スプ ロケットホールがなく、幅が610mm超、 長さが200mm超のもの)	3.7%	無 税
3702.43	ロール状写真用フィルム (スプロケット ホールがなく、幅が610mm超、長さが 200mm以下のもの)	3.7%	無 税
3702.44	ロール状写真用フィルム (スプロケット ホールがなく、幅が105mm超610mm以 下のもの)	3.7%	無 税
3702.51	ロール状カラー写真用フィルム (幅が 16mm以下、長さが14m以下のもの)	3.7%	無 税
3702.52	ロール状カラー写真用フィルム (幅が 16mm以下、長さが14m超のもの)	3.7%	無 税
3702.53	ロール状カラー写真用フィルム (スライ ド用で、幅が16mm超35mm以下、長さ が30m以下のもの)	3.7%	無 税
3702.54	ロール状カラー写真用フィルム (スライ ド用以外で、幅が16mm超35mm以下、 長さが30m以下のもの)	3.7%	無 税
3702.55	ロール状カラー写真用フィルム (幅が 16mm超35mm以下、長さが30m超の もの)	3.7%	無 税
3702.56	ロール状カラー写真用フィルム (幅が 35mm超のもの)	3.7%	無 税
3702.91	ロール状モノクロ写真用フィルム (幅が 16mm以下、長さが14m以下のもの)	3.7%	無 税
3702.92	ロール状モノクロ写真用フィルム (幅が 16mm以下、長さが14m超のもの)	3.7%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
3702.93	ロール状モノクロ写真用フィルム（幅が16mm超35mm以下、長さが30m以下のもの）	3.7%	無 税
3702.94-[2]	ロール状モノクロ写真用フィルム（幅が16mm超35mm以下、長さが30m超のもの）（幅が25.4mm以上の映画用フィルムを除く。）	3.7%	無 税
3702.95	ロール状モノクロ写真用フィルム（幅が35mm超のもの）	3.7%	無 税
3703.10ex	カラー印画紙（ロール状で幅が610mm超のもの）	3.7%	無 税
3703.20	その他のカラー印画紙	3.7%	無 税
3704.00-[1][i]	映画用フィルム（露光したもので、未現像のもの）（幅が35mm以上のもの）	7.20円/m	無 税
3704.00-[1][ii]	映画用フィルム（露光したもので、未現像のもの）（幅が35mm未満のもの）	6円/m	無 税
3704.00-[2]	写真用のプレート、フィルム、紙、板紙及び紡織用繊維（露光したもので、未現像のもの）（映画用フィルムを除く。）	5.3%	無 税
3705.10	オフセット用の写真用のプレート及びフィルム（露光し、現像したもの）	5.8%	無 税
3705.20	マイクロフィルム（露光し、現像したもの）	5.8%	無 税
3705.90	その他の写真用のプレート及びフィルム（露光し、現像したもの）	5.8%	無 税
3706.10-2	映画用フィルム（露光し、現像したもの）（幅が40mm超のもの）	24円/m	無 税
3706.90-1	映画用フィルム（露光し、現像したもの）（幅が10mm以下のもの）	1.20円/m	無 税
3706.90-2	映画用フィルム（露光し、現像したもの）（幅が10mm超35mm未満のもの）	6円/m	無 税
4011.30	航空機に使用するゴム製空気タイヤ	3.4%	無 税
4011.40ex	モーターサイクルに使用するゴム製空気タイヤ（公称の幅が101.6mm以下のもの）	3.4%	無 税
4011.50	自転車に使用するゴム製空気タイヤ	3.4%	無 税
4011.91ex	その他のゴム製空気タイヤ（杉綾模様その他これに類するトレッドを有するもので、自動車用のものを除く。）	3.4%	無 税
4011.99ex	その他のゴム製空気タイヤ（自動車用のものを除く。）	3.4%	無 税
4012.10	ゴム製の更生タイヤ	3.4%	無 税
4012.20-[1]	中古のゴム製空気タイヤ（自動車用のもの）	3.2%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
4012.20-[2]	中古のゴム製空気タイヤ（自動車用のものを除く。）	3.4%	無 税
4012.90-[1]	ゴム製のソリッドタイヤ及びクッションタイヤ（自動車用のもの）並びにタイヤフラップ（自動車用のタイヤに使用するもの）	3.2%	無 税
4012.90-[2]	その他のゴム製のソリッドタイヤ及びクッションタイヤ並びに交換性タイヤトレッド	3.4%	無 税
4013.10	ゴム製のインナーチューブ（乗用自動車、バス又は貨物自動車に使用されるもの）	3.2%	無 税
4013.20	ゴム製のインナーチューブ（自転車用のもの）	3.4%	無 税
4013.90	その他のゴム製のインナーチューブ	3.4%	無 税
4015.90	その他の衣類及び衣類附属品（加硫したゴム製のもの）	3.4%	無 税
4016.91-[2]	床用敷物及びマット（加硫したゴム製（セルラーラバー製のものを除く。）のもの）（自動車用のものを除く。）	3.4%	無 税
4016.92	消しゴム	3.4%	無 税
4016.93	ガasket、ワッシャーその他のシール（加硫したゴム製（セルラーラバー製のものを除く。）のもの）	3.4%	無 税
4016.94	防舷材（加硫したゴム製（セルラーラバー製のものを除く。）のもの）	3.4%	無 税
4016.95	その他の加硫したゴム製品（膨らますことができるもので、セルラーラバー製のものを除く。）	3.4%	無 税
4017.00	硬質ゴム及びその製品	3.4%	無 税
4801.00ex	新聞用紙（幅が80cmを超えるロール状のもの）	3.1%	無 税
4801.00ex	新聞用紙（その他のもの）	4.6%	無 税
4810.12	筆記用、印刷用等のカオリン等を塗布した紙及び板紙（機械パルプの含有量が10%以下で1m ² あたり150g超のもの）	4.1%	無 税
4814.10	イングレインペーパー	2.5%	無 税
4814.20	壁紙等の壁面被覆材（プラスチックを塗布した紙から成るもので、表面に装飾を施したもの）	3.4%	無 税
4814.30	壁紙等の壁面被覆材（組物材料で表を覆った紙から成るもの）	4.6%	無 税
4814.90	その他の壁面被覆材及びグラスペーパー	2.5%	無 税
4908.10	デカルコマニア（ガラス化することができるもの）	3.4%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
4908.90	その他のデカルコマニア	3.4%	無 税
4909.00	印刷した葉書及びカード	3.4%	無 税
4910.00ex	カレンダー（印刷したもので、紙製及び板紙製のもの）	3.4%	無 税
6703.00-2	羊毛、獣毛等の紡織用繊維（かつら等の製造用に調製したもの）	2.6%	無 税
6704.11	合成繊維製のかつら	3.8%	無 税
6704.19	合成繊維製の付けひげ、付け眉毛等	3.8%	無 税
6704.20	人髪製のかつら、付けひげ、付け眉毛等	3.8%	無 税
6704.90	その他の材料製のかつら、付けひげ、付け眉毛等	3.8%	無 税
6802.10	天然石製のタイル、キューブ等並びに人工的に着色した天然石の粒、細片及び粉	（協定）無税 （暫定）2%	無 税
6802.21	石碑用又は建築用の大理石、トラバーチン及びアラバスター（単に切り又はのこぎりでひいたもので、表面が平らなもの）	（協定）無税 （暫定）2%	無 税
6802.22	その他の石灰質の石碑用又は建築用の石（単に切り又はのこぎりでひいたもので、表面が平らなもの）	（協定）無税 （暫定）2%	無 税
6802.23	石碑用又は建築用の花こう岩（単に切り又はのこぎりでひいたもので、表面が平らなもの）	（協定）無税 （暫定）2%	無 税
6802.29	その他の石碑用又は建築用の石（単に切り又はのこぎりでひいたもので、表面が平らなもの）	（協定）無税 （暫定）2%	無 税
6802.91	その他の石碑用又は建築用の大理石、トラバーチン及びアラバスターの石及び製品	（協定）無税 （暫定）2%	無 税
6802.92	その他の石灰質の石碑用又は建築用の石及び製品	（協定）無税 （暫定）2%	無 税
6802.93	その他の石碑用又は建築用の花こう岩及び製品	（協定）無税 （暫定）2%	無 税
6802.99	その他の石碑用又は建築用の石及び製品	（協定）無税 （暫定）2%	無 税
6806.10	スラグウール、ロックウール等の鉱物性ウール	3.4%	無 税
6806.20	はく離させたバーミキュライト等の膨張させた鉱物性材料	3.4%	無 税
6806.90	断熱用、防音用等の鉱物性材料の混合物及び製品	3.4%	無 税
6807.10	アスファルト等の製品（ロール状のもの）	1.7%	無 税
6807.90	その他のアスファルト等の製品	1.7%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
6808.00	パネル、ボード、タイル等（わら等をセメント等の鉱物性結合材により凝結させたもの）	3.4%	無 税
6809.11	プラスター製のパネル、ボード、タイル等（紙又は板紙のみを張つたもの等で、装飾していないもの）	3.9%	無 税
6809.19	その他のプラスター製のパネル、ボード、タイル等	3.9%	無 税
6809.90	その他のプラスター製の製品	3.9%	無 税
6810.11	建築用のブロック及びれんが（セメント製、コンクリート製又は人造石製のもの）	3.9%	無 税
6810.19	タイル、敷石等（セメント製、コンクリート製又は人造石製のもの）	3.9%	無 税
6810.20	セメント製、コンクリート製等の管	3.9%	無 税
6810.91	建築用又は土木建築用のプレハブ式の構築材（セメント製、コンクリート製又は人造石製のもの）	3.9%	無 税
6810.99	その他のセメント製、コンクリート製又は人造石製の製品	3.9%	無 税
6815.10	黒鉛その他の炭素の製品（電気用品を除く。）	2.4%	無 税
6815.20	泥炭製品	4.8%	無 税
6815.91	マグネサイト、ドロマイト又はクロマイトを含有する製品	4.8%	無 税
6815.99	その他の鉱物性材料の製品	4.8%	無 税
6901.00	れんが、ブロック、タイルその他の陶磁製品（けい酸質の土から製造したもの）	2.6%	無 税
6904.10	陶磁製の建築用れんが	2.6%	無 税
6904.90	陶磁製の床用ブロック、サポートタイル等	2.6%	無 税
6906.00	陶磁製の管、導管、とい及び管用継手	2.6%	無 税
6909.11-[2]	磁器製の理化学用等の用途に供する物品（触媒担体を除く。）	1.7%	無 税
6909.19-[2]	陶器製の理化学用等の用途に供する物品（触媒担体を除く。）	1.7%	無 税
6909.90	その他の陶磁製の容器等	3.4%	無 税
6910.10	磁器製の台所用流し、洗面台、浴槽等	3.4%	無 税
6910.90	陶器製の台所用流し、洗面台、浴槽等	3.4%	無 税
6914.10	その他の磁器製品	3.4%	無 税
6914.90	その他の陶器製品	3.4%	無 税
7001.00	ガラスのくず及び塊	1.3%	無 税
7002.20-[1]	石英ガラスの棒	3.2%	無 税
7002.31	石英ガラスの管	3.2%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
7003.11	板ガラス（鑄込み法又はロール法により製造されたもので、色つき、不透明等のもの（金属の線又は網を入れたものを除く。））	3.4%	無 税
7003.19	その他の板ガラス（鑄込み法又はロール法により製造されたもので、金属の線又は網を入れたものを除く。）	3.8%	無 税
7003.20	板ガラス（鑄込み法又はロール法により製造されたもので、金属の線又は網を入れたもの）	3.4%	無 税
7003.30	溝型ガラス	3.4%	無 税
7004.10	板ガラス（引上げ法又は吹上げ法により製造されたもので、色つき、不透明等のもの）	3.4%	無 税
7004.90-[1]	その他の板ガラス（引上げ法又は吹上げ法により製造されたもので、厚さが4mm以下のもの）	2.6%	無 税
7004.90-[2]	その他の板ガラス（引上げ法又は吹上げ法により製造されたもので、厚さが4mm超のもの）	3.8%	無 税
7006.00	板ガラスを曲げ、縁加工等の加工をしたもの（枠付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く。）	1.9%	無 税
7007.11ex	自動車用、航空機用又は宇宙飛行体用に適する寸法及び形状の強化ガラス	5.3%	無 税
7008.00	断熱用複層ガラス	1.9%	無 税
7009.91	ガラス鏡（枠付きでないもの）	3.8%	無 税
7009.92	ガラス鏡（枠付きのもの）	3.8%	無 税
7010.10	ガラス製のアンブル	3.4%	無 税
7010.90	その他のガラス製の瓶、フラスコ、つぼ等	3.9%	無 税
7011.10	電灯用のバルブ、チューブ等（封じていないもの）及びその部分品（取付具を有しないもの）	3.9%	無 税
7011.20	陰極線管用のバルブ、チューブ等（封じていないもの）及びその部分品（取付具を有しないもの）	3.9%	無 税
7011.90	その他のバルブ、チューブ等（封じていないもの）及びその部分品（取付具を有しないもの）	3.9%	無 税
7012.00	魔法瓶その他の真空容器用のガラス製の瓶	3.4%	無 税
7014.00	ガラス製の信号用品及び光学用品	3.6%	無 税
7015.10	視力矯正眼鏡用のガラス	2.9%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
7015.90	時計用ガラス及び眼鏡用ガラス並びにこれらの製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメント（視力矯正眼鏡用のガラスを除く。）	2.9%	無 税
7016.10	ガラス製のキューブその他の細貨	3.4%	無 税
7016.90ex	スタンドグラス等	1.9%	無 税
7017.10	石英ガラス製の理化学用又は衛生用の製品	3.9%	無 税
7017.20	その他の理化学用又は衛生用のガラス製品（線膨張係数が温度0度から300度までの範囲において1ケルビンにつき100万分の5以下のもの）	2.9%	無 税
7017.90	その他の理化学用又は衛生用のガラス製品	2.9%	無 税
7018.90ex	ガラス製の装飾品等（貴金属を使用したものを除く。）	3.4%	無 税
7019.10	ガラス繊維のスライバー、ロービング、糸及びチョップドストランド	4.6%	無 税
7019.20	ガラス繊維の織物	4.1%	無 税
7019.31	ガラス繊維のマット（織つてないもの）	4.6%	無 税
7019.32	ガラス繊維の薄いシート（ボイル）（織つてないもの）	4.6%	無 税
7019.39	その他のガラス繊維の製品（織つてないもの）	4.6%	無 税
7019.90	その他のガラス繊維及びその製品	4.6%	無 税
7020.00	その他のガラス製品	1.7%	無 税
7102.29	加工した工業用ダイヤモンド	(協定) 無税 (暫定) 4%	無 税
7106.91	銀（加工してないもの）	1.9%	無 税
7106.92-1	銀の棒、形材、板、シート及びストリップ	1.9%	無 税
7106.92-2	その他の銀の一次製品	4.6%	無 税
7107.00	銀を張つた卑金属（一次製品を含む。）	4.6%	無 税
7109.00	金を張つた卑金属及び銀（一次製品を含む。）	3.8%	無 税
7110.19-2	白金の一次製品（棒、形材、板、シート及びストリップを除く。）	3.2%	無 税
7110.29-2	パラジウムの一次製品（棒、形材、板、シート及びストリップを除く。）	3.2%	無 税
7110.39-2	ロジウムの一次製品（棒、形材、板、シート及びストリップを除く。）	3.2%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
7110.49-2	イリジウム、オスミウム又はルテニウムの一次製品（棒、型材、板、シート及びストリップを除く。）	3%	無 税
7111.00	白金を張つた卑金属、銀及び金（一次製品を含む。）	4.6%	無 税
7115.10	白金をワイヤクロス状又はワイヤグリル状にした触媒	3%	無 税
7115.90	その他の貴金属製又は貴金属を張つた金属製の製品	3%	無 税
7201.10	非合金鉄鉄（りんの含有率が0.5%以下のもの）	3%	無 税
7201.20	非合金鉄鉄（りんの含有率が0.5%超のもの）	3%	無 税
7201.30	合金鉄鉄	3%	無 税
7201.40	スピーゲル	3%	無 税
7202.21	フェロシリコン（けい素の含有量が55%超のもの）	3%	無 税
7203.10	鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼	3%	無 税
7203.90	海綿状の鉄鋼及び重量比による純度が99.94%以上の鉄（ランプ、ベレット等の形状のもの）	3%	無 税
7205.10	鉄鉄、スピーゲル又は鉄鋼の粒	3%	無 税
7205.21ex	合金鋼の粉（ニッケルの含有量が1%以上5%未満のものを除く。）	3%	無 税
7205.29	鉄鉄、スピーゲル又は鉄鋼の粉（合金鋼を除く。）	3%	無 税
7206.10-[1]	鉄又は非合金鋼のインゴット（炭素の含有量が0.6%未満のもの）	3.4%	無 税
7206.90-[1]	その他の一次形状の鉄及び非合金鋼（炭素の含有量が0.6%未満のもの）	3.4%	無 税
7207.11ex	鉄又は非合金鋼の半製品（炭素の含有量が0.25%未満のもの）（横断面が長方形のもので、幅が厚さの2倍未満のもの）（ピレットを除く。）	3.4%	無 税
7207.12ex	鉄又は非合金鋼の半製品（炭素の含有量が0.25%未満のもの）（横断面が長方形のもので、幅が厚さの2倍以上のもの）（ピレット及びスラブを除く。）	3.4%	無 税
7207.19	その他の鉄又は非合金鋼の半製品（炭素の含有量が0.25%未満のもの）	3.4%	無 税
7207.20-[1]ex	鉄又は非合金鋼の半製品（炭素の含有量が0.25%以上0.6%未満のもの）（ピレット及びスラブを除く。）	3.4%	無 税
7307.11	非可鍛鉄鉄製の鋳造した管用継手	4.6%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
7307.19	鉄鋼製の鋳造した管用継手（非可鍛鋳鉄製のものを除く。）	4.6%	無 税
7307.21	ステンレス鋼製のフランジ	3.9%	無 税
7307.22	ステンレス鋼製のエルボー、バンド及びスリーブ（ねじ式のもの）	3.9%	無 税
7307.23	ステンレス鋼製の管用継手（突合せ溶接式のもの）	3.9%	無 税
7307.29	ステンレス鋼製のその他の管用継手	3.9%	無 税
7307.91	その他の鉄鋼製のフランジ	3.9%	無 税
7307.92	その他の鉄鋼製のエルボー、バンド及びスリーブ（ねじ式のもの）	3.9%	無 税
7307.93	その他の鉄鋼製の管用継手（突合せ溶接式のもの）	3.9%	無 税
7307.99	その他の鉄鋼製の管用継手	3.9%	無 税
7308.10	鉄鋼製の橋及び橋げた	3.9%	無 税
7308.20	鉄鋼製の塔及び格子柱	3.9%	無 税
7308.30	鉄鋼製の戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居	3.9%	無 税
7308.40	鉄鋼製の足場用、枠組み用又は坑道用の支柱等	3.9%	無 税
7308.90	その他の鉄鋼製の構造物及びその部分品並びに構造物用に加工した板等	3.9%	無 税
7315.11	鉄鋼製のローラーチェーン	3.9%	無 税
7315.12	その他の鉄鋼製の接続リンクチェーン	3.9%	無 税
7315.19	鉄鋼製の接続リンクチェーンの部分品	3.9%	無 税
7315.20	鉄鋼製のスキッドチェーン	3.9%	無 税
7315.81	鉄鋼製のスタッド付きチェーン	3.9%	無 税
7315.82	その他の鉄鋼製の鎖（溶接リンクのもの）	3.9%	無 税
7315.89	その他の鉄鋼製の鎖	3.9%	無 税
7315.90	その他の鉄鋼製の鎖の部分品	3.9%	無 税
7319.10	鉄鋼製の縫針、かがり針及びししゅう針	3%	無 税
7319.20	鉄鋼製の安全ピン	3%	無 税
7319.30	その他の鉄鋼製のピン	3%	無 税
7319.90	その他の鉄鋼製の手編針、ボドキン等	3%	無 税
7321.11	鉄鋼製の調理用加熱器具及び皿温め器（気体燃料用のもの並びに気体燃料及びその他の燃料共用のもの）	3.9%	無 税
7321.12	鉄鋼製の調理用加熱器具及び皿温め器（液体燃料用のもの）	3.9%	無 税
7321.13	鉄鋼製の調理用加熱器具及び皿温め器（固体燃料用のもの）	3.9%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
7321.81	鉄鋼製のストーブ、レンジ、炉、火鉢等 (気体燃料用のもの並びに気体燃料及び その他の燃料共用のもの)	3.9%	無 税
7321.82	鉄鋼製のストーブ、レンジ、炉、火鉢等 (液体燃料用のもの)	3.9%	無 税
7321.83	鉄鋼製のストーブ、レンジ、炉、火鉢等 (固体燃料用のもの)	3.9%	無 税
7321.90	鉄鋼製の調理用加熱器具、ストーブ、レ ンジ、炉、火鉢等の部分品	3.9%	無 税
7322.11	鋳鉄製のセントラルヒーティング用のラ ジエーター及びその部分品	3.9%	無 税
7322.19	その他の鉄鋼製のセントラルヒーティン グ用のラジエーター及びその部分品	3.9%	無 税
7322.90	動力駆動式の送風機を有するエアヒー ター、温風分配器等及びこれらの部分品 (鉄鋼製のもの)	3.9%	無 税
7323.10	鉄鋼のウール及び鉄鋼製の瓶洗い、ポ リッシングパッド等	4.6%	無 税
7323.91	鋳鉄製の家庭用品及びその部分品 (ほう ろう引きのものを除く。)	3.9%	無 税
7323.92	鋳鉄製の家庭用品及びその部分品 (ほう ろう引きのもの)	3.9%	無 税
7323.93	ステンレス鋼製の家庭用品及びその部分 品	3.9%	無 税
7323.94	その他の鉄鋼製の家庭用品及びその部分 品 (ほうろう引きのもの)	3.9%	無 税
7323.99	その他の鉄鋼製の家庭用品及びその部分 品	3.9%	無 税
7324.10	ステンレス鋼製の台所用流し及び洗面台	3.9%	無 税
7324.21	鋳鉄製の浴槽	3.9%	無 税
7324.29	その他の鉄鋼製の浴槽	3.9%	無 税
7324.90	その他の鉄鋼製の衛生用品 (部分品を含 む。)	3.9%	無 税
7325.10	非可鍛鋳鉄製のその他の鋳造製品	4.6%	無 税
7325.91	粉砕機用の鉄鋼製の鋳造したグライ ンディングボール等 (非可鍛鋳鉄製のもの を除く。)	4.6%	無 税
7325.99	その他の鉄鋼製の鋳造製品	4.6%	無 税
7326.11	粉砕機用のグラインディングボール等 (鉄鋼製で鍛造又は型打ちをしたもの)	4.6%	無 税
7326.19	その他の鉄鋼製品 (鍛造又は型打ちをし たもの)	4.6%	無 税
7326.20	鉄鋼の線から製造したその他の鉄鋼製品	4.6%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
7326.90-[1]	鉄鋼製のエンドレスコンベヤベルト	3.9%	無 税
7326.90-[2]	その他の鉄鋼製品	4.6%	無 税
7412.10	精製銅製の管用継手	4.6%	無 税
7412.20	銅合金製の管用継手	4.6%	無 税
7414.10	銅製の機械用ワイヤエンドレスバンド	3.9%	無 税
7414.90	銅製のワイヤクロス、ワイヤグリル、網及びエキスパンデッドメタル	4.6%	無 税
7415.10	銅製のくぎ、びよう、画びよう、またくぎ等	4.6%	無 税
7415.21	銅製の座金（ねじを切つたものを除く。）	4.6%	無 税
7415.29	銅製のねじ、ボルト、ナット、リベット等（ねじを切つたものを除く。）	4.6%	無 税
7415.31	銅製の木ねじ（ねじを切つたもの）	4.6%	無 税
7415.32	銅製のその他のねじ、ボルト及びナット（ねじを切つたもの）	4.6%	無 税
7415.39	銅製のリベット、スクリューフック、コッター等（ねじを切つたもの）	4.6%	無 税
7416.00	銅製のばね	4.6%	無 税
7417.00	銅製の加熱器具及びその部分品	4.6%	無 税
7418.10	銅製の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド等	4.1%	無 税
7418.20	銅製の衛生用品及びその部分品	4.1%	無 税
7419.10	銅製の鎖及びその部分品	4.6%	無 税
7419.91	その他の銅製品（鑄造、型打ち又は鍛造をしたもの）	4.6%	無 税
7419.99	その他の銅製品	4.6%	無 税
7610.10	アルミニウム製の戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居	4.1%	無 税
7615.10	アルミニウム製の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド等	4.1%	無 税
7615.20	アルミニウム製の衛生用品及びその部分品	4.1%	無 税
8101.10	タングステンの粉	3%	無 税
8101.91	タングステンの塊及びくず	3%	無 税
8101.92	タングステンの棒、形材、板、シート、ストリップ及びはく	4.6%	無 税
8101.93	タングステンの線	4.6%	無 税
8101.99	その他のタングステンの製品	4.6%	無 税
8102.10	モリブデンの粉	3%	無 税
8102.91	モリブデンの塊及びくず	3%	無 税
8102.92	モリブデンの棒、形材、板、シート、ストリップ及びはく	3.9%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8102.93	モリブデンの線	3.9%	無 税
8102.99	その他のモリブデンの製品	3.9%	無 税
8105.90	その他のコバルトの製品	4.9%	無 税
8109.10	ジルコニウムの塊、くず及び粉	3.8%	無 税
8109.90	その他のジルコニウムの製品	5.2%	無 税
8112.30-2	ゲルマニウム及びその製品（くずを除く。）	3.8%	無 税
8201.10	スベード及びショベル	2.9%	無 税
8201.20	フォーク	2.9%	無 税
8201.30	つるはし、くわ及びレーキ	2.9%	無 税
8201.40	なた、なたがまその他のおの類	2.9%	無 税
8201.50	片手剪定ばさみ	4.4%	無 税
8201.60	刈込みばさみ、両手剪定ばさみ等の両手ばさみ	2.9%	無 税
8201.90	その他の農業、園芸又は林業に使用する種類の手道具	2.9%	無 税
8202.10	手のこぎり	3.4%	無 税
8202.91ex	金属加工用のハックスブレード（厚さが0.68mm以上のもの）	2.9%	無 税
8202.91ex	その他の金属加工用のストレートソーのブレード	3.4%	無 税
8202.99ex	その他ののこぎりのブレード	2.9%	無 税
8203.10	やすり等の手工具	2.9%	無 税
8203.20	プライヤー、やつとこ、ツイーザー等の手工具	2.9%	無 税
8203.30	金属切断用ばさみ等の手工具	2.9%	無 税
8203.40	パイプカッター、ボルトクリッパー、せん孔ポンチ等の手工具	2.9%	無 税
8204.11	手回し式のスパナ及びレンチ（調節式のものを除く。）	2.9%	無 税
8204.12	手回し式のスパナ及びレンチ（調節式のもの）	2.9%	無 税
8204.20	互換性スパナソケット	2.9%	無 税
8205.10	穴あけ用、ねじ切り用又はねじ立て用の工具	2.9%	無 税
8205.20	ハンマー	2.9%	無 税
8205.30	かんな、のみ、丸のみ等の刃工具（木工用のもの）	2.9%	無 税
8205.40	ねじ回し	2.9%	無 税
8205.51	その他の手道具及び手工具（家庭用のもの）	2.9%	無 税
8205.59	その他の手道具及び手工具	2.9%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8205.60	トーチランプ	2.9%	無 税
8205.70	万力、クランプ等	2.9%	無 税
8205.80	金敷き、可搬式かじ炉及び手回し式又は足踏み式のフレーム付きグラインディングホイール	2.9%	無 税
8205.90	手道具又は手工具のセット（82.05項の二以上の号の製品をセットにしたもの）	2.9%	無 税
8206.00	手道具又は手工具のセット（82.02項から82.05項までの二以上の項の製品を小売用のセットにしたもの）	2.9%	無 税
8209.00	工具用の板、棒、チップ等（焼結した金属炭化物又はサーメットのもので、取り付けてないもの）	4.6%	無 税
8210.00	手動式器具（飲食物の調製に使用するもので、重量が10kg以下のもの）	3.4%	無 税
8212.10	かみそり	1.9%	無 税
8212.20-1	安全かみそりの刃（ストリップ状のもの）	3.8%	無 税
8212.20-2	安全かみそりの刃（ストリップ状のものを除く。）	0.50円/枚	無 税
8212.90	かみそりのその他の部分品	4.6%	無 税
8301.20	卑金属製の自動車用の錠	4.1%	無 税
8303.00	卑金属製の金庫、金庫室の扉及び貴重品保管ロッカー並びに卑金属製のキャッシュボックス等	3.8%	無 税
8305.10	卑金属製の書類とじ込み用具	3.8%	無 税
8305.20	卑金属製のストリップ状ステーブル	3.8%	無 税
8305.90	卑金属製のレターコーナー、インデックスタグ等の事務用品及びこれらの部分品	3.8%	無 税
8306.10	卑金属製のバル、ゴング等	3.8%	無 税
8307.10	鉄鋼製のフレキシブルチューブ	2.9%	無 税
8307.90	その他の卑金属製のフレキシブルチューブ	3.4%	無 税
8308.10	卑金属製のフック、アイ及びアイレット	4.6%	無 税
8308.20	卑金属製の管リベット及びふたまたりベット	4.6%	無 税
8310.00	卑金属製のサインプレート、ネームプレート、アドレスプレート等	3.8%	無 税
8401.10ex	原子炉（炭酸ガス冷却型のを除く。）	5.2%	無 税
8401.30ex	核燃料要素（カートリッジ式で未使用のもので、炭酸ガス冷却型用のを除く。）	5.8%	無 税
8401.40ex	原子炉の部分品（炭酸ガス冷却型用のを除く。）	5.2%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8403.10	セントラルヒーティング用ボイラー	3.9%	無 税
8403.90	セントラルヒーティング用ボイラーの部分品	3.9%	無 税
8405.10	発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機等の湿式ガス発生機	3.4%	無 税
8405.90	発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機等の湿式ガス発生機の部分品	3.4%	無 税
8407.10	ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関又はロータリーエンジンのもので、航空機用のもの）	4 %	無 税
8407.21	ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関又はロータリーエンジンのもので、船外機用のもの）	4 %	無 税
8407.29	ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関又はロータリーエンジンのもので、その他の船舶推進用エンジン）	3.9%	無 税
8407.90ex	その他のピストン式火花点火内燃機関（往復動機関又はロータリーエンジンのもの）	3.9%	無 税
8408.10	ピストン式圧縮点火内燃機関（船舶推進用エンジン）	3.9%	無 税
8408.90ex	その他のピストン式圧縮点火内燃機関	3.9%	無 税
8409.10	航空機用エンジンの部分品	4 %	無 税
8411.11	ターボジェット（推力が25キロニュートン以下のもの）	4 %	無 税
8411.12	ターボジェット（推力が25キロニュートン超のもの）	4 %	無 税
8411.21	ターボプロペラ（出力が1,100kW以下のもの）	4 %	無 税
8411.22	ターボプロペラ（出力が1,100kW超のもの）	4 %	無 税
8411.91	ターボジェット及びターボプロペラの部分品	4 %	無 税
8412.10	反動エンジン（ターボジェットを除く。）	3.8%	無 税
8412.31	気体原動機（直線運動式のもの）	3.8%	無 税
8412.39	その他の気体原動機	3.8%	無 税
8412.80	その他の原動機	3.8%	無 税
8412.90-[2]ex	84.12項の部分品（航空機用のもの）	4 %	無 税
8414.20	手押し式又は足踏み式の気体ポンプ	2.9%	無 税
8414.30ex	気体圧縮機（冷蔵用又は冷凍用の機器に使用するもの）（往復式のものを除くものにあつては重量 1t超のもの）	4.6%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8414.40-[2]ex	その他の気体圧縮機（けん引用の車輪付きシャシを取り付けたもので、往復式のもの以外のものにあつては重量が1t超のもの）（税関空港以外で使用するもの）	4.6%	無 税
8414.59-[2]ex	その他のファン（ピストン式圧縮点火内燃機関用排気タービン過給機）	3.4%	無 税
8414.80-[1] [i]ex	その他の気体圧縮機（往復式のもので、重量が1t以下のもの）（税関空港以外で使用するもの）	4.6%	無 税
8414.80-[2]ex	その他の気体ポンプ、気体圧縮機等（税関空港以外で使用するもの）	2.9%	無 税
8415.82-[2] [i]ex	その他のエアコンディショナー（冷却ユニットを自蔵し、パッケージジ型のもので、コンプレッサー式のもの）（税関空港以外で使用するもの）	2.4%	無 税
8415.90ex	エアコンディショナーの部分品（税関空港以外で使用するもの）（自動車用のものを除く。）	3.2%	無 税
8416.10	液体燃料用の炉用バーナー	3.4%	無 税
8416.20	その他の炉用バーナー	3.4%	無 税
8416.30	メカニカルストーカー、機械式火格子、灰排出機等	3.4%	無 税
8416.90	炉用バーナーの部分品	3.4%	無 税
8417.10	炉（鉱石又は金属のばい焼用、溶解用等のもの）	3.4%	無 税
8417.20	ペーカリーオープン	3.4%	無 税
8417.80	その他の炉	3.4%	無 税
8417.90	炉の部分品	3.4%	無 税
8418.30-[2]	横置き型冷凍庫（容量が400ℓ超800ℓ以下のもの）	1.1%	無 税
8418.40-[2]	直立型冷凍庫（容量が400ℓ超900ℓ以下のもの）	1.1%	無 税
8418.50-[2]	展示用のカウンター、キャビネット、ショーケース等（冷蔵又は冷凍の機能を有するもので、冷凍専用のものにあつては容量が400ℓ超のもの、その他のものにあつては容量が800ℓ超のもの）	1.1%	無 税
8418.69-[2]	アイスクリームフリーザー及び製氷機（圧縮式のを除く。）	1.5%	無 税
8418.69-[3][i]	その他の冷蔵用又は冷凍用の機器（重量が100kg以下のもの）	1.5%	無 税
8418.91	冷蔵用又は冷凍用の装置の容器	2.9%	無 税
8418.99	冷蔵庫、冷凍庫等の部分品	2.9%	無 税
8419.11	瞬間ガス湯沸器	4.8%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8419.19	その他の瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器 (電気式のを除く。)	4.8%	無 税
8420.10	カレンダーその他のロール機	3.4%	無 税
8420.91	カレンダーその他のロール機のシリン ダー	3.4%	無 税
8420.99	カレンダーその他のロール機の部分品	3.4%	無 税
8421.11	クリーム分離機	3.4%	無 税
8421.91	遠心分離機の部分品	3.4%	無 税
8422.11	家庭用の皿洗機	3.9%	無 税
8422.19	その他の皿洗機	3.9%	無 税
8422.20	瓶その他の容器の洗浄用、乾燥用の機械	3.9%	無 税
8422.30	瓶、缶、箱等の容器に使用する充てん用、 封口用等の機械及び飲料用の炭酸ガス注 入機	3.9%	無 税
8422.40	その他の包装機械	3.9%	無 税
8422.90	皿洗機、洗浄用機械、包装機械等の部分 品	3.9%	無 税
8423.10	体重測定機器及び家庭用はかり	3.4%	無 税
8423.20	コンベヤ上の物品を連続的に計量するは かり	3.4%	無 税
8423.30	定量はかり、ホッパースケール等のはかり	3.4%	無 税
8423.81	その他の重量測定機器 (最大ひょう量が 30kg以下のもの)	3.4%	無 税
8423.82	その他の重量測定機器 (最大ひょう量が 30kg超 5t以下のもの)	3.4%	無 税
8423.89	その他の重量測定機器	3.4%	無 税
8423.90	分銅及び重量測定機器の部分品	3.4%	無 税
8424.10	消火器	3.4%	無 税
8424.20	スプレーガン等の機器	3.4%	無 税
8424.30	蒸気又は砂の吹付け機等の噴射用機器	3.4%	無 税
8424.89ex	その他の噴射用等の機器 (ニューマチック マシン)	3.4%	無 税
8424.90	噴射用等の機器の部分品	3.4%	無 税
8425.11ex	電動機により作動するプーリータックル 及びホイスト (税関空港以外で使用する もの)	3.9%	無 税
8425.19ex	その他のプーリータックル及びホイスト (税関空港以外で使用するもの)	3.9%	無 税
8425.20	地下で使用するために設計したウインチ 及び坑口巻上装置	3.9%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8425.31ex	その他の電動機により作動するウインチ及びキャプスタン（税関空港以外で使用するもの）	3.9%	無 税
8425.39ex	その他のウインチ及びキャプスタン（税関空港以外で使用するもの）	3.9%	無 税
8425.41	据付け式ジャッキ装置	3.9%	無 税
8425.42ex	その他の液圧式のジャッキ及びホイスト（税関空港以外で使用するもの）	3.9%	無 税
8425.49ex	その他のジャッキ及びホイスト（税関空港以外で使用するもの）	3.9%	無 税
8426.11	固定した支持物に取り付けた天井クレーン	3.9%	無 税
8426.12ex	タイヤ付き移動式リフティングフレーム及びストラッドルキャリア（税関空港以外で使用するもの）	3.9%	無 税
8426.19	トランスポートークレーン、ガントリークレーン等のクレーン	3.9%	無 税
8426.20	タワークレーン	3.9%	無 税
8426.30	門形ジブクレーン	3.9%	無 税
8426.41ex	自走式のクレーンを装備した作業トラック等（タイヤ付きのもので、税関空港以外で使用するもの）	3.9%	無 税
8426.49ex	その他の自走式のクレーンを装備した作業トラック等（税関空港以外で使用するもの）	3.9%	無 税
8426.91ex	その他のクレーン等（道路走行車両に装備するために設計したもので、税関空港以外で使用するもの）	3.9%	無 税
8426.99ex	その他のクレーン等（税関空港以外で使用するもの）	3.9%	無 税
8427.90ex	自走式以外のフォークリフトトラック及び持上げ用等の機器を装備したその他の作業トラック（税関空港以外で使用するもの）	3.9%	無 税
8428.10	昇降機及びスキップホイスト	3.9%	無 税
8428.20ex	ニューマチックエレベーター及びニューマチックコンベヤ（税関空港以外で使用するもの）	3.9%	無 税
8428.31	貨物用のその他の連続作動式の昇降機及びコンベヤで地下で使用するために特に設計したもの	3.9%	無 税
8428.32-[2]	貨物用のその他の連続作動式の昇降機及びコンベヤでバケット型のもの（税関空港以外で使用するもの）	2%	無 税

税番	品名	現行税率	改正案
8428.33ex	貨物用のその他の連続作動式の昇降機及びコンベヤでベルト型のもの（税関空港以外で使用するもの）	3.9%	無 税
8428.39ex	貨物用のその他の連続作動式の昇降機及びコンベヤ（税関空港以外で使用するもの）	3.9%	無 税
8428.40	エスカレーター及び移動式歩道	3.9%	無 税
8428.50	鉱山用貨車押し機、機関車又は貨車の選車台等の鉄道貨車取扱機器	2%	無 税
8428.60	ロープウェー、いすりフト、スキーの引き鋼及びケーブルカー用けん引装置	2%	無 税
8428.90-[2]	その他の持上げ用、荷扱い用等の機械（税関空港以外で使用するもの）	2%	無 税
8429.911	無限軌道式のブルドーザー及びアングルドーザー	3.4%	無 税
8429.19	その他のブルドーザー及びアングルドーザー	3.4%	無 税
8429.20	自走式の地ならし機	3.4%	無 税
8429.30	自走式のスクレーパー	3.9%	無 税
8429.40ex	自走式のロードローラー	3.4%	無 税
8429.59	自走式のその他のメカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルローダー	3.4%	無 税
8430.10	くい打ち機及びくい抜き機	3.4%	無 税
8430.20	除雪機	3.4%	無 税
8430.39	非自走式のコールドクター、削岩機及びトンネル掘削機	3%	無 税
8430.49	非自走式のその他のせん孔用又は掘削用の機械	3.4%	無 税
8430.61	非自走式の突固め用機械	3.4%	無 税
8430.62	非自走式のスクレーパー	3.4%	無 税
8430.69	非自走式の地ならし用等の機械	3.4%	無 税
8431.10ex	第84.25項の機械の部分品（税関空港以外で使用する機械のもの）	3.9%	無 税
8431.20ex	第84.27項の機械の部分品（税関空港以外で使用する機械のもの）	3.8%	無 税
8431.31	昇降機、スキップホイスト又はエスカレーターの部分品	3.9%	無 税
8431.39ex	その他の第84.28項の機械の部分品（税関空港以外で使用する機械のもの）	3.9%	無 税
8431.49-[1]ex	第84.26項の機械の部分品（税関空港以外で使用する機械のもの）	3.9%	無 税
8432.10	プラウ	3.4%	無 税
8432.21	ディスクハロー	3.4%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8432.29	ハロー、スカリファイヤー、カルチベーター、除草機及びホー（ディスクハローを除く。）	3.4%	無 税
8432.30	播種機、植付け機及び移植機	3.4%	無 税
8432.40	肥料散布機	3.4%	無 税
8432.80	その他の農業用、園芸用等の機械	3.4%	無 税
8432.90	農業用、園芸用等の機械の部分品	3.4%	無 税
8433.11	動力駆動式の芝生用、公園用又は運動場用の草刈機（水平面上を回転して刈り込むもの）	4.8%	無 税
8433.19	その他の芝生用、公園用又は運動場用の草刈機	4.8%	無 税
8434.10	搾乳機	3.4%	無 税
8434.90	搾乳機及び酪農機械の部分品	3.4%	無 税
8435.10	ぶどう酒、果汁等の飲料の製造に使用されるプレス、破砕機等の機械	3.4%	無 税
8435.90	ぶどう酒、果汁等の飲料の製造に使用されるプレス、破砕機等の機械の部分品	3.4%	無 税
8436.21	家きんのふ卵器及び育すう器	3.4%	無 税
8436.29	家きんの飼育器	3.4%	無 税
8436.91	家きんの飼育器、ふ卵器又は育すう器の部分品	3.4%	無 税
8437.10	種、穀物又は乾燥した豆の洗浄用、分類用又は格付け用の機械	4.6%	無 税
8437.80	製粉業用の機械及び穀物等の加工機械	3.9%	無 税
8437.90	種、穀物等の洗浄用、分類用又は格付け用の機械、製粉業用並びに穀物等の加工用の機械等の部分品	4.5%	無 税
8438.10	ベーカリー機械及びマカロニ、スパゲッティ等の製造機械	4.4%	無 税
8438.20	菓子、ココア又はチョコレートの製造機械	4.4%	無 税
8438.30	砂糖製造機械	4.4%	無 税
8438.40	醸造用機械	4.4%	無 税
8438.50	肉又は家きんの調製用機械	4.4%	無 税
8438.60	果実、ナット又は野菜の調製用機械	4.4%	無 税
8438.80	その他の飲食料品の製造業用等の機械	4.4%	無 税
8438.90	飲食料品の製造業用等の機械の部分品	4.4%	無 税
8439.10	繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械	3.4%	無 税
8439.20	紙又は板紙の製造機械	3.9%	無 税
8439.30	紙又は板紙の仕上げ用機械	3.4%	無 税
8440.10	製本用機械	4.8%	無 税

税番	品名	現行税率	改正案
8440.90	製本用機械の部分品	2.4%	無 税
8441.90	その他の製紙用パルプ、紙又は板紙の加工機械の部分品	3.4%	無 税
8442.10	写真植字機	3.4%	無 税
8442.20	その他の植字用機器	3.4%	無 税
8442.30	活字鑄造用等の機器	3.4%	無 税
8442.40	植字用及び活字鑄造用等の機器の部分品	3.4%	無 税
8442.50ex	活字、ブロック、プレート等の印刷用コンポーネント等	3.4%	無 税
8443.11	巻紙式オフセット印刷機	3.4%	無 税
8443.12	枚葉式で事務所用のオフセット印刷機	4.8%	無 税
8443.19-[1]	その他の自動枚葉式オフセット印刷機	4.8%	無 税
8443.19-[2]	その他のオフセット印刷機	3.4%	無 税
8443.21	巻紙式の凸版印刷機	3.4%	無 税
8443.29	その他の凸版印刷機	3.4%	無 税
8443.30	フレキソ印刷機	3.4%	無 税
8443.40	グラビア印刷機	3.4%	無 税
8443.50	その他の印刷機	3.4%	無 税
8443.60	印刷用補助機械	4.8%	無 税
8443.90	印刷機及び印刷用補助機械の部分品	3.4%	無 税
8444.00	人造繊維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機及び切断機	3.4%	無 税
8445.11	カード	3.9%	無 税
8445.12	コーマ	3.9%	無 税
8445.13	練糸機及び粗紡機	3.9%	無 税
8445.19	その他の紡績準備機械	3.9%	無 税
8445.20	精紡機	3.9%	無 税
8445.30	合糸機及びねん糸機	3.9%	無 税
8445.40	糸巻機及びかせ機	3.9%	無 税
8445.90	その他の紡織用繊維の糸の製造用機械等	3.9%	無 税
8446.10	織機（織幅が30cm以下のもの）	3.9%	無 税
8446.21	シャトル式の力織機（織幅が30cm超のもの）	3.9%	無 税
8446.29	その他のシャトル式の織機（織幅が30cm超のもの）	3.9%	無 税
8446.30	その他の織機（織幅が30cm超のもの）	3.9%	無 税
8447.11	丸編機（シリンダーの直径が165mm以下のもの）	3.9%	無 税
8447.12	丸編機（シリンダーの直径が165mm超のもの）	3.9%	無 税
8447.20	平型編機及びステッチボンディングマシン	3.9%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8447.90	レース、組ひも、網等の製造機械	3.9%	無 税
8448.11	ドビー及びジャカード並びに紋紙裁断機、写彫機等	3.9%	無 税
8448.19	その他の第84.44項から第84.47項までの機械の補助機械	3.9%	無 税
8448.20	第84.44項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品	3.9%	無 税
8448.31	針布（第84.45項の機械及び補助機械に使用するもの）	3.9%	無 税
8448.32	紡績準備機械の部分品及び附属品	3.9%	無 税
8448.33	スピンドル、スピンドルフライヤー、リング等（第84.45項の機械及び補助機械に使用するもの）	3.9%	無 税
8448.39	その他の第84.45項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品	3.9%	無 税
8448.41	シャトル	3.9%	無 税
8448.42	織機用おさ、ヘルド及びヘルドフレーム	3.9%	無 税
8448.49	その他の織機又はその補助機械の部分品及び附属品	3.9%	無 税
8448.51-[1]	メリヤス針（第84.47項の機械及び補助機械に使用するもの）	4.6%	無 税
8448.51-[2]	その他の針、シンカー等（第84.47項の機械及び補助機械に使用するもの）	3.9%	無 税
8448.59	その他の第84.47項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品	3.9%	無 税
8449.00	フェルト又は不織布の製造用又は仕上げ用機械及び帽子の製造用の型	2%	無 税
8450.19	洗濯機（洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で10kg以下のもの）（全自動のもの及び遠心式脱水機を自蔵するものを除く。）	3.9%	無 税
8450.20	洗濯機（洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で10kg超のもの）	3.9%	無 税
8450.90	洗濯機の部分品	3.9%	無 税
8451.10	ドライクリーニング機	4.8%	無 税
8451.21ex	乾燥機（硬貨を挿入することにより作動するもので、乾燥容量が乾燥した繊維製品の重量で10kg以下のもの）	4.8%	無 税
8451.29	その他の乾燥機	4.8%	無 税
8451.30	アイロンがけ用機械及びプレス	4.8%	無 税
8451.40	洗浄用、漂白用又は染色用の機械	4.8%	無 税
8451.50	紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用等の機械	3.9%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8451.80-[1]	清浄用、絞り用、仕上げ用等の機械	4.8%	無 税
8451.80-[2]	リノリウム等の床用敷物の製造用機械等	3.9%	無 税
8451.90-[1]	洗浄用、清浄用、絞り用、仕上げ用等の機械の部分品	4.8%	無 税
8451.90-[2]	リノリウム等の床用敷物の製造用機械等の部分品	3.9%	無 税
8452.10	家庭用ミシン	3.9%	無 税
8452.21-[1]	自動式の業務用ミシン（単針直線縫いのもの）	3.9%	無 税
8452.21-[2]	自動式の業務用ミシン（単針直線縫いのものを除く。）	4.8%	無 税
8452.29-[1]	業務用ミシン（単針直線縫いのもので、自動式のを除く。）	3.9%	無 税
8452.29-[2]	業務用ミシン（単針直線縫いのもの及び自動式のを除く。）	4.8%	無 税
8452.30	ミシン針	3%	無 税
8452.40	ミシン用の家具、台及びカバー並びにこれらの部分品	3.9%	無 税
8452.90	ミシンのその他の部分品	3.9%	無 税
8453.10	原皮、毛皮又は革の前処理用機械等	4.8%	無 税
8453.20	毛皮製及び革製の履物の製造機械及び修理機械	4.8%	無 税
8453.80	毛皮製及び革製のその他の製品の製造機械及び修理機械	4.8%	無 税
8453.90	原皮、毛皮、革の前処理用機械、なめし用機械、加工機械等の部分品	4.8%	無 税
8454.10	転炉	3.4%	無 税
8454.20	インゴット用鑄型及び取鍋	3.4%	無 税
8454.30	鑄造機	3.4%	無 税
8454.90	転炉、取鍋、鑄造機等の部分品	3.4%	無 税
8455.10	管圧延機	3.4%	無 税
8455.21	熱間圧延のもの及び熱間圧延と冷間圧延とを組み合わせた金属圧延機	3.4%	無 税
8455.22	冷間圧延の金属圧延機	3.4%	無 税
8455.30	金属圧延機用ロール	3.4%	無 税
8455.90	その他の金属圧延機の部分品	3.4%	無 税
8456.20	超音波を使用する加工機械	4.8%	無 税
8464.10	のこ盤（石、陶磁器等の鉱物製材料用のもの）	3.4%	無 税
8464.20	研削盤及び研磨盤（石、陶磁器等の鉱物製材料用のもの）	3.4%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8464.90	その他の加工機械（石、陶磁器等の鉱物製材料用のもの）及びガラスの冷間加工機械	3.4%	無 税
8465.10	木材、コルク、骨、硬質ゴム等の硬質物の加工用のもので、二以上の加工機能を有する機械	4.8%	無 税
8465.91	のこ盤（木材、コルク、骨、硬質ゴム等の硬質物の加工用のもの）	4.8%	無 税
8465.92	平削り盤及びフライス盤並びにモルター（木材、コルク、骨、硬質ゴム等の硬質物の加工用のもの）	4.8%	無 税
8465.93	研削盤及び研磨盤（木材、コルク、骨、硬質ゴム等の硬質物の加工用のもの）	4.8%	無 税
8465.94	ベンディングマシン及び組立て用機械（木材、コルク、骨、硬質ゴム等の硬質物の加工用のもの）	4.8%	無 税
8465.95	ボール盤及びほぞ穴盤（木材、コルク、骨、硬質ゴム等の硬質物の加工用のもの）	4.8%	無 税
8465.96	ひき割り機、薄切り機及び削り機（木材、コルク、骨、硬質ゴム等の硬質物の加工用のもの）	4.8%	無 税
8465.99	その他の加工機械（木材、コルク、骨、硬質ゴム等の硬質物の加工用のもの）	4.8%	無 税
8467.11	回転工具（ニューマチックツール）	3.4%	無 税
8467.19	その他のニューマチックツール	3.4%	無 税
8467.81	チェーンソー	2.9%	無 税
8467.89	その他の手持工具	2.9%	無 税
8467.91	チェーンソーの部分品	2.9%	無 税
8467.92	ニューマチックツールの部分品	3.4%	無 税
8467.99	その他の手持工具の部分品	2.9%	無 税
8468.10	手持ち式トーチ	3.4%	無 税
8468.20	その他のガス式のはんだ付け用、表面熱処理用等の機器	3.4%	無 税
8468.80	その他ののはんだ付け用等の機器	3.8%	無 税
8468.90	はんだ付け用、表面熱処理用等の機器の部分品	3.4%	無 税
8469.10	自動タイプライター及びワードプロセッサ	2%	無 税
8469.21	その他の電動式タイプライター（重量が12kg以下のもの）	2%	無 税
8469.29	その他の電動式タイプライター（重量が12kg超のもの）	2%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8469.31	その他のタイプライター（重量が12kg以下のもの）	1.7%	無 税
8469.39	その他のタイプライター（重量が12kg超のもの）	1.7%	無 税
8470.30	その他の計算機（電子式のものを除く。）	2.9%	無 税
8470.90	その他の計算機構を有する機械	3.9%	無 税
8472.10	謄写機	3.4%	無 税
8473.10	タイプライター及びワードプロセッサの部分品及び附属品	3.4%	無 税
8473.40	第8472項の機械の部分品及び附属品	3.4%	無 税
8474.10	選別機、ふるい分け機、分離機及び洗浄機（土壌、石、鉱石等の鉱物性物質用のもの）	3.4%	無 税
8474.20	破碎機及び粉碎機（土壌、石、鉱石等の鉱物性物質用のもの）	3.4%	無 税
8474.31	コンクリート又はモルタルの混合機	3.4%	無 税
8474.32	鉱物性物質とピチューメンとの混合機	3.4%	無 税
8474.39	その他の混合機及び捏和機	3.4%	無 税
8474.80	凝結機及び成形機並びに鋳物用砂型の造型機	3.4%	無 税
8474.90	選別機、ふるい分け機、分離機等の部分品	3.4%	無 税
8475.10	電球、電子管等のガラス封入管の組立て用機械	3.4%	無 税
8475.20	ガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械	3.4%	無 税
8475.90	ガラス封入管の組立て用機械又はガラス若しくはその製品の製造用若しくは熱間加工用の機械の部分品	3.4%	無 税
8477.10	射出成形機（ゴム又はプラスチック用のもの）	3.4%	無 税
8477.20	押出成形機（ゴム又はプラスチック用のもの）	3.4%	無 税
8477.30	吹込み成形機（ゴム又はプラスチック用のもの）	3.4%	無 税
8477.40	真空成形機及びその他の熱成形機（ゴム又はプラスチック用のもの）	3.4%	無 税
8477.51	空気タイヤの更生用又は型を使用する成形用の機械及びインナーチューブの成形用の機械	3.4%	無 税
8477.59	その他の成形用機械（ゴム又はプラスチック用のもの）	3.4%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8477.80	その他のゴム又はプラスチックの加工機械等	3.8%	無 税
8477.90ex	第8477.10号から第8477.59号までの機械の部分品及び第8477.80号の捏和機の部分品	3.4%	無 税
8478.10	たばこの調製用又は製造用の機械	4.8%	無 税
8479.10	土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械	3.4%	無 税
8479.20	動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械	3.4%	無 税
8479.30	プレス（建築用繊維板の製造用のもの等）その他の木材又はコルクの処理用機械	3.6%	無 税
8479.40	綱又はケーブルの製造機械	3.4%	無 税
8479.81	金属の処理用の機械	1.7%	無 税
8480.10	金属鑄造用鑄型枠	3.4%	無 税
8480.20	鑄型ベース	3.4%	無 税
8480.30	鑄造用パターン	(協定) 5.8% (暫定) 10%	無 税
8480.41	射出式又は圧縮式の金属等の成形用の型	3.4%	無 税
8480.49	その他の金属等の成形用の型	3.4%	無 税
8480.50	ガラスの成形用の型	3.4%	無 税
8480.60	鉍物性材料の成形用の型	3.4%	無 税
8480.71	射出式又は圧縮式のゴム等の成形用の型	3.4%	無 税
8480.79	その他のゴム等の成形用の型	3.4%	無 税
8482.10	玉軸受	4.8%	無 税
8482.20	円すいころ軸受	4.8%	無 税
8482.30	球面ころ軸受	4.8%	無 税
8482.40	針状ころ軸受	4.8%	無 税
8482.50	その他の円筒ころ軸受	4.8%	無 税
8482.80	その他の軸受	4.8%	無 税
8482.91	玉、針状ころ及びころ	4.8%	無 税
8482.99	その他の軸受の部分品	4.8%	無 税
8483.10-[2]ex	クランクシャフト（自動車用のものを除く。）	3.4%	無 税
8483.40ex	船舶用の減速機及び逆転機並びに無段変速機	3.4%	無 税
8483.50ex	はずみ車及びプーリー（自動車用のものを除く。）	3.4%	無 税
8483.90-[3]ex	無段変速機、クランクシャフト等の部分品（自動車用のもの及び船舶用の減速機のものを除く。）	3.4%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8484.90ex	材質が異なるガスケット等のジョイントをセットにし又は取りそろえて小袋入り等の包装にしたもの（自動車のものを除く。）	3.8%	無 税
8485.10ex	船舶のプロペラ（羽根の長さが幅の最大寸法の5倍以下のもの）及びその羽根	3.9%	無 税
8485.90ex	その他の機械類の部分品	3.9%	無 税
8505.11	金属製の永久磁石等	3.4%	無 税
8505.19	その他の永久磁石等	3.4%	無 税
8505.20	電磁式のカップリング、クラッチ及びブレーキ	3.4%	無 税
8505.30	電磁式のリフティングヘッド	3.4%	無 税
8505.90ex	電磁石式等の保持具及び電磁式のカップリング等の部分品	3.4%	無 税
8506.11	二酸化マンガンを使用した一次電池（外容積が300cm ³ 以下のもの）	3.9%	無 税
8506.12	酸化水銀を使用した一次電池（外容積が300cm ³ 以下のもの）	3.9%	無 税
8506.13	酸化銀を使用した一次電池（外容積が300cm ³ 以下のもの）	3.9%	無 税
8506.19	その他の一次電池（外容積が300cm ³ 以下のもの）	3.9%	無 税
8506.20	外容積が300cm ³ 超の一次電池	3.9%	無 税
8506.90	一次電池の部分品	3.9%	無 税
8507.10-[2]	ピストンエンジンの始動に使用する鉛蓄電池（公称電圧が6V又は12Vのものを除く。）	4.6%	無 税
8507.20-[2]	その他の鉛蓄電池（公称電圧が6V又は12Vのものを除く。）	4.6%	無 税
8507.30	ニッケル・カドミウム蓄電池	4.6%	無 税
8507.40	ニッケル・鉄蓄電池	4.6%	無 税
8507.80	その他の蓄電池	4.6%	無 税
8507.90	蓄電池の部分品	4.6%	無 税
8510.10	電気かみそり	1.6%	無 税
8510.20	電気バリカン	3.2%	無 税
8510.90	電気かみそり又は電気バリカンの部分品	3.8%	無 税
8513.10	携帯用電気ランプ	3.8%	無 税
8513.90	携帯用電気ランプの部分品	3.8%	無 税
8515.11	はんだごて及びはんだ付けガン	3.4%	無 税
8515.19	その他のろう付け用又ははんだ付け用の機器	3.4%	無 税
8515.21	全自動式又は半自動式の金属用抵抗溶接機器	3.4%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8515.29	その他の金属用抵抗溶接機器	3.4%	無 税
8515.31	金属用の全自動式又は半自動式のアーク溶接機器	3.4%	無 税
8515.39	金属用のその他のアーク溶接機器	3.4%	無 税
8515.80ex	その他の溶接用の機器等（超音波式機器を除く。）	3.4%	無 税
8515.90ex	はんだ付け用機器、溶接用機器等の部分品（超音波式機器のものを除く。）	3.4%	無 税
8522.10	ピックアップカートリッジ	1.9%	無 税
8522.90	レコードデッキ、磁気式テープレコーダー等の部分品	3.4%	無 税
8523.90-[1]	蓄音機用レコード製造用のレコードブランク	1.7%	無 税
8524.10-[1]	蓄音機用レコード（回転数が1分間につき40回以下、直径が20cm超のもの）	15.60円/枚	無 税
8524.10-[2]	その他の蓄音機用レコード	6.40円/枚	無 税
8524.21	磁気テープ（幅が4mm以下のもので、記録済のもの）	1.7%	無 税
8525.30	テレビジョンカメラ	2.1%	無 税
8526.10ex	船舶用のレーダー	4.8%	無 税
8526.10ex	航空機用のレーダー	5.2%	無 税
8526.91ex	航行用無線機器（航空機用のものを除く。）	4.1%	無 税
8526.92ex	無線遠隔制御機器（航空機用のものを除く。）	4.1%	無 税
8530.10	鉄道用又は軌道用の信号機等	3.4%	無 税
8530.80	道路用等の信号機等	3.4%	無 税
8530.90	鉄道用、軌道用、道路用等の信号機等の部分品	3.4%	無 税
8533.10	固定式炭素抵抗器	1.5%	無 税
8533.21	その他の固定式抵抗器（容量が20W以下のもの）	1.5%	無 税
8533.29	その他の固定式抵抗器（容量が20W超のもの）	1.5%	無 税
8533.31	巻線形可変抵抗器（容量が20W以下のもの）	1.5%	無 税
8533.39	巻線形可変抵抗器（容量が20W超のもの）	1.5%	無 税
8533.40	その他の可変抵抗器	1.5%	無 税
8536.50ex	電磁開閉器及びマイクロスイッチ	2.9%	無 税
8537.10	電気制御盤、配電用盤等（使用電圧が1,000V以下のもの）	1.5%	無 税
8537.20	電気制御盤、配電用盤等（使用電圧が1,000V超のもの）	1.5%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8539.31	熱陰極蛍光放電管（紫外線ランプを除く。）	3.8%	無 税
8539.39	その他の放電管（紫外線ランプを除く。）	3.8%	無 税
8539.40ex	赤外線ランプ	3.4%	無 税
8539.40ex	紫外線ランプ及びアーク灯	3.8%	無 税
8539.90ex	フィラメント電球、放電管等の部分品（自動車用シールドビームランプのものを除く。）	3.8%	無 税
8540.20ex	イメージ変換管、イメージ増倍管等の光電管	3.4%	無 税
8541.40-[1]	発光ダイオード	2.6%	無 税
8541.60	圧電結晶素子	3.4%	無 税
8542.80	超小形組立	3.4%	無 税
8543.10	粒子加速器	2.9%	無 税
8544.70ex	ガラス製の光ファイバーケーブル	2.9%	無 税
8546.10	ガラス製のがい子	3.4%	無 税
8546.20	陶磁製のがい子	3.4%	無 税
8546.90	その他のがい子	3.4%	無 税
8547.10	陶磁製の電気絶縁用物品	3.4%	無 税
8547.20	プラスチック製の電気絶縁用物品	3.4%	無 税
8547.90	その他の電気絶縁用物品並びに電線用導管及びその継手	3.4%	無 税
8548.00	機器の電気式部分品	3.4%	無 税
8601.10	鉄道用機関車（外部電源により走行するもの）	3.9%	無 税
8601.20	鉄道用機関車（蓄電池により走行するもの）	3.9%	無 税
8602.10	電気式ディーゼル機関車	3.9%	無 税
8602.90	その他の鉄道用機関車及び炭水車	3.9%	無 税
8603.10	鉄道用又は軌道用の客車及び貨車（外部電源により走行するもの）	3.9%	無 税
8603.90	その他の鉄道又は軌道の客車及び貨車（自走式のもの）	3.9%	無 税
8604.00	鉄道又は軌道の保守用又は作業用の車両	3.9%	無 税
8605.00	鉄道用又は軌道用の客車及び鉄道用又は軌道用の特殊用途車（自走式のものを除く。）	3.9%	無 税
8606.10	タンク車等の貨車（自走式のものを除く。）	3.9%	無 税
8606.20	断熱貨車、冷蔵貨車及び冷凍貨車（自走式のものを除く。）	3.9%	無 税
8606.30	荷卸機構付きの貨車（自走式のものを除く。）	3.9%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8606.91	有がい貨車（自走式のを除く。）	3.9%	無 税
8606.92	無がい貨車（高さが60cmを超える側壁を有するもの）（自走式のを除く。）	3.9%	無 税
8606.99	その他の貨車（自走式のを除く。）	3.9%	無 税
8607.11	駆動ボギー台車及び駆動ビッセル台車	3.9%	無 税
8607.12	その他のボギー台車及びビッセル台車	3.9%	無 税
8607.19	車軸及び車輪並びにボギー台車等の部分品	3.9%	無 税
8607.21	鉄道用車両等のエアブレーキ及びその部分品	3.9%	無 税
8607.29	鉄道用車両等のその他のブレーキ及びその部分品	3.9%	無 税
8607.30	鉄道用車両等の連結器及び緩衝器並びにこれらの部分品	3.9%	無 税
8607.91	機関車のその他の部分品	3.9%	無 税
8607.99	鉄道用車両等のその他の部分品	3.9%	無 税
8608.00	信号用、安全用又は交通管制用の機械式機器及び線路用装備品並びにこれらの部分品	3.4%	無 税
8609.00ex	コンテナ（一以上の輸送方式による運送を行うために特に設計し、かつ、装備したもの）（解体用のものを除く。）	3.9%	無 税
8701.10ex	歩行操縦式トラクター（農業用のものを除く。）	3.4%	無 税
8701.20ex	セミトレーラー用の道路走行用トラクター（税関空港で使用するものを除く。）	4%	無 税
8701.90-[2]ex	その他のトラクター（農業用のもの及び税関空港で使用するものを除く。）	3.4%	無 税
8706.00ex	トラクター用の原動機付きシャシ	4.6%	無 税
8709.11ex	電気式の自走式作業トラック等（税関空港で使用するものを除く。）	3.8%	無 税
8709.19ex	その他の自走式作業トラック等（税関空港で使用するものを除く。）	3.8%	無 税
8709.90ex	自走式作業トラック等の部分品（税関空港で使用するものを除く。）	3.8%	無 税
8712.00	自転車	3.8%	無 税
8713.10	身体障害者用又は病人用の機械式駆動機構を有しない車両	2.6%	無 税
8713.90	身体障害者用又は病人用のその他の車両	2.6%	無 税
8714.20	身体障害者用又は病人用の車両の部分品及び附属品	2.6%	無 税
8714.91	自転車等のフレーム体及び前ホーク並びにこれらの部分品	3.8%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8714.92	自転車等のリム及びスポーク	3.8%	無 税
8714.93	自転車等のハブ及びフリーホイール	3.8%	無 税
8714.94	自転車等のブレーキ及びその部分品	3.8%	無 税
8714.95	自転車等のサドル	3.8%	無 税
8714.96	自転車等のペダル、ギヤクランク並びに部分品	3.8%	無 税
8714.99ex	自転車等のその他の部分品	3.8%	無 税
8715.00	乳母車及びその部分品	2.6%	無 税
8716.10	トレーラー及びセミトレーラー（住居用又はキャンプ用のキャラバン型のもの）	4.6%	無 税
8716.20	農業用のトレーラー及びセミトレーラー（積込機構等を有するもの）	4.6%	無 税
8716.31ex	タンクトレーラー及びタンクセミトレーラー（税関空港で使用するものを除く。）	4.6%	無 税
8716.39ex	貨物運送用のその他のトレーラー及びセミトレーラー（税関空港で使用するものを除く。）	4.6%	無 税
8716.40ex	その他のトレーラー及びセミトレーラー（税関空港で使用するものを除く。）	4.6%	無 税
8716.80	その他の車両	3.4%	無 税
8716.90ex	トレーラー等の部分品（税関空港で使用するものを除く。）	3.4%	無 税
8801.10	グライダー及びハンググライダー	5.2%	無 税
8801.90	気球、飛行船等	5.8%	無 税
8802.11	ヘリコプター（自重が2,000kg以下のもの）	4 %	無 税
8802.12	ヘリコプター（自重が2,000kg超のもの）	4 %	無 税
8802.20	航空機（自重が2,000kg以下のもの）	4 %	無 税
8802.30	航空機（自重が2,000kg超15,000kg以下のもの）	4 %	無 税
8802.40	航空機（自重が15,000kg超のもの）	4 %	無 税
8802.50	宇宙飛行体及びその打上げ用ロケット	5.2%	無 税
8803.10ex	ヘリコプター用の回転翼及び回転翼のブレード	5.8%	無 税
8803.10ex	プロペラ又は回転翼の部分品	4 %	無 税
8803.20	着陸装置及びその部分品	4 %	無 税
8803.30	飛行機又はヘリコプターのその他の部分品	4 %	無 税
8803.90	宇宙飛行体等の部分品	4 %	無 税
8804.00	落下傘及びロートシュート並びにこれらの部分品及び附属品	6.6%	無 税
8805.10	航空機射出装置、着艦拘束制動装置等及びこれらの部分品	5.8%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8805.20	航空用地上訓練装置及びその部分品	5.8%	無 税
8903.10	娯楽用又はスポーツ用の膨張式の船舶、 櫓権船及びカヌー	2.4%	無 税
8903.91	セールボート	2.4%	無 税
8903.92	モーターボート（船外機付きのものを除く。）	2.4%	無 税
8903.99	娯楽用又はスポーツ用のその他の船舶、 櫓権船及びカヌー	2.4%	無 税
8906.00-1	その他の船舶（総トン数が100t未満のもの）	2.4%	無 税
8907.10	膨張式いかだ	2.4%	無 税
8907.90	その他の浮き構造物	2.4%	無 税
9001.10ex	ガラス製の光ファイバー及び光ファイバーケーブル	2.9%	無 税
9005.10	双眼鏡	3.4%	無 税
9005.80	隻眼鏡その他の光学望遠鏡等	3.4%	無 税
9005.90	双眼鏡、隻眼鏡等の部分品及び附属品	3.4%	無 税
9006.10	製版に使用する種類の写真機	4.6%	無 税
9006.20	文書記録に使用する種類の写真機	4.6%	無 税
9006.30-[1]	内臓の医学的検診用の写真機（エックス線用のものを除く。）	2.3%	無 税
9006.30-[2]ex	航空測量用の写真機	3.4%	無 税
9006.61	写真用のせん光器具（電子式の放電管を使用したもの）	4.6%	無 税
9006.62	写真用のせん光電球、フラッシュキューブ等	3.8%	無 税
9006.69	写真用のその他のせん光器具	4.6%	無 税
9006.99	写真用のせん光器具及びせん光電球の部分品及び附属品	4.6%	無 税
9007.11	映画用の撮影機（幅が16mm未満のフィルム又はダブル8mmフィルム用のもの）	4.6%	無 税
9007.19	映画用のその他の撮影機	3.2%	無 税
9007.21	映画用の映写機（幅が16mm未満のフィルム用のもの）	3.2%	無 税
9007.29	映画用のその他の映写機	3.2%	無 税
9007.91	映画用の撮影機の部分品及び附属品	4.6%	無 税
9007.92	映画用の映写機の部分品及び附属品	4.6%	無 税
9008.10	スライド映写機	1.6%	無 税
9008.20	マイクロフィルム等のマイクロフォームのリーダー	3.2%	無 税
9008.30	その他の投影機	3.2%	無 税
9008.90ex	投影機の部分品及び附属品	3.2%	無 税

税番	品名	現行税率	改正案
9009.22	密着式の感光式複写機	3.2%	無税
9010.30	映写用又は投影用のスクリーン	3.2%	無税
9011.10	双眼実体顕微鏡	3.4%	無税
9011.20	その他の光学顕微鏡（顕微鏡写真用等のもの）	3.4%	無税
9011.80	その他の光学顕微鏡	3.4%	無税
9011.90	光学顕微鏡の部分品及び附属品	3.4%	無税
9012.10	顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器	3.8%	無税
9012.90	顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）又は回折機器の部分品及び附属品	3.8%	無税
9014.10	羅針盤	3.4%	無税
9014.20ex	空中又は宇宙の航行用の機器（電気式のものを除く。）	3.8%	無税
9014.90-[2]	航行用機器（電気式のものを除く。）の部分品及び附属品	3.8%	無税
9015.20	経緯儀及び視距儀	3.8%	無税
9015.30	水準器	3.8%	無税
9015.40	写真測量用機器	3.8%	無税
9015.90ex	土地測量用、水路測量用等の機器（電気式のものを除く。）の部分品及び附属品	3.8%	無税
9016.00ex	はかり（電気式のものを除く。）並びにその部分品及び附属品	3.4%	無税
9017.10	写図台及び写図機械	3.4%	無税
9017.20	その他の製図機器、けがき用具及び計算用具	3.4%	無税
9017.30ex	マイクロメーター、パス及びゲージ（電気式のものを除く。）	3.4%	無税
9017.80ex	その他の手持ち式の測長用具（電気式のものを除く。）	3.4%	無税
9017.90ex	製図機器等（電気式のものを除く。）の部分品及び附属品	3.4%	無税
9018.11	心電計	4.6%	無税
9018.19ex	超音波診断装置	4.6%	無税
9018.19ex	その他の診断用電気機器（獣医用のもの）	3.9%	無税
9018.19ex	その他の診断用電気機器（獣医用のものを除く。）	4.6%	無税
9018.20	紫外線又は赤外線を使用する医療用及び獣医用の機器	3.9%	無税
9018.49ex	歯科用のいす	3.8%	無税
9018.49ex	その他の歯科用の電気機器並びにその部分品及び附属品	3.6%	無税
9018.50	その他の眼科用の機器	3.9%	無税

税 番	品 名	現行税率	改正案
9018.90-[2]	その他の医療用又は獣医用の機器	3.9%	無 税
9019.10	機械療法用、マッサージ用又は心理学的 適性検査用の機器	3.9%	無 税
9020.00	その他の呼吸用機器及びガスマスク	3.9%	無 税
9021.21	義歯	3.2%	無 税
9021.40	補聴器	3.2%	無 税
9022.11-[2]ex	医療用のエックス線を使用する機器（コ ンピュータ断層撮影装置を除く。）	4.6%	無 税
9022.11-[2]ex	獣医用のエックス線を使用する機器（コ ンピュータ断層撮影装置を除く。）	3.4%	無 税
9022.19	その他用のエックス線を使用する機器	3.4%	無 税
9022.21	医療用又は獣医用のアルファ線、ベータ 線又はガンマ線を使用する機器	4.6%	無 税
9022.29	その他用のアルファ線、ベータ線又はガ ンマ線を使用する機器	4.6%	無 税
9022.30ex	医療用のエックス線管	4.6%	無 税
9022.30ex	その他用のエックス線管	3.4%	無 税
9022.90-[1]	アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使 用する機器の部分品及び附属品	4.6%	無 税
9022.90-[2]ex	医療用のエックス線を使用する機器の部 分品、附属品等	4.6%	無 税
9022.90-[2]ex	その他用のエックス線を使用する機器の 部分品、附属品等	3.4%	無 税
9023.00	教育用、展示用その他の実物説明用のみ に適する機器及び模型	3.4%	無 税
9024.10ex	金属材料試験機（電気式のものを除く。）	3.4%	無 税
9024.80ex	その他の材料試験機（電気式のものを除 く。）	3.4%	無 税
9025.11	温度計（液体を封入したもので、直読式 のもの）	3.4%	無 税
9025.19ex	その他の温度計（電気式のものを除く。）	3.4%	無 税
9026.10ex	液体の流量又は液位の測定用又は検査用 の機器（電気式のものを除く。）	3.9%	無 税
9026.80ex	液体又は気体のその他の変量の測定用又 は検査用の機器（電気式のものを除く。）	3.9%	無 税
9027.30ex	分光計、分光光度計及び分光写真器（電 気式のものを除く。）	3.4%	無 税
9027.80ex	その他の物理分析用又は化学分析用の機 器等（電気式のものを除く。）	3.4%	無 税
9027.90ex	マイクローム並びに物理分析用又は化学 分析用の機器等の部分品及び附属品（電 気式機器用のものを除く。）	3.4%	無 税
9028.10	ガス用計器	3.4%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
9028.20	液体用計器	3.4%	無 税
9028.30	電気用計器	3.4%	無 税
9029.10-[2]ex	積算回転計、生産量計、タクシメーター、走行距離計等（電気式のもの及び自動車用ものを除く。）	3.4%	無 税
9030.39ex	電圧計及び電流計	3.9%	無 税
9031.30	輪郭投影機	3.8%	無 税
9031.40	その他の光学式の測定用又は検査用の機器	3.4%	無 税
9031.80ex	その他の測定用又は検査用の機器	3.4%	無 税
9031.90ex	測定用又は検査用の機器等の部分品及び附属品	3.4%	無 税
9104.00	計器盤用の時計等（車両用、航空機用、船舶用又は宇宙飛行体用のもの）	4.5%	無 税
9106.10	タイムレジスター及びタイムレコーダー	3.8%	無 税
9106.20	パーキングメーター	3.8%	無 税
9106.90	その他の時刻の記録用又は時間の測定用等の機器	3.8%	無 税
9107.00	タイムスイッチ	3.8%	無 税
9110.11	携帯用時計のムーブメント	4.7%	無 税
9110.12	未完成の携帯用時計のムーブメントで組み立てたもの	4.7%	無 税
9110.19	携帯用時計のラフムーブメント	4.7%	無 税
9110.90	その他の時計のムーブメント等	4.3%	無 税
9111.10	携帯用時計のケース（貴金属製又は貴金属を張つた金属製のもの）	4.6%	無 税
9111.20	携帯用時計のケース（卑金属製のもの）	4.6%	無 税
9111.80	その他の携帯用時計のケース	4.6%	無 税
9111.90	携帯用時計のケースの部分品	4.6%	無 税
9112.10	時計（携帯用時計を除く。）の金属製のケース	5.8%	無 税
9112.80	時計（携帯用時計を除く。）のその他のケース	5.8%	無 税
9112.90	時計（携帯用時計を除く。）のケースの部分品等	5.8%	無 税
9114.10	時計用のばね	2.6%	無 税
9114.30	時計用の文字板	4.3%	無 税
9114.40	時計用の地板及び受け	4.7%	無 税
9114.90	その他の時計の部分品	4.3%	無 税
9201.10	アップライトピアノ	3.8%	無 税
9201.20	グランドピアノ	3.8%	無 税
9201.90	ハーブシコードその他鍵盤のある弦楽器	3.4%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
9202.10	その他の弦楽器（弓で弾くもの）	3.4%	無 税
9202.90	その他の弦楽器	3.4%	無 税
9203.00	鍵盤のあるパイプオルガン、フリーメタルリード付きのハーモニウム等の鍵盤楽器	3.8%	無 税
9204.10	アコーディオンその他これに類する楽器	3.8%	無 税
9204.20	ハーモニカ	3.8%	無 税
9205.10	金管楽器	3.8%	無 税
9205.90	その他の吹奏楽器	3.8%	無 税
9206.00	打楽器	2.9%	無 税
9207.10	鍵盤楽器（電氣的に音を発生し又は増幅するもの）（アコーディオンを除く。）	3.3%	無 税
9207.90	その他の楽器（電氣的に音を発生し又は増幅するもの）	2.9%	無 税
9208.10	オルゴール	3.8%	無 税
9208.90	オーケストリオン、バーバリアオルガン、おとり笛、ホイッスル等	3.8%	無 税
9209.10	メトロノーム、音さ及び調子笛	3.4%	無 税
9209.20	オルゴールの機構	3.4%	無 税
9209.30	楽器用の弦	3.4%	無 税
9209.91	ピアノの部分品及び附属品	3.4%	無 税
9209.92	第92.02項の楽器の部分品及び附属品	3.4%	無 税
9209.93	第92.03項の楽器の部分品及び附属品	3.4%	無 税
9209.94	第92.07項の楽器の部分品及び附属品	3.4%	無 税
9209.99	その他の楽器の部分品及び附属品	3.4%	無 税
9401.10	航空機に使用する腰掛け	3.8%	無 税
9401.30-[2]	とう製の回転腰掛け	4.6%	無 税
9401.30-[3]	回転腰掛け（革張りのもの及びとう製のものを除く。）	3.8%	無 税
9401.40ex	寝台兼用の腰掛け（革張りのものを除く。）	3.8%	無 税
9401.50-[2]	オーリア製等の腰掛け	2.4%	無 税
9401.71ex	金属製フレームの腰掛け（アップホルスターのもの）（革張りのものを除く。）	3.8%	無 税
9401.79ex	金属製フレームの腰掛け（アップホルスターのもの及び革張りのものを除く。）	3.8%	無 税
9401.80ex	大理石製の腰掛け	（協定）無税 （暫定）2%	無 税
9401.80ex	その他の腰掛け（大理石製のもの及び革張りのものを除く。）	3.8%	無 税
9402.10	歯科用、理髪用等のいす及びこれらの部分品	3.8%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
9402.90	手術台、検査台等の医療用又は獣医用の備付品及びこれらの部分品	3.8%	無 税
9403.10	事務所用の金属製家具	3.8%	無 税
9403.20	その他の金属製家具	3.8%	無 税
9403.30	事務所用の木製家具	2.4%	無 税
9403.40	台所用の木製家具	2.4%	無 税
9403.50	寝室用の木製家具	2.4%	無 税
9403.60-[2]	その他の木製家具（棚付き家具を除く。）	2.4%	無 税
9403.70	プラスチック製家具	3.4%	無 税
9403.80-2[1]	大理石製の家具	(協定) 無税 (暫定) 2%	無 税
9403.80-2[2]	オーゾ製等の家具	2.1%	無 税
9403.90ex	家具の部分品（金属製のもの）	3.8%	無 税
9405.10ex	天井用又は壁掛け用の電気式照明器具（大理石製のもの）	(協定) 無税 (暫定) 2%	無 税
9405.10ex	天井用又は壁掛け用の電気式照明器具（大理石製のものを除く。）	3.8%	無 税
9405.20ex	卓上用、床置き用等の電気式ランプ（木製のもの）	3.2%	無 税
9405.20ex	卓上用、床置き用等の電気式ランプ（大理石製のもの）	(協定) 無税 (暫定) 2%	無 税
9405.20ex	卓上用、床置き用等の電気式ランプ（木製のもの及び大理石製のものを除く。）	3.8%	無 税
9405.30	クリスマスツリー用の照明セット	3.8%	無 税
9405.40-[2]ex	その他の電気式照明器具（木製のもの）	3.2%	無 税
9405.40-[2]ex	その他の電気式照明器具（大理石製のもの）	(協定) 無税 (暫定) 2%	無 税
9405.40-[2]ex	その他の電気式照明器具（木製のもの及び大理石製のものを除く。）	3.8%	無 税
9405.50ex	大理石製の非電気式照明器具	(協定) 無税 (暫定) 2%	無 税
9405.50ex	非電気式照明器具（大理石製のものを除く。）	3.8%	無 税
9405.60-[1]	イルミネーションサイン、発光ネームプレート等（ガラス製のもの）	4.4%	無 税
9405.60-[2]	イルミネーションサイン、発光ネームプレート等（木製のもの）	3.2%	無 税
9405.60-[3]	イルミネーションサイン、発光ネームプレート等（腸製等のもの）	3.9%	無 税
9405.91	照明器具の部分品（ガラス製のもの）	4.6%	無 税
9405.99ex	照明器具の部分品（大理石製のもの）	(協定) 無税 (暫定) 2%	無 税
9405.99ex	照明器具の部分品（木製のもの）	3.2%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
9405.99ex	卑金属製の照明器具の部分品	3.8%	無 税
9506.11	スキー	1.2%	無 税
9506.12	スキーの締め具	1.2%	無 税
9506.19	その他のスキー用具	1.2%	無 税
9506.40	卓球用具	3.8%	無 税
9506.59	バドミントンラケットその他これらに類するラケット（テニスラケットを除く。）	3.8%	無 税
9506.70	アイススケート及びローラースケート	3.8%	無 税
9506.91	体操用具及び競技用具	3.8%	無 税
9508.00	回転木馬等の興行用設備及び巡回サーカス等の設備	3.8%	無 税
9608.91	ペン先及びニブポイント	3.4%	無 税
9609.10	鉛筆及びクレヨン（硬いさやの中にしんを入れたもの）	3.8%	無 税
9609.20	鉛筆のしん	3.8%	無 税
9609.90	パステル、図画用木炭等	3.8%	無 税
9610.00	石盤、黒板等の板	3.8%	無 税
9611.00	日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプ等	3.4%	無 税
9612.10	タイプライターリボン等	3.4%	無 税
9612.20	インキパッド	3.8%	無 税
9618.00	マネキン人形、ショーウィンドー用の自動人形等	3.8%	無 税

- (注) 1. 現行税率で特記がないものはすべて暫定税率である。
 2. 改正案で特記がないものはすべて関税暫定措置法別表第1 (A) に定めるものとし、その適用期限はすべて平成3年3月31日とする。

(参考) 平成元年1月18日付関税率審議会答申において平成2年度に関税改正を行うべきものとして盛り込まれている品目は以下のとおりである。

税 率	品 目	現行税率	改正案
0403.10ex	ヨーグルト（冷凍、無糖）	(暫定) 25%	(暫定) 廃止
1602.50-2ex	その他の調整をし又は保存に適する処理をした牛の肉及びくず肉のうち、牛の臓器及び舌のもの以外のもので、牛の肉及びくず肉（臓器及び舌を除く。）の含有量の合計が30%以上のものうち、気密容器入りのもの（冷蔵及び冷凍のいずれもしてないものに限るものとし、単に水煮した後に乾燥したもの、調味した後に乾燥したもの、コンビーフ及び野菜を含むものを除く。）（牛肉缶詰）	(基本) 25%	(基本) 45%

税 率	品 目	現行税率	改正案
1702.30-2	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量20%未満）（香味料又は着色料を加えたものを除く。）		（基本） 〔平成2年度〕 50%又は25円／ kgのうちい ずれか高い税率
(1)	砂糖を加えたもの	（基本） 35%	
(2)ex	その他のもの（精製したものを除く。）	（基本） 25%	（暫定） 〔平成2年度〕 70%又は30円／ kgのうちい ずれか高い税率
1702.40-2	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量20%以上50%未満）（香味料又は着色料を加えたものを除く。）		
(1)	砂糖を加えたもの	（基本） 35%	〔3年度〕 60%又は27.5円 ／kgのうちい ずれか高い税率
(2)	その他のもの	（基本） 25%	
1702.60-2	その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量50%超）（香味料又は着色料を加えたものを除く。）		〔4年度〕 廃止
(1)	砂糖を加えたもの	（基本） 35%	
(2)	その他のもの	（基本） 25%	
1702.90-2ex	砂糖水	（基本） 35%	（基本） 35%又は27円／ kgのうちい ずれか高い税率
1702.90-2ex	人造はちみつ	（基本） 35%	（基本） 〔平成2年度〕 50%又は25円／ kgのうちい ずれか高い税率
1702.90-3	カラメル	（基本） 35%	
1702.90-5(2)	その他の糖類及び糖水（香味料又は着色料を加えたものを除く。）		（暫定） 〔平成2年度〕 70%又は30円／ kgのうちい ずれか高い税率
A	砂糖を加えたもの	（基本） 35%	
Bex	その他のもの（ソルボース及び麦芽糖を除く。）	（基本） 25%	
2008.20-1ex	その他の調整をし又は保存に適する処理をしたパイナップル（加糖）のうち、気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10kg以下のもの）（パルプ状のもの、破碎したものと及び細片にしたものを除く。）	（協定） 30%	（暫定） TQ 1次 無税 2次 30%

税 率	品 目	現行税率	改正案
2008.20-2	その他の調整をし又は保存に適する処理をしたパイナップル（無糖）のうち、気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10kg以下のもの）（パルプ状のもの、破碎したものと及び細片にしたものを除く。） その他のもの	（暫定）55%	（暫定） TQ1次 無税 2次 30%
2009.70-1ex	りんごジュース（しょ糖の含有量10%超、加糖）	（暫定）55% （基本） 35%又は27円/kgのうちいずれか高い税率	（暫定）30% （暫定） 40%又は27円/kgのうちいずれか高い税率
2009.70-2ex	りんごジュース（しょ糖の含有量10%超、無糖）	（基本）30%	（暫定）35%
2106.90-4(1)ex	その他の調製食料品（加糖）（おたねにんじん又はそのエキスを含む飲料のもと及びビタミンをもととした栄養補助食品を除く。）のうち、しょ糖の含有量が50%以上で、小売容器入りにしたもの（容器ともの1個の重量が500g以下）	35% （基本） （協定）	30% （協定）
2106.90-4(1)ex	その他の調製食料品（加糖）（おたねにんじん又はそのエキスを含む飲料のもと及びビタミンをもととした栄養補助食品を除く。）のうち、しょ糖の含有量が85%以上のもの（小売容器入りにしたもの（容器ともの1個の重量が500g以下）、成分の再調製を行わず、小売容器入り（容器ともの1個の重量が500g以下）にすることが政令で定めるところにより証明されるもの及び課税価格が257円/kg超のものを除く。）	35% （基本） （協定）	90円/kg （暫定） （協定）

（注）改正案の暫定税率はすべて関税暫定措置法別表第1（A）に定めるものとし、その適用期限は特記あるものを除き平成3年3月31日とする。

2. その他次の改正を行うものとする。
 - (1) 32円/kgの軽減税率が適用される揮発油の用途から「アンモニアの製造に使用するもの」を削除する。
 - (2) 平成2年度の皮革・革靴の関税割当数量を算定するに当たって基準とする数量は、牛馬革（染色等したもの）503,000m²、牛馬革（その他のもの）88,600m²、羊革・やぎ革（染色等したもの）470,000m²、革靴4,120,000足とする。
3. 平成2年3月31日に適用期限の到来す

る関税暫定措置法別表第1（A）及び（B）に定める暫定税率のうちで、第1の1の表（参考の表を含む）に掲げるもの以外のものについては、その適用期限を平成3年3月31日まで延長するものとする。ただし、プラスチック製スキー靴（税番6401.10ex、6401.92ex及び6402.11）については、平成7年3月31日まで延長するものとする。

第2. 再輸出貨物に係る戻税制度の創設
関税を納付して輸入された貨物が、その輸入時の性質及び形状に変更が加えられて

いない状態で、その輸入の許可の日から1年以内（やむを得ない理由がある場合には、延長することができる。）に再輸出される

場合には、輸入時に納付された関税を払い戻すことができる制度を関税定率法に設けるものとする。

第3. 関税の減免税・還付制度の改正

制度名	根拠規定	現行適用期限	改正案
給食用脱脂粉乳の免税	関税暫定措置法第3条	平成2年3月31日	平成5年3月31日まで適用期限を延長する。
原子力研究用物品等の免税	同法第4条	平成2年3月31日	平成5年3月31日まで適用期限を延長する。
航空機及びその部分品等の免税	同法第5条	平成2年3月31日	平成5年3月31日まで適用期限を延長する。
宇宙開発用物品等の免税	同法第6条	平成2年3月31日	平成5年3月31日まで適用期限を延長する。
アンモニア製造用揮発油等に係る関税の還付	同法第7条	平成2年3月31日	石油化学製品製造用揮発油等に係る関税の還付制度に統合した上で、平成3年3月31日まで適用期限を延長する。
ガス製造用揮発油に係る関税の還付	同法第7条の2	平成2年3月31日	還付率をガス製造用揮発油の負担する原油関税の2分の1相当額とした上で、平成3年3月31日まで適用期限を延長する。
石油化学製品製造用原油の免税及び石油化学製品製造用揮発油等に係る関税の還付	同法第7条の3	平成2年3月31日	平成3年3月31日まで適用期限を延長する。
中間留分石油製品等の増産に係る関税の還付	同法第7条の4	平成2年3月31日	平成3年3月31日まで適用期限を延長する。
製造用原料品の減税又は免税	同法第7条の5	平成2年3月31日	β-ラクタム系抗生物質の中間物（ペニシリン系、セファマイシン系及びオキサセフェム系のもの）の製造用の砂糖を免税対象物品に追加し、平成5年3月31日まで適用期限を延長する。
加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税	同法第8条	平成2年3月31日	平成5年3月31日まで適用期限を延長する。

(出所) 大蔵省、平成元年度関税率審議会総会宛提出資料（平成元年12月20日）

11-108 ウルグアイ・ラウンド合意による関税率改正案（関税率審議会答申）

1994（平成6）年9月22日
関税率審議会

大蔵大臣 武村正義 殿

関税率審議会会長
竹内道雄

答申書

平成6年9月6日付蔵関第837号をもって諮問のあった関税率等の改正について、本審議会の意見を下記のとおり答申する。

記

ウルグアイ・ラウンド交渉の終結等に対応した関税率等の改正について、別紙のとおり行うことが適当である。

（別紙）

ウルグアイ・ラウンド交渉の結果合意された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が受諾されること等に対応するため、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を次のとおり改正することとする。

1. 農産物の輸入制限品目等の関税化措置

ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、新たに制定された農業に関する協定等の内容に沿って、農産物のうち現在輸入数量制限等を行っている麦類、乳製品、でん粉、雑豆、落花生、こんにゃく芋、繭、生糸及び豚肉について、次のとおり措置する。

- (1) 現行の輸入数量制限等を、基準期間における内外価格差から算出した関税相当量（TE）に置き換え、別表1(1)のとおり、現行の関税率を一定の水準まで引き上げた上でこれを基本税率とし、また、基準期間における輸入実績及び輸入割当枠に基づいて設定された現行アクセスの確保のため、別表1(1)のとおり、新たに関税割当制度を導入する。
- (2) いわゆる国家貿易品目（麦類、乳製品及び生糸）については、上記(1)の基本税

率とともに別表1(2)のとおり新たに暫定税率を設定し、また、現行アクセスの維持等のため、政府又は事業団等による輸入に係る関税率については、別表1(1)のとおり現行の水準とする。

- (3) 輸入数量の一定率以上の増加または輸入価格の一定率以上の下落があった場合、一定の関税率の引き上げを行うことを内容とする特別緊急関税を導入する。
2. その他の個別品目の関税率の引下げ
- (1) 牛肉及び豚肉について、ウルグアイ・ラウンド交渉の過程での関係国との協議の結果に基づき、別表2(1)及び(2)のとおり、暫定税率によって6年間にわたり漸次関税率を引き下げるとともに、輸入数量の一定率以上の増加があった場合、一定の関税率の引き上げを行うことを内容とする緊急措置を導入する。また、水産物4品目についても、ウルグアイ・ラウンド交渉の過程での関係国との協議の結果に基づき、別表2(3)のとおり暫定税率によって5年間にわたり漸次関税率を引き下げる。なお、ウルグアイ・ラウンド交渉の結果に基づき別表2(4)のとおり所要の改正を行い、漸次関税率を引き下げる。
 - (2) 特惠関税についても、ウルグアイ・ラウンド交渉の過程での関係国からの要望を受けた我が国の意図表明に基づき、熱帯産品12品目について別表3(1)のとおり特惠税率の引下げ等を行う。また、ウルグアイ・ラウンド合意の実施期間中に協定税率が特惠税率を下回ることとなる品目について、別表3(2)のとおり特惠税率が協定税率と等しくなるよう初年度に一括して特惠税率を引き下げるとともに、その他について別表3(3)のとおり所要の改正を行う。
3. 関税率体系の見直し
- (1) ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、協定税率が大幅に引き下げられること等から、我が国の税率水準として定着してきている現行の実行税率を基本税率とすることを原則として我が国の関税率体系を整理、簡素化する。
 - (2) ただし、このような整理により難い一

部品目については、上記別表1及び2のほか別表4のとおりとする。

- (3) これに伴い、暫定税率は、現行の関税割当品目を始め、農産物の関税化品目、牛肉、豚肉及び水産物など特例的な場合に限定して設定されることとなる。

4. 特殊関税に関する制度改正

- (1) ウルグアイ・ラウンド交渉の結果改正された補助金・相殺措置協定、ダンピング防止協定及び新たに制定されたセーフガード協定の内容に沿って、次のとおり措置する。

(イ) 相殺関税

相殺関税の対象となる補助金の範囲を定めること、課税期間は原則として5年以内とすること、暫定措置は調査開始の日から60日以内とはならないこと、調査期間は最大限18カ月以内とすること等の規定を置く。

(ロ) 不当廉売関税

課税期間は原則として5年以内とすること、暫定措置は調査開始の日から60日以内とはならないこと、調

査期間は最大限18カ月以内とすること等の規定を置く。

(ハ) 緊急関税

調査に関する規定を設けること、課税期間は原則として4年以内とすること、課税期間が1年を超える場合には、措置の内容が漸進的に緩和するものでなければならないこと、一定の場合暫定措置をとることができること等の規定を置く。

- (2) ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、世界貿易機関(WTO)を設立するマラケシュ協定の各分野に統一的に適用される紛争解決手続が制定されたことから、報復関税制度について、同協定に基づいて報復関税を課することができるのは、WTOの紛争解決機関の承認が得られた場合であること等の所要の規定を置く。なお、WTOの紛争解決手続の対象とならない場合に備え、現行規定はそのまま維持する。

- (3) 複関税制度を廃止する。

別表1(1)
新たに関税化措置を導入する品目(別表2(2)を除く)

税番	品名	現行実行税率	改正案	
			一次税率 (暫定税率)	二次税率 (基本税率)
0401.10ex	ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く) 脂肪分が全重量の1%以下のもの 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの	25%	25% (TQ)	25%及び 63円/kg
0401.20ex	脂肪分が全重量の1%を超え6%以下のもの 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの	25%	25% (TQ)	25%及び 134円/kg
0401.30ex	脂肪分が全重量の6%を超えるもの			

税番	品名	現行実行税率	改正案	
			一次税率 (暫定税率)	二次税率 (基本税率)
	滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの及び脂肪分が全重量の13%以上のクリーム（滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたものを除く。）			
	脂肪分が全重量の45%以下のもの	25%	25% (TQ)	25%及び 747円/kg
	その他のもの	25%	25% (TQ)	25%及び 1,411円/kg
	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）			
0402.10	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の1.5%以下のものに限る。）			
-1	砂糖を加えたもの	35%	35% (TQ、国貨)	35%及び 466円/kg*
-2	その他のもの			
	学校等給食用のもの及び飼料用のもの	免税、25%	無税 (TQ)	466円/kg*
	その他のもの	25%	25% (TQ、国貨)	25%及び 466円/kg*
	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の1.5%を超えるものに限る。）			
0402.21	砂糖その他の甘味料を加えてないもの			
-1	脂肪分が全重量の5%を超えるもの			
	脂肪分が全重量の30%以下のもの	30%	30% (国貨)	30%及び 720円/kg*
	その他のもの	30%	30% (国貨)	30%及び 1,204円/kg*
-2	その他のもの			
	学校等給食用のもの及び飼料用のもの	免税、25%	無税 (TQ)	500円/kg*
	その他のもの	25%	25% (TQ、国貨)	25%及び 500円/kg*
0402.29	その他のもの			
-1	脂肪分が全重量の5%を超えるもの			

税番	品名	現行実行税率	改正案	
			一次税率 (暫定税率)	二次税率 (基本税率)
-2	脂肪分が全重量の30%以下のもの	30%	30%	30%及び 720円/kg*
	その他のもの	30%	30%	30%及び 1,204円/kg*
	その他のもの	35%	35%	35%及び 500円/kg*
0402.91ex	その他のもの 砂糖その他の甘味料を加えてないもの 脂肪分が全重量の7.5%を超えるもの その他のもの	30%	30%	30%及び (TQ) 599円/kg
0402.99ex	その他のもの 砂糖その他の甘味料を加えてないもの 脂肪分が全重量の8%を超えるもの その他のもの	25%	25%	25%及び (TQ) 299円/kg
0403.10ex	その他のもの 脂肪分が全重量の8%を超えるもの その他のもの	30%	30%	30%及び (国貿) 599円/kg*
	その他のもの	30%	30%	30%及び (国貿) 299円/kg*
	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム ヨーグルト 冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの (フローズンヨーグルトを除く。)	30%	30%	30%及び (国貿) 599円/kg*
0403.90ex	砂糖を加えたもの	35%	35%	35%及び (TQ) 1,076円/kg
	その他のもの	25%	25%	35%及び (TQ) 1,076円/kg
	その他のもの 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの 脂肪分が全重量の1.5%以下のもの			

税番	品名	現行実行税率	改正案	
			一次税率 (暫定税率)	二次税率 (基本税率)
0404.10ex	発酵させたミルクその他の物品等			
	砂糖を加えたもの	35%	35% (TQ、国貨)	35%及び 466円/kg*
	その他のもの	25%	25% (TQ、国貨)	35%及び 466円/kg*
	脂肪分が全重量の1.5%を超え 26%以下のもの			
	発酵させたミルクその他の物品等			
	砂糖を加えたもの	35%	35% (TQ、国貨)	35%及び 685円/kg*
	その他のもの	25%	25% (TQ、国貨)	35%及び 685円/kg*
	脂肪分が全重量の26%を超えるもの			
	発酵させたミルクその他の物品等			
	砂糖を加えたもの	35%	35% (TQ、国貨)	35%及び 1,204円/kg*
	その他のもの	25%	25% (TQ、国貨)	35%及び 1,204円/kg*
	ホエイ及びミルクの天然の組成分から成る物品			
	ホエイ及び調製ホエイ			
	滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの			
	脂肪分が全重量の5%以下のもの			
	飼料用のもの	10%、25% 35%	無税 (TQ)	35%及び 500円/kg*
	育児食用のもの	10%	10% (TQ)	35%及び 500円/kg*
無機質を濃縮したホエイ				
砂糖を加えたもの	35%	35% (TQ、国貨)	35%及び 500円/kg*	
その他のもの	25%	25% (TQ、国貨)	35%及び 500円/kg*	
その他のもの				

税番	品名	現行実行税率	改正案	
			一次税率 (暫定税率)	二次税率 (基本税率)
0404.90ex	砂糖を加えたもの	25%、35%	35% (国貨)	35%及び 500円/kg*
	その他のもの	25%、35%	25% (国貨)	35%及び 500円/kg*
	その他のもの			
	飼料用のもの	10%、25% 35%	無税 (TQ)	35%及び 808円/kg*
	育児食用のもの	10%	10% (TQ)	35%及び 808円/kg*
	無機質を濃縮したホエイ 砂糖を加えたもの	35%	35% (TQ、国貨)	35%及び 808円/kg*
	その他のもの	25%	25% (TQ、国貨)	35%及び 808円/kg*
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの	25%、35%	35% (国貨)	35%及び 808円/kg*
	その他のもの	25%、35%	25% (国貨)	35%及び 808円/kg*
	その他のもの			
	滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの			
	脂肪分が全重量の1.5%以下のもの			
	育児食用のもの	10%	10% (TQ)	35%及び 470円/kg
	ミルクの天然の組成分から成る物品			
	砂糖を加えたもの	35%	35% (TQ)	35%及び 470円/kg
その他のもの	25%	25% (TQ)	35%及び 470円/kg	
脂肪分が全重量の1.5%を超え30%以下のもの				
育児食用のもの	10%	10% (TQ)	35%及び 799円/kg	
ミルクの天然の組成分から成る物品				

税番	品名	現行実行税率	改正案	
			一次税率 (暫定税率)	二次税率 (基本税率)
0405.00ex	砂糖を加えたもの	35%	35% (TQ)	35%及び 799円/kg
	その他のもの	25%	25% (TQ)	35%及び 799円/kg
	脂肪分が全重量の30%を超えるもの	10%	10% (TQ)	35%及び 1,204円/kg
	育児食用のもの			
	ミルクの天然の組成分から成る物品	35%	35% (TQ)	35%及び 1,204円/kg
	砂糖を加えたもの			
その他のもの	25%	25% (TQ)	35%及び 1,204円/kg	
0713.10ex	ミルクから得たバターその他の油脂 脂肪分が全重量の85%以下のもの	35%	35% (TQ、国貿)	35%及び 1,159円/kg*
	その他のもの	35%	35% (TQ、国貿)	35%及び 1,363円/kg*
0713.32	えんどう その他のもの その他のもの(野菜栽培用の種子以外のもの)	10%	10% (TQ)	417円/kg
0713.33ex	ささげ属又はいんげんまめ属の豆 小豆	10%	10% (TQ)	417円/kg
0713.39ex	いんげん豆 その他のもの その他のもの(野菜栽培用の種子以外のもの)	10%	10% (TQ)	417円/kg
0713.50ex	その他のもの その他のもの(野菜栽培用の種子以外のもの)	10%	10% (TQ)	417円/kg
0713.90ex	そら豆 その他のもの その他のもの(野菜栽培用の種子以外のもの)	10%	10% (TQ)	417円/kg
0713.90ex	その他のもの その他のもの			

税番	品名	現行実行税率	改正案	
			一次税率 (暫定税率)	二次税率 (基本税率)
	その他のもの（野菜栽培用の種子以外のもの）	10%	10% (TQ)	417円/kg
1001.10	小麦及びメスリン デュラム小麦	無税	無税 (国貨)	65円/kg*
1001.90	その他のもの	無税、20%	無税 (国貨)	65円/kg*
1003.00	大麦及び裸麦	無税	無税 (国貨)	46円/kg*
1008.90ex	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物 その他の穀物 その他のもの ライ小麦	無税	無税 (国貨)	65円/kg*
1101.00	小麦粉及びメスリン粉 グルタミン酸モノナトリウム製造用のもの その他のもの	12.5% 25%	12.5% (国貨) 25% (国貨)	106円/kg* 106円/kg*
1102.90ex	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。） その他のもの 大麦粉及び裸麦粉 ライ小麦粉	 25% 25%	 25% (国貨) 25% (国貨)	 98円/kg* 106円/kg*
1103.11	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット ひき割り穀物及び穀物のミール 小麦のもの	 25%	 25% (国貨)	 106円/kg*
1103.19ex	その他の穀物のもの 大麦又は裸麦のもの ライ小麦のもの	 20% 20%	 20% (国貨) 20% (国貨)	 98円/kg* 106円/kg*
1103.21	ペレット 小麦のもの	25%	25% (国貨)	106円/kg*
1103.29ex	その他の穀物のもの			

税番	品名	現行実行税率	改正案	
			一次税率 (暫定税率)	二次税率 (基本税率)
	大麦又は裸麦のもの	20%	20% (国貨)	98円/kg*
	ライ小麦のもの	20%	20% (国貨)	106円/kg*
1104.11	その他の加工穀物及び穀物の胚芽 ロールにかけ又はフレーク状にした 穀物 大麦又は裸麦のもの	20%	20% (国貨)	107円/kg*
1104.19ex	その他の穀物のもの 小麦又はライ小麦のもの 小麦のもの	25%	25% (国貨)	132円/kg*
	ライ小麦のもの	20%	20% (国貨)	132円/kg*
1104.21	その他の加工穀物 大麦又は裸麦のもの	20%	20% (国貨)	130円/kg*
1104.29ex	その他の穀物のもの 小麦又はライ小麦のもの 小麦のもの	25%	25% (国貨)	106円/kg*
	ライ小麦のもの	20%	20% (国貨)	106円/kg*
1108.11	でん粉 小麦でん粉	25%	25% (国貨)	158円/kg*
1108.12	とうもろこしでん粉（コーンスターチ）	25%	無税、25% (TQ)	140円/kg
1108.13	ばれいしよでん粉	25%	無税、25% (TQ)	140円/kg
1108.14	マニオカ（カッサバ）でん粉	25%	無税、25% (TQ)	140円/kg
1108.19	その他のでん粉	25%	無税、25% (TQ)	140円/kg
1108.20	イヌリン	25%	25% (TQ)	140円/kg
1202.10ex	落花生 殻付きのもの その他のもの	10%	10% (TQ)	726円/kg

税番	品名	現行実行税率	改正案	
			一次税率 (暫定税率)	二次税率 (基本税率)
1202.20ex	穀を除いたもの その他のもの	10%	10% (TQ)	726円/kg
1212.99-1	その他のもの こんにやく芋	40%	40% (TQ)	3,289円/kg
1901.10ex	麦芽エキス並びに穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品及び第04・01項から第04・04項までの物品の調製食料品 育児食用の調製品（小売用にしたものに限る。） 第04・01項から第04・04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限る。） 乳脂肪分が全重量の30%以下のもの その他のもの	25%、28% 25%、28%	25% (TQ) 25% (TQ)	28%及び 799円/kg 28%及び 1,363円/kg
1901.20ex	第19・05項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品、米菓生地及び第04・01項から第04・04項までの物品の調製食料品 第04・01項から第04・04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限る。） 乳脂肪分が全重量の30%以下のもの その他のもの	25%、28% 25%、28%	25% (TQ) 25% (TQ)	28%及び 799円/kg 28%及び 1,363円/kg

税番	品名	現行実行税率	改正案	
			一次税率 (暫定税率)	二次税率 (基本税率)
1901.90ex	米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるもの（ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）			
	小麦産品（ライ小麦産品を含む。）の含有量が最大の重量を占めるもの	16%、24%	25% (国貨)	106円/kg*
	大麦産品（裸麦産品を含む。）の含有量が最大の重量を占めるもの	16%、24%	25% (国貨)	98円/kg*
	でん粉が最大の重量を占めるもの			
	小麦でん粉を含有するもの	16%、24%	25% (国貨)	158円/kg*
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの	24%	25% (TQ)	140円/kg
	その他のもの	16%	16% (TQ)	140円/kg
	その他のもの			
	穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品、第04・01項から第04・04項までの物品の調製食料品及びもち、だんごその他これらに類する米産品			
第04・01項から第04・04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）				
乳脂肪分が全重量の30%以下のもの	25%、28% 35%	21% (TQ)	35%及び 799円/kg	
その他のもの	25%、28% 35%	21% (TQ)	35%及び 1,363円/kg	

税番	品名	現行実行税率	改正案	
			一次税率 (暫定税率)	二次税率 (基本税率)
1904.10ex	米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるもの（ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）			
	小麦産品（ライ小麦産品を含む。）の含有量が最大の重量を占めるもの	16%、24%	25% (国賃)	106円/kg*
	大麦産品（裸麦産品を含む。）の含有量が最大の重量を占めるもの	16%、24%	25% (国賃)	98円/kg*
	でん粉が最大の重量を占めるもの			
	小麦でん粉を含有するもの	16%、24%	25% (国賃)	158円/kg*
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの	24%	25% (TQ)	140円/kg
1904.90ex	その他のもの	16%	16% (TQ)	140円/kg
	穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食料品			
	米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかを単に膨張させて又はいつて得た物品が全重量の50%以上の調製食料品			
	小麦（ライ小麦を含む。）のもの	19.2%	19.2% (国賃)	100円/kg*
	大麦（裸麦を含む。）のもの	19.2%	19.2% (国賃)	75円/kg*
1904.90ex	その他のもの			
	小麦（ライ小麦を含む。）のもの	25%	25% (国賃)	100円/kg*
	大麦（裸麦を含む。）のもの	25%	25% (国賃)	75円/kg*

税番	品名	現行実行税率	改正案	
			一次税率 (暫定税率)	二次税率 (基本税率)
2101.10	コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品			
-2ex	<p>コーヒーをもととした調製品</p> <p>ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの</p> <p>乳脂肪分が全重量の30%以下のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>25%、28%</p> <p>35%</p> <p>25%、28%</p> <p>35%</p>	<p>25%</p> <p>(TQ)</p> <p>25%</p> <p>(TQ)</p>	<p>35%及び</p> <p>799円/kg</p> <p>35%及び</p> <p>1,363円/kg</p>
2101.20	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品			
-2ex	<p>茶又はマテをもととした調製品</p> <p>ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの</p> <p>乳脂肪分が全重量の30%以下のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>調製食料品（他の項に該当するものを除く。）</p>	<p>25%、28%</p> <p>35%</p> <p>25%、28%</p> <p>35%</p>	<p>25%</p> <p>(TQ)</p> <p>25%</p> <p>(TQ)</p>	<p>35%及び</p> <p>799円/kg</p> <p>35%及び</p> <p>1,363円/kg</p>
2106.10ex	<p>たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質</p> <p>たんぱく質濃縮物及びミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上の調製品</p> <p>たんぱく質（植物性たんぱくを除く。）の濃縮物のもの</p> <p>植物性たんぱく</p>	<p>25%、28%</p> <p>35%</p> <p>12.5%</p>	<p>25%</p> <p>(TQ)</p> <p>12.5%</p> <p>(TQ)</p>	<p>35%及び</p> <p>1,359円/kg</p> <p>35%及び</p> <p>1,359円/kg</p>
2106.90ex	<p>その他のもの</p> <p>ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上の調製品</p> <p>乳脂肪分が全重量の30%以下のものうち</p>			

税番	品名	現行実行税率	改正案	
			一次税率 (暫定税率)	二次税率 (基本税率)
	アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの その他の調製品	12%、12.5% 22%	12% (TQ)	35%及び 799円/kg
	その他のもの アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの 調製食用脂	12%、12.5% 22%	21% (TQ)	35%及び 799円/kg
	ニューージーランド原産のもの その他のもの	25%	25% (TQ)	35%及び 1,363円/kg
	その他の調製品	12%、12.5% 22%、25% 28%、30%	25% (TQ)	35%及び 1,363円/kg
	米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の30%を超える調製食料品 その他のもの	12%、12.5% 22%	21% (TQ)	35%及び 1,363円/kg
	小麦（ライ小麦を含む。）の含有量が全重量の30%を超えるもの	25%、30%	25% (国貿)	100円/kg*
	大麦（裸麦を含む。）の含有量が全重量の30%を超えるもの	25%、30%	25% (国貿)	75円/kg*
5001.00	繭（繰糸に適するものに限る。）	140円/kg	140円/kg (TQ)	2,968円/kg
5002.00-2	生糸（よつてないものに限る。）（野蚕のもの以外のもの）	7.5%	7.5% (国貿)	8,209円/kg*

- (注) 1. (TQ) 印は、関税割当品目を意味する。
2. (国貿) 印は、いわゆる国家貿易品目を意味する。
3. *印のうち、いわゆる国家貿易品目については、政府又は事業団等が輸入するもの以外のもの（二次税率が課される輸入）に関し、別表1(2)のとおり別途暫定税率を設定する。

別表1(2)

いわゆる国家貿易品目であって暫定税率でステージングを行う品目

税番	品名	現行 実行税率	改正案 〔政府又は事業団等が輸入 するもの以外のもの〕	
			平成7年度 暫定税率	最終(平成12) 年度暫定税率
0402.10	ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)	35%	34.1%及び 105円33銭/kg	29.8%及び 92円/kg
	粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪分が全重量の1.5%以下のものに限る。)			
	砂糖を加えたもの			
-1	砂糖を加えたもの	35%	34.1%及び 105円33銭/kg	29.8%及び 92円/kg
-2	その他のもの 学校等給食用のもの及び飼料用のもの その他のもの	免税、25%	105円33銭/kg	92円/kg
0402.21	粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪分が全重量の1.5%を超えるものに限る。)	25%	24.4%及び 105円33銭/kg	21.3%及び 92円/kg
	砂糖その他の甘味料を加えていないもの			
	脂肪分が全重量の5%を超えるもの			
-1	脂肪分が全重量の5%を超えるもの 脂肪分が全重量の30%以下のもの その他のもの	30%	29.3%及び 143円/kg	25.5%及び 123円/kg
-2	その他のもの 学校等給食用のもの及び飼料用のもの その他のもの	免税、25%	111円50銭/kg	99円/kg
0402.29	その他のもの	25%	24.4%及び 111円50銭/kg	21.3%及び 99円/kg
	脂肪分が全重量の5%を超えるもの			
	脂肪分が全重量の30%以下のもの			
-1	脂肪分が全重量の5%を超えるもの 脂肪分が全重量の30%以下のもの その他のもの	30%	29.3%及び 143円/kg	25.5%及び 123円/kg
	その他のもの	30%	29.3%及び 214円83銭/kg	25.5%及び 189円/kg

税番	品名	現行 実行税率	改正案 〔政府又は事業団等が輸入 するもの以外のもの〕	
			平成7年度 暫定税率	最終(平成12) 年度暫定税率
-2	その他のもの	35%	34.1%及び 111円50銭/kg	29.8%及び 99円/kg
0402.99ex	その他のもの 脂肪分が全重量の8%を超えるもの その他のもの	30%	29.3%及び 119円/kg	25.5%及び 104円/kg
	その他のもの	30%	29.3%及び 62円50銭/kg	25.5%及び 55円/kg
0403.90ex	バターミルク、凝固したミルク及びク リーム、ヨーグルト、ケフィアその他 発酵させ又は酸性化したミルク及びク リーム その他のもの 滅菌し、冷凍し、保存に適する処 理をし、濃縮若しくは乾燥をし又 は砂糖その他の甘味料、香味料、 果実若しくはナットを加えたもの 脂肪分が全重量の1.5%以下の もの 脂肪分が全重量の1.5%を超え 26%以下のもの 脂肪分が全重量の26%を超える もの その他のもの 脂肪分が全重量の1.5%以下の もの 脂肪分が全重量の1.5%を超え 26%以下のもの 脂肪分が全重量の26%を超える もの	35% 35% 35% 25% 25% 25%	34.1%及び 105円33銭/kg 34.1%及び 138円83銭/kg 34.1%及び 214円83銭/kg 34.1%及び 105円33銭/kg 34.1%及び 138円83銭/kg 34.1%及び 214円83銭/kg	29.8%及び 92円/kg 29.8%及び 123円/kg 29.8%及び 189円/kg 29.8%及び 92円/kg 29.8%及び 123円/kg 29.8%及び 189円/kg
0404.10ex	ホエイ及びミルクの天然の組成分から 成る物品 ホエイ及び調製ホエイ 滅菌し、冷凍し、保存に適する処 理をし、濃縮若しくは乾燥をし又 は砂糖その他の甘味料を加えたもの 脂肪分が全重量の5%以下のもの	10%、25% 35%	34.1%及び 111円50銭/kg	29.8%及び 99円/kg

税番	品名	現行 実行税率	改正案 〔政府又は事業団等が入 入するもの以外のもの〕	
			平成7年度 暫定税率	最終(平成12) 年度暫定税率
	その他のもの	10%、25% 35%	34.1%及び 155円83銭/kg	29.8%及び 135円/kg
	その他のもの 脂肪分が全重量の5%以下のもの	10%、25% 35%	34.1%及び 111円50銭/kg	29.8%及び 99円/kg
	その他のもの	10%、25% 35%	34.1%及び 155円83銭/kg	29.8%及び 135円/kg
0405.00ex	ミルクから得たバターその他の油脂 脂肪分が全重量の85%以下のもの	35%	34.1%及び 204円/kg	29.8%及び 179円/kg
	その他のもの	35%	34.1%及び 240円/kg	29.8%及び 210円/kg
1001.10ex	小麦及びメスリン デュラム小麦	無税	11円63銭/kg	9円80銭/kg
1001.90ex	その他のもの	無税、20%	11円63銭/kg	9円80銭/kg
1003.00ex	大麦及び裸麦	無税	11円73銭/kg	10円40銭/kg
	そば、ミレット及びカナリーシード並 びにその他の穀物			
1008.90ex	その他の穀物 その他のもの ライ小麦	無税	11円63銭/kg	9円80銭/kg
1101.00ex	小麦粉及びメスリン粉 穀粉(小麦粉及びメスリン粉を除く。)	12.5%、25%	31円23銭/kg	27円40銭/kg
1102.90ex	その他のもの 大麦粉及び裸麦粉 ライ小麦粉	25% 25%	36円/kg 31円23銭/kg	31円/kg 27円40銭/kg
	ひき割り穀物、穀物のミール及びベ レット			
	ひき割り穀物及び穀物のミール			
1103.11ex	小麦のもの	25%	31円23銭/kg	27円40銭/kg
1103.19ex	その他の穀物のもの 大麦又は裸麦のもの ライ小麦のもの	20% 20%	36円/kg 31円23銭/kg	31円/kg 27円40銭/kg
	ペレット			
1103.21ex	小麦のもの	25%	31円23銭/kg	27円40銭/kg
1103.29ex	その他の穀物のもの 大麦又は裸麦のもの ライ小麦のもの	20% 20%	36円/kg 31円23銭/kg	31円/kg 27円40銭/kg

税番	品名	現行 実行税率	改正案 〔政府又は事業団等が輸入 するもの以外のもの〕	
			平成7年度 暫定税率	最終（平成12） 年度暫定税率
1104.11ex	その他の加工穀物及び穀物の胚芽 ロールにかけ又はフレーク状にした 穀物	20%	38円3銭/kg	33円20銭/kg
1104.19ex	大麦又は裸麦のもの その他の穀物 小麦又はライ小麦のもの	20%、25%	36円7銭/kg	31円40銭/kg
1104.21ex	その他の加工穀物 大麦又は裸麦のもの	20%	43円93銭/kg	38円60銭/kg
1104.29ex	その他の穀物 小麦又はライ小麦のもの	20%、25%	31円23銭/kg	27円40銭/kg
1108.11ex	小麦でん粉	25%	39円90銭/kg	34円40銭/kg
1901.20ex	麦芽エキス並びに穀粉、ミール、でん 粉又は麦芽エキスの調製食料品及び第 04.01項から第04.04項までの物品の調 製食料品 第19.05項のベーカリー製品製造用 の混合物及び練り生地 穀粉、ミール又はでん粉の調製食 料品、米菓生地及び第04.01項か ら第04.04項までの物品の調製食 料品 米、小麦、ライ小麦、大麦若し くは裸麦の粉、ひき割りしたも の、ミール若しくはペレット又 はでん粉の一以上を含有する調 製食料品で、これらの物品の含 有量の合計が全重量の85%を超 えるもの（ケーキミックス及び 育児食用又は食餌療法用のもの を除く。） 小麦産品（ライ小麦産品を含 む。）の含有量が最大の重量 を占めるもの 大麦産品（裸麦産品を含む。） の含有量が最大の重量を占め るもの でん粉が最大の重量を占める もの 小麦でん粉を含有するもの	16%、24%	31円23銭/kg	27円40銭/kg
1901.90ex	その他のもの	16%、24%	36円/kg	31円/kg
			39円90銭/kg	34円40銭/kg

税番	品名	現行 実行税率	改正案 〔政府又は事業団等が輸入 するもの以外のもの〕	
			平成7年度 暫定税率	最終（平成12） 年度暫定税率
1904.10ex	穀粉、ミール又はでん粉の調製食 料品、第04.01項から第04.05項ま での物品の調製食料品及びもち、 だんごその他これらに類する米産 品 米、小麦、ライ小麦、大麦若し くは裸麦の粉、ひき割りしたも の、ミール若しくはペレット又 はでん粉の一以上を含有する調 製食料品で、これらの物品の含 有量の合計が全重量の85%を超 えるもの（ケーキミックス及び 育児食用又は食餌療法用のもの を除く。）			
	小麦産品（ライ小麦産品を含 む。）の含有量が最大の重量 を占めるもの	16%、24%	31円23銭/kg	27円40銭/kg
	大麦産品（裸麦産品を含む。） の含有量が最大の重量を占め るもの	16%、24%	36円/kg	31円/kg
	でん粉が最大の重量を占める もの			
1904.90ex	小麦でん粉を含有するもの 穀物又は穀物産品を膨張させて又はい つて得た調製食料品及び粒状の穀物で あらかじめ加熱による調理その他の調 製をしたもの	16%、24%	39円90銭/kg	34円40銭/kg
	穀物又は穀物産品を膨張させて又 はいつて得た調製食料品			
	米、小麦（ライ小麦を含む。）又 は大麦（裸麦を含む。）のいづれ かを単に膨張させて又はいつて得 た物品が全重量の50%以上の調製 食料品			
1904.90ex	小麦（ライ小麦を含む。）のも の	19.2%	30円20銭/kg	26円20銭/kg
	大麦（裸麦を含む。）のもの その他のもの	19.2%	30円27銭/kg	26円60銭/kg
	小麦（ライ小麦を含む。）のもの	25%	30円20銭/kg	26円20銭/kg
	大麦（裸麦を含む。）のもの	25%	30円27銭/kg	26円60銭/kg

税番	品名	現行 実行税率	改正案 〔政府又は事業団等が輸入 するもの以外のもの〕	
			平成7年度 暫定税率	最終（平成12） 年度暫定税率
2106.90ex	調製食料品（他の項に該当するものを除く。） その他のもの 米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の30%を超えるもの その他のもの 小麦（ライ小麦を含む。）の含有量が全重量の30%を超えるもの	25%、30%	30円20銭/kg	26円20銭/kg
	大麦（裸麦を含む。）の含有量が全重量の30%を超えるもの	25%、30%	30円27銭/kg	26円60銭/kg
5002.00-2	生糸（よつてないものに限る。）（野蚕のもの以外のもの）	7.5%	4,093円 83銭/kg	3,068円/kg

（注）ステージング期間中の引下げは、均等に行う。

別表2

暫定税率でステージングを行う品目（別表1(2)を除く）

(1) 牛肉

税番	品名	現行実行税率	改正案	
			平成7年度 暫定税率	最終（平成12） 年度暫定税率
0201.10	牛肉（生鮮のもの、冷蔵したもの） 枝肉及び半丸枝肉	50%	48.1%	38.5%
0201.20	その他の骨付き肉	50%	48.1%	38.5%
0201.30	骨付きでない肉	50%	48.1%	38.5%
0202.10	牛肉（冷凍したもの） 枝肉及び半丸枝肉	50%	48.1%	38.5%
0202.20	その他の骨付き肉	50%	48.1%	38.5%
0202.30	骨付きでない肉	50%	48.1%	38.5%

（注）ステージング期間中の引下げは、均等に行う。

(2) 豚肉

税番	品名	現行実行税率	改正案	
			平成7年度 暫定税率	最終(平成12) 年度暫定税率
0103.92	豚(生きているもの)(1頭の重量が50kg以上のもの)			
	従量税部分	—	22,376円 33銭/頭	19,508円/頭
	差額関税部分(基準輸入価格)	25,380円/頭	24,840円 54銭/頭	22,134円 60銭/頭
	従価税部分	10%	9.8%	8.5%
0203.11ex	豚肉(生鮮のもの、冷蔵したもの)			
	枝肉及び半丸枝肉			
	従量税部分	—	414円33銭/kg	361円/kg
	差額関税部分(基準輸入価格)	470円/kg	460円1銭/kg	409円90銭/kg
	従価税部分	5%	4.9%	4.3%
0203.12ex	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの(骨付きのもの)			
	従量税部分	—	552円83銭/kg	482円/kg
	差額関税部分(基準輸入価格)	626円67銭/kg	613円34銭/kg	546円53銭/kg
	従価税部分	5%	4.9%	4.3%
0203.19ex	その他のもの			
	従量税部分	—	552円83銭/kg	482円/kg
	差額関税部分(基準輸入価格)	626円67銭/kg	613円34銭/kg	546円53銭/kg
	従価税部分	5%	4.9%	4.3%
0203.21ex	豚肉(冷凍したもの)			
	枝肉及び半丸枝肉			
	従量税部分	—	414円33銭/kg	361円/kg
	差額関税部分(基準輸入価格)	470円/kg	460円1銭/kg	409円90銭/kg
	従価税部分	5%	4.9%	4.3%
0203.22ex	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの(骨付きのもの)			
	従量税部分	—	552円83銭/kg	482円/kg
	差額関税部分(基準輸入価格)	626円67銭/kg	613円34銭/kg	546円53銭/kg
	従価税部分	5%	4.9%	4.3%
0203.29ex	その他のもの			
	従量税部分	—	552円83銭/kg	482円/kg
	差額関税部分(基準輸入価格)	626円67銭/kg	613円34銭/kg	546円53銭/kg
	従価税部分	5%	4.9%	4.3%
0206.30ex	食用のくず肉(豚のもの)(生鮮のもの、冷蔵したもの)			
	従量税部分	—	552円83銭/kg	482円/kg
	差額関税部分(基準輸入価格)	626円67銭/kg	613円34銭/kg	546円53銭/kg

税番	品名	現行実行税率	改正案	
			平成7年度 暫定税率	最終(平成12) 年度暫定税率
0206.49ex	従価税部分	5%	4.9%	4.3%
	食用のくず肉(豚のもの)(冷凍した もの)(肝臓を除く。)			
	従量税部分	—	552円83銭/kg	482円/kg
0210.11	差額関税部分(基準輸入価格)	626円67銭/kg	613円34銭/kg	546円53銭/kg
	従価税部分	5%	4.9%	4.3%
	肉及び食用のくず肉並びに肉又はく ず肉の食用の粉及びミール			
0210.12	骨付きのもの肉及び肩肉並びにこ れらを分割したもの(骨付きの もの)(豚肉)			
	差額関税部分(基準輸入価格)	470円/kg	460円1銭/kg	409円90銭/kg
	従価税部分	10%	9.8%	8.5%
0210.19	ばら肉及びこれを分割したもの (豚肉)			
	差額関税部分(基準輸入価格)	470円/kg	460円1銭/kg	409円90銭/kg
	従価税部分	10%	9.8%	8.5%
0210.90ex	その他のもの(豚肉)			
	差額関税部分(基準輸入価格)	470円/kg	460円1銭/kg	409円90銭/kg
	従価税部分	10%	9.8%	8.5%
1602.41ex	その他のもの(肉又はくず肉の食用 の粉及びミールを含む。)(豚のもの)			
	差額関税部分(基準輸入価格)	470円/kg	460円1銭/kg	409円90銭/kg
	従価税部分	10%	9.8%	8.5%
1602.42ex	その他の調製をし又は保存に適する 処理をした肉、くず肉及び血			
	豚のもの(もも肉及びこれを分割 したもの)(ハム及びベーコン等)			
	差額関税部分(基準輸入価格)	470円/kg	460円1銭/kg	409円90銭/kg
1602.49ex	従価税部分	10%	9.8%	8.5%
	豚のもの(肩肉及びこれを分割し たもの)(ハム及びベーコン等)			
	差額関税部分(基準輸入価格)	470円/kg	460円1銭/kg	409円90銭/kg
1602.49ex	従価税部分	10%	9.8%	8.5%
	その他のもの(混合物を含む。) (ハム及びベーコン等)			
	差額関税部分(基準輸入価格)	470円/kg	460円1銭/kg	409円90銭/kg
	従価税部分	10%	9.8%	8.5%

(注) ステージング期間中の引下げは、均等に行う。

(3) 水産物

税番	品名	現行 実行税率	改正案	
			平成7年度 暫定税率	最終(平成 12)年度 暫定税率
0303.74	さば(冷凍したもの)	10%	9.4%	7%
0303.80ex	たらの卵(冷凍したもの)	6%	5.6%	4.2%
0304.90ex	たらのすり身(冷凍したもの)	6%	5.6%	4.2%
0307.49-1ex	いか(冷凍したもの)(もんごういかを除く。)	5%	4.7%	3.5%

(注) ステージング期間中の引下げは、均等に行う。

(4) その他

税番	品名	現行 実行税率	改正案	
			平成7年度 暫定税率	最終(平成 12)年度 暫定税率
1701.91	香料又は着色料を加えた甘しゅ糖、てん菜糖等	63円50銭/kg	61円91銭/kg	53円98銭/kg
1701.99-1	水砂糖、角砂糖、棒砂糖等	63円50銭/kg	61円91銭/kg	83円98銭/kg
1702.90-1	砂糖(分みつ糖)	35%	34.1%	29.8%
1702.90-2	砂糖水(分みつ糖のもの)	35%又は 27円/kg の高い方	34.1%又は 26円33銭/kg の高い方	29.8%又は 23円/kgの 高い方
2106.90ex	糖水(着色料又は香料を加えたもの) (分みつ糖のもの)	35%又は 27円/kg の高い方	34.1%又は 26円33銭/kg の高い方	29.8%又は 23円/kgの 高い方

税番	品名	現行 実行税率	改正案	
			平成7年 暫定税率	最終(平成 14)年 暫定税率
4104.10-1[2]ex	全形の牛革(面積が2.6m ² 以下のもの)(なめしたもの及び再なめしたもの)(クロムなめし以外のもの)(TQ1次)	15%	14.6%	12%
4104.10-3(1)[1]ex	全形の牛革(面積が2.6m ² 以下のもの)(染着色し又は模様付けしたもの)(染着色したもの)(TQ1次)	20%	19.5%	16%
4104.10-3(1)[2]ex	全形の牛革(面積が2.6m ² 以下のもの)(染着色し又は模様付けしたもの)(その他のもの)(TQ1次)	20%	19.5%	16%

税番	品名	現行 実行税率	改正案	
			平成7年 暫定税率	最終(平成 14)年 暫定税率
4104.10-3(2)ex	全形の牛革(面積が2.6m ² 以下のもの)(その他のもの)(TQ1次)	15%	14.6%	12%
4104.21ex	その他の牛革(植物性前なめしをしたもの)(TQ1次)	15%	14.6%	12%
4104.22-[2]ex	その他の牛革(その他の前なめしをしたもの)(クロムなめし以外のもの)(TQ1次)	15%	14.6%	12%
4104.29-[2]ex	その他の牛馬革(その他のなめしをしたもの)(クロムなめし以外のもの)(TQ1次)	15%	14.6%	12%
4104.31-2(1)[1]ex	その他の牛馬革(フルグレン及びグレンスプリット)(染色し又は模様付けしたもの)(染色したもの)(TQ1次)	20%	19.2%	13.3%
4104.31-2(1)[2]ex	その他の牛馬革(フルグレン及びグレンスプリット)(染色し又は模様付けしたもの)(その他のもの)(TQ1次)	20%	19.5%	16%
4104.31-2(2)ex	その他の牛馬革(フルグレン及びグレンスプリット)(その他のもの)(TQ1次)	15%	14.6%	12%
4104.39-2(1)[1]ex	その他の牛馬革(その他のもの)(染色し又は模様付けしたもの)(染色したもの)(TQ1次)	20%	19.5%	16%
4104.39-2(1)[2]ex	その他の牛馬革(その他のもの)(染色し又は模様付けしたもの)(その他のもの)(TQ1次)	20%	19.5%	16%
4104.39-2(2)ex	その他の牛馬革(その他のもの)(その他のもの)(TQ1次)	15%	14.6%	12%
4105.20-2(1)ex	羊革(染色し又は模様付けしたもの)(TQ1次)	20%	19.5%	16%
4106.20-2(1)ex	やぎ革(染色し又は模様付けしたもの)(TQ1次)	20%	19.5%	16%
6403.20-[1]ex	甲が革製の履物(本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の周りにかかるもの)(室内用履物)(TQ1次)	30%	29.3%	24%
6403.20-[2]ex	甲が革製の履物(本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるもの)(室内用履物以外のもの)(TQ1次)	27%	26.3%	21.6%
6403.30-[1]ex	甲が革製の履物(ベース又はプラットホームが木製で、中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有しないもの)(本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの(室内用履物を除く。))(TQ1次)	27%	26.3%	21.6%

税番	品名	現行 実行税率	改正案	
			平成7年 暫定税率	最終(平成 14)年 暫定税率
6403.30-[2]ex	甲が革製の履物(ベース又はプラットホームが木製で、中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有しないもの)(その他のもの)(スリッパ以外のもの)(TQ1次)	30%	29.3%	24%
6403.40-[1]ex	その他の甲が革製の履物(保護用の金属製トーキャップを有するもの)(本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの)(TQ1次)	27%	26.3%	21.6%
6403.40-[2]ex	その他の甲が革製の履物(保護用の金属製トーキャップを有するもの)(本底がプラスチック製のもの)(TQ1次)	30%	29.3%	24%
6403.51-[1]ex	その他の甲が革製の履物(本底が革製でくるぶしを覆うもの)(室内用履物)(TQ1次)	30%	29.3%	24%
6403.51-[2][ii]ex	その他の甲が革製の履物(本底が革製でくるぶしを覆うもの)(室内用履物以外のもの(体操用・競技用履物等を除く。))(TQ1次)	27%	26.3%	21.6%
6403.59-[1]ex	その他の甲が革製の履物(本底が革製でくるぶしを覆わないもの)(スリッパ以外の室内用履物)(TQ1次)	30%	29.3%	24%
6403.59-[2][ii]ex	その他の甲が革製の履物(本底が革製でくるぶしを覆わないもの)(室内用履物以外のもの(体操用・競技用履物等を除く。))(TQ1次)	27%	26.3%	21.6%
6403.91-[1][ii]ex	その他の甲が革製の履物(本底がゴム製又はコンポジションレザー製でくるぶしを覆うもの(室内用履物を除く。))(体操用・競技用履物等を除く。)(TQ1次)	27%	26.3%	21.6%
6403.91-[2]ex	その他の甲が革製の履物(その他のくるぶしを覆うもの)(体操用・競技用履物等以外のもの)(TQ1次)	30%	29.3%	24%
6403.99-[1][ii]ex	その他の甲が革製の履物(本底がゴム製又はコンポジションレザー製でくるぶしを覆わないもの(室内用履物を除く。))(体操用・競技用履物等以外のもの)(TQ1次)	27%	26.3%	21.6%
6403.99-[2]ex	その他の甲が革製の履物(その他のくるぶしを覆わないもの)(スリッパ及び体操用・競技用履物等以外のもの)(TQ1次)	30%	29.3%	24%

税番	品名	現行 実行税率	改正案	
			平成7年 暫定税率	最終(平成 14)年 暫定税率
6404.19-1ex	甲が紡織用繊維製の履物(本底がゴム製又はプラスチック製でスポーツ用の履物等以外のもの)(甲に毛皮及び一部革を使用したもの(スリッパを除く。))(TQ1次)	30%	29.3%	24%
6404.20-1ex	甲が紡織用繊維製の履物(本底が革製又はコンポジションレザー製のもの)(甲に毛皮及び一部革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用・競技用履物等及びスリッパを除く。))(TQ1次)	30%	29.3%	24%
6404.20-2[1]ex	甲が紡織用繊維製の履物(本底が革製(甲に毛皮を使用したものを除く。))のキャンパスシューズ(甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物及び体操用・競技用履物等を除く。))(TQ1次)	21.6%	21.1%	17.3%
6404.20-2[2]ex	甲が紡織用繊維製の履物(本底が革製(甲に毛皮を使用したものを除く。))のものでキャンパスシューズ以外のもの(甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用・競技用履物等及びスリッパを除く。))(TQ1次)	30%	29.3%	24%
6405.10-1ex	その他の履物(本底が革製で、甲がコンポジションレザー製のもの)(甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用・競技用履物等及びスリッパを除く。))(TQ1次)	30%	29.3%	24%
6405.90-1[1]ex	その他の履物(甲が革製、コンポジションレザー製又は紡織用繊維製以外で、本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のもの)(甲に毛皮及び一部革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用・競技用履物等及びスリッパを除く。))(TQ1次)	30%	29.3%	24%
6405.90-1[2][i] ex	その他の履物(甲が革製、コンポジションレザー製又は紡織用繊維製以外で、本底が革製のもの)(甲に毛皮を使用していないもので一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用・競技用履物等及びスリッパを除く。))(TQ1次)	30%	29.3%	24%

(注) 1. ステージング期間中の引下げは、均等に行う。

2. 41類及び64類の皮革・革靴については、平成7年1月1日から引下げを開始し、平成14年1月1日から最終税率。

なお、基本税率は、現行のTQ2次税率とする。

別表3

特惠関税改正品目

(1) 熱帯産品に係る特惠税率の引下げ

税番	品名	現行特惠税率	改正案
0804.50ex	グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの）	4%	無税
0810.90ex	ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし（生鮮のもの）	—	2.5%
0811.90-2ex	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンベダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンプ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ（冷凍のもの）（無糖のもの）	10%	3.6%
2001.90-2ex	マンゴー及びマンゴスチン（食酢調製等をしたもの）（無糖のもの）	5.6%	3%
2008.19-2ex	ココヤシの実、ブラジルナット、パラダイスナット及びヘーゼルナット（調製等をしたもの）（無糖のもの）（パルプ状以外のもの）	8%	4%
2008.92-1-(2)ex	ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル（無糖のもの）	9.6%	4.8%
2008.99-2-(1)ex	バナナ及びアボカドー（加糖のもの）（パルプ状のもの）	—	16.8%
2008.99-2-(1)ex	ベリー及びブルーベリー（加糖のもの）（パルプ状以外のもの）	—	8.8%
2008.99-2-(1)ex	バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン（加糖のもの）（パルプ状以外のもの）（気密容器入りのもの）	12%	5.5%
2008.99-2-(1)ex	バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン（加糖のもの）（パルプ状以外のもの）（気密容器入り以外のもの）	—	5.5%
2008.99-2-(1)ex	ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし（加糖のもの）（パルプ状以外のもの）	—	7%

(2) ウルグアイ・ラウンド合意の実施に伴う特惠税率の引下げ

税番	品名	現行特惠税率	改正案	(参考) UR合意実施後の協定税率
0307.91-4ex	赤貝（生きているもの）及びくらげ	8%	7%	7%
0307.91-4ex	うに（生きているもの、生鮮のもの、冷蔵のもの）	7.5%	7%	7%
0307.99-1-(3)ex	うに（冷凍したもの）	7.5%	7%	7%
0307.99-1-(3)ex	くらげ（冷凍したもの）	8%	7%	7%
0307.99-2-(3)ex	うに（その他のもの）	7.5%	7%	7%
0307.99-2-(3)ex	くらげ（その他のもの）	8%	7%	7%
0508.00-1	さんご	5%	無税	無税
0712.30ex	きのこ及びトリフ（乾燥したもの）（しいたけ以外のもの）	10%	9%	9%

税番	品名	現行特 恵税率	改正案	(参考) UR合意実 施後の協定 税率
0712.90ex	その他の野菜及び野菜を混合したもの(乾燥したもの)(たけのこ、ぜんまい、スイートコーン以外のもの)	10%	9%	9%
0802.11-2	スイートアーモンド(殻付きのもの)	3%	2.4%	2.4%
0802.12-2	スイートアーモンド(殻を除いたもの)	3%	2.4%	2.4%
0804.30ex	パイナップル(乾燥したもの)	10%	7.2%	7.2%
0804.40ex	アボカド(生鮮のもの)	4%	3%	3%
0807.20	パパイヤ(生鮮のもの)	3%	2%	2%
0902.30ex	紅茶	14%	12%	12%
1521.90ex	昆虫ろう(みつろうを除く。)	7.5%	4.5%	4.5%
1602.20ex	動物の肝臓(調製等をしたもの)(牛又は豚のもの以外のもの)	8%	6%	6%
1602.31-2ex	七面鳥の肉等(調製等をしたもの)(その他のもの)(牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの以外のもの)	8%	6%	6%
1802.39-2ex	家きんの肉等(七面鳥のものを除く。)(調製等をしたもの)(その他のもの)(牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの以外のもの)	8%	6%	6%
1602.90-2ex	その他の肉等(調製等をしたもの)(その他のもの)(牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの以外のもの)	8%	6%	6%
1604.20ex	たらの卵(調製等をしたもの)(気密容器入りのもの)	9.6%	9%	9%
1605.10ex	かに(気密容器入りのもの)(くん製したものを除く。)	6.5%	5%	5%
1605.20ex	シュリンプ及びブローン(くん製したものと及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したものの以外のもの)	6%	5.3%	5.3%
1605.30ex	ロブスター(くん製したものと及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したものの以外のもの)	6%	5%	5%
1605.40ex	えび(その他のもの)(くん製したものと及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したものの以外のもの)	6%	5%	5%
1905.10	クリスプブレッド	9.5%	9%	9%
1905.40	ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品	9.5%	9%	9%
1905.90-1	パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品(砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。)	9.5%	9%	9%

税番	品名	現行特 恵税率	改正案	(参考) UR合意実 施後の協定 税率
2002.90-1	トマト（その他のもの）（加糖のもの）	14%	13.4%	13.4%
2003.10-1	きのこ（加糖のもの）	14%	13.4%	13.4%
2005.30-1	サワークラウト（加糖のもの）	14%	13.4%	13.4%
2005.40-1ex	えんどう（加糖のもの）（さや付きのもの）	14%	13.4%	13.4%
2005.59-1	ささげ属又はいんげんまめ属の豆（その他のもの） （加糖のもの）	14%	13.4%	13.4%
2005.70ex-1	オリーブ（気密容器入りのもの）（容器ともの1個 の重量が10kg以下のもの）	5.6%	5.4%	5.4%
2005.90-1ex	その他の野菜及び野菜を混合したもの（加糖のも の）（豆（さや付きのものを除く。）以外のもの）	14%	13.4%	13.4%
2005.90-2ex	にんにくの粉（調製等をしたもの）（気密容器入 りのもの）（容器ともの1個の重量が10kg以下のもの）	12%	9.6%	9.6%
2006.00ex	マロングラッセ	12.8%	12.6%	12.6%
2008.19-1ex	カシューナット（加糖のもの）（パルプ状以外のも の）	12%	11%	11%
2008.19-1ex	くり（気密容器入りのもの）（容器ともの1個の重 量が10kg以下のもの）（加糖のもの）（パルプ状以 外のもの）	25%	16.8%	16.8%
2008.19-2ex	マカダミアナット（無糖のもの）（いったもの以外 のもの）（パルプ状以外のもの）	6.4%	5%	5%
2008.40-2ex	なし（無糖のもの）（パルプ状以外のもの）（気密容 器入りのもの）	9.6%	9%	9%
2008.70-2ex	桃（無糖のもの）（パルプ状以外のもの）（気密容器 入りのもの）	9.6%	6.7%	6.7%
2008.91	パームハート	20%	15%	15%
2008.99-2-(2)ex	バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴ スチン（無糖のもの）（パルプ状以外のもの）（気密 容器入りのもの）	12%	9.6%	9.6%
2009.80-2-(1)	野菜ジュース（加糖のもの）	9.6%	8.1%	8.1%
2009.80-2-(2)ex	野菜ジュース（無糖のもの）（気密容器入りのもの）	8.0%	7.2%	7.2%
2009.90-2-(1)	混合野菜ジュース（加糖のもの）	9.6%	8.1%	8.1%
2009.90-2-(2)	混合野菜ジュース（無糖のもの）	5.6%	5.4%	5.4%
2102.20-1	酵母	4%	3.8%	3.8%

(3) その他

税番	品名	現行特惠税率	改正案
0603.10	切花及び花芽（生鮮のもの）	無税	削除
0603.90	切花及び花芽（その他のもの）	無税	削除
0801.30	カシューナット	無税	削除
0802.50	ピスタチオナット	無税	削除
0904.12-2	ペッパー（破碎し又は粉碎したもの）（小売用の容器入り以外のもの）	無税	削除
0904.20-2-(2)	とうがらし属又はピメント属の果実（乾燥し、粉碎し又は粉碎したもの）（小売用の容器入り以外のもの）（破碎し又は粉碎したもの）	無税	削除
0907.00-2-(2)	丁字（果実、花及び花便）（小売用の容器入り以外のもの）（破碎し又は粉碎したもの）	無税	削除
0908.10-2-(2)	肉づく（小売用の容器入り以外のもの）（破碎し又は粉碎したもの）	無税	削除
0908.20-2-(2)	肉づく花（小売用の容器入り以外のもの）（破碎し又は粉碎したもの）	無税	削除
0908.30-2-(2)	カルダモン類（小売用の容器入り以外のもの）（破碎し又は粉碎したもの）	無税	削除
0910.20-2-(2)	サフラン（小売用の容器入り以外のもの）（破碎し又は粉碎したもの）	無税	削除
0910.30-2-(2)	うこん（小売用の容器入り以外のもの）（破碎し又は粉碎したもの）	無税	削除
0910.40-2-(2)	月けい樹の葉及びタイム（小売用の容器入り以外のもの）（破碎し又は粉碎したもの）	無税	削除
0910.91-2	その他の香辛料（この類の注1(b)の混合物）（小売用の容器入り以外のもの）	無税	削除
0910.99-2-(2)	その他の香辛料（小売用の容器入り以外のもの）（破碎し又は粉碎したもの）	無税	削除
1301.10-2	シードラック	無税	削除
1403.10	ほうきもろこし	無税	削除
1521.10	植物性ろう	無税	削除
1804.00	カカオ脂	無税	削除
5001-00	繭（繰糸に適するもの）	70円/kg	TQ 1次 70円/kg 2次 特惠例外

別表4

現行の実行税率を基本税率とする整理により難い品目

(1) 現行の国定税率を維持する品目

税番	品名	税番	品名
0207.39ex	鶏(ガルルス・ドメスティクス)の骨付きのもも(生鮮のもの、冷蔵したもの)	0703.10ex	たまねぎ(課税価格67円/kg超73円70銭/kg以下のもの)
0207.41ex	鶏(ガルルス・ドメスティクス)の骨付きのもも(冷凍したもの)	0703.10ex	たまねぎ(課税価格73円70銭/kg超のもの)
0207.50	家きんの肝臓(冷凍したもの)	0714.10-1ex	カッサバ芋(粉又はミールのペレット)(飼料用のもの)
0302.70ex	にしんの卵(生鮮のもの、冷蔵したもの)	0714.10-2ex	カッサバ芋(その他のもの)(飼料用のもの)
0303.50	にしん(冷凍したもの)	1004.00ex	オート(TQ1次)
0303.60	コッド(冷凍したもの)	1006.10	もみ
0303.78ex	ヘイク(メルルシウス属のもの)(冷凍したもの)	1006.20	玄米
0303.79ex	にしん及びたら(冷凍したもの)	1006.30	精米
0304.90ex	にしん及びたらの魚肉(冷凍したもの)(たらのすり身を除く。)	1006.40	碎米
0305.20ex	たらの卵(塩蔵したもの)	1007.00ex	グリーンソルガム(その他のもの)(飼料用のもの)
0307.41	いか(生きているもの、生鮮のもの、冷蔵したもの)	1106.20-1ex	カッサバ芋の粉及びミール(飼料用のもの)
0307.49-1ex	もんごういか(冷凍したもの)	1106.30-1ex	バナナの粉及びミール(飼料用のもの)
0307.91-3	いか(その他のもの)(生きているもの、生鮮のもの、冷蔵したもの)	1504.10	魚の肝油及びその分別物
0307.99-1(2)	いか(その他のもの)(冷凍したもの)	1504.30ex	海棲哺乳動物の油脂及びその分別物(その他のもの)
0406.10ex	フレッシュチーズ及びカード(プロセスチーズ原料用のもの)(TQ1次)	1521.90ex	鯨ろう
0406.40ex	ブルーベインドチーズ(プロセスチーズ原料用のもの)(TQ1次)	1702.90-4ex	ハイ・テスト・モラセス(その他のもの)(アルコール製造用のもの)(TQ1次)
0406.90ex	その他のチーズ(プロセスチーズ原料用のもの)(TQ1次)	1703.10ex	甘しや糖みつ(飼料用のもの)
0509.00ex	動物性の海綿(課税価格3,600円/kg以上のもの)	1703.10ex	甘しや糖みつ(アルコール製造用のもの)(TQ1次)
0509.00ex	動物性の海綿(課税価格3,600円/kg未満のもの)	1703.90ex	その他糖みつ(飼料用のもの)
		1703.90ex	その他糖みつ(アルコール製造用のもの)(TQ1次)
		1806.20-2ex	チョコレート製造用ココア調製食料品(TQ1次)
		1901.20-3(1)ex	ベーカリー製品製造用混合物及び練り生地(米粉調製品)(加糖のもの)(しよ糖の含有量が15%以下のもの)

税番	品名	税番	品名
1901.20-3-(1)ex	ベーカリー製品製造用混合物及び練り生地（米粉調製品）（加糖のもの）（その他のもの）	2710.00-1(4)B	硫黄分が0.3%超のもの 重油及び粗油（比重が0.9037超のもの）
1901.20-3-(2)ex	ベーカリー製品製造用混合物及び練り生地（米粉調製品）（無糖のもの）（その他のもの）	[1]	製油用のもの
1901.90-3-(1)ex	その他調製品（米粉調製品）（加糖のもの）（しよ糖の含有量が全重量の15%以下のもの）	[2]	製油用以外のもののうち
1901.90-3-(1)ex	その他調製品（米粉調製品）（加糖のもの）（各成分のうち砂糖の重量が最大のもの）	[i]	硫黄分が0.3%以下のもの
1901.90-3-(1)ex	その他調製品（米粉調製品）（加糖のもの）（その他のもの）	[ii]	硫黄分が0.3%超のもの
1901.90-3-(1)ex	その他調製品（米粉調製品）（加糖のもの）（その他のもの）	3503.00ex	ゼラチン（写真用のものを除く。）及びにかわ（魚膠及びアイシングラスを除く。）
1901.90-3-(2)ex	その他調製品（米粉調製品）（無糖のもの）（その他のもの）	4104.10-2	全形の牛革（面積が2.6㎡以下のもの）（パーチメント仕上げをしたもの）
1904.10ex	穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食料品（その他のもの）	4104.31-1	その他の牛馬革（フルグレイン及びグレインスプリット）（パーチメント仕上げをしたもの）
2709.00	原油	4104.39-1	その他の牛馬革（その他のもの）（パーチメント仕上げをしたもの）
2710.00-1(1)C	その他の揮発油	4105.20-1	羊革（パーチメント仕上げをしたもの）
(a)	航空機用のもの	4106.20-1	やぎ革（パーチメント仕上げをしたもの）
[1]	比重が0.8017以下のもの	4107.10-1	豚革（パーチメント仕上げをしたもの）
[2]	比重が0.8017超のもの	4107.29-1	昆虫類の革（パーチメント仕上げをしたもの）
(b)	その他のもの	4107.90-1	その他の動物革（パーチメント仕上げをしたもの）
[1]	石油化学製品及びガス製造用のもの	4110.00	革又はコンポジションレザーのくず及び革の粉
[2]	燃料用のもの	4111.00	コンポジションレザー
[3]	その他のもの	4203.10-1	革又はコンポジションレザー製の衣類（毛皮付き又は貴金属等を使用したもの）
2710.00-1(2)B	その他の灯油	4203.21-1	革又はコンポジションレザー製の手袋、ミトン及びミット（特に運動用に製造したもの）（毛皮付き又は貴金属等を使用したもの）
[1]	ノルマルパラフィン		
[2]	その他のもの		
2710.00-1(3)	軽油		
2710.00-1(4)A	重油及び粗油（比重が0.9037以下のもの）		
[1]	製油用のもの		
[2]	製油用以外のものうち		
[i]	農林漁業用のもの		
[ii]	農林漁業用以外のものうち		
	硫黄分が0.3%以下のもの		

税番	品名	税番	品名
4203.29-1ex	革製の手袋、ミトン及びミット（その他のもの）（毛皮付き又は貴金属等を使用したもの）	6401.91	防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製で保護用の金属製トーキャップを有しないもの）（ひざを覆うもの）
4203.29-1ex	コンポジションレザー製の手袋、ミトン及びミット（その他のもの）（毛皮付き又は貴金属等を使用したもの）	6401.92ex	防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製で保護用の金属製トーキャップを有しないもの）（くるぶしを覆うもの（スキー靴を除く。））
4203.30-1	革又はコンポジションレザー製のベルト及び負い革（毛皮付き又は貴金属等を使用したもの）	6401.99	防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製で保護用の金属製トーキャップを有しないもの）（くるぶしを覆わないもの）
4203.40-1	その他の革又はコンポジションレザー製の衣類附属品（毛皮付き又は貴金属等を使用したもの）	6402.19	その他の本底及び甲がゴム製又はプラスチック製の履物（スポーツ用の履物（スキー靴を除く。））
4204.00-1	革又はコンポジションレザー製の機械用等のベルト、バルチング等	6402.20	その他の本底及び甲がゴム製又はプラスチック製の履物（甲の部分のストラップ又はひもを本底にプラグ止めしたもの）
5007.20ex	絹ノイル織物以外の絹織物（絹又はそのくずの重量が85%以上のもの）（経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの）	6402.30	その他の本底及び甲がゴム製又はプラスチック製の履物（保護用の金属製トーキャップを有するもの）
5007.20ex	絹ノイル織物以外の絹織物（絹又はそのくずの重量が85%以上のもの）（その他のもの）	6402.91	その他の本底及び甲がゴム製又はプラスチック製の履物（その他のもの）（くるぶしを覆うもの）
5007.90ex	絹ノイル織物以外の絹織物（絹又はそのくずの重量が85%未満のもの）（経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの）	6402.99	その他の本底及び甲がゴム製又はプラスチック製の履物（その他のもの）（くるぶしを覆わないもの）
5007.90ex	絹ノイル織物以外の絹織物（絹又はそのくずの重量が85%未満のもの）（その他のもの）	9113.90-1ex	革製又はコンポジションレザー製の携帯用時計バンド等（毛皮付き又は貴金属等を使用したもの）
6401.10ex	防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製で保護用の金属製トーキャップを有するもの（スキー靴を除く。））		

(2) 以下の関税割当対象品目等については、一次税率等について現行の暫定税率を維持し、基本税率は二次税率等とする。

税番	品名	税番	品名
0102.90ex	牛(生きているもの)(純粋種の繁殖用のもの以外のもの)(水牛以外のもの)(300kg/頭以下のもの)(TQ1次)	2826.20ex	フルオロけい酸ナトリウム(人造クリオライト製造用のもの)
1005.90ex	とうもろこし(コーンスターチ製造用)(TQ1次)	7402.00-[2]	粗銅及び電解精製用陽極銅(課税価格が475円/kg超490円/kg以下のもの)
1005.90ex	とうもろこし(単体飼料用)(TQ1次)	7402.00-[3]	粗銅及び電解精製用陽極銅(課税価格が490円/kg超のもの)
1005.90ex	とうもろこし(コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒製造用)(TQ1次)	7403.11-[2]	精製銅(陰極銅及びその切断片)(課税価格が485円/kg超500円/kg以下のもの)
1005.90ex	とうもろこし(その他のもの)(TQ1次)	7403.11-[3]	精製銅(陰極銅及びその切断片)(課税価格が500円/kg超のもの)
1107.10ex	麦芽(いつてないもの)(TQ1次)	7403.12-[2]	精製銅(ワイヤバー)(課税価格が485円/kg超500円/kg以下のもの)
1107.20ex	麦芽(いつたもの)(TQ1次)	7403.12-[3]	精製銅(ワイヤバー)(課税価格が500円/kg超のもの)
2002.90-2ex	トマトピューレー及びトマトペースト(気密容器入りのもの)(トマトケチャップその他のトマトソース製造用)(TQ1次)	7403.13-[2]	精製銅(ビレット)(課税価格が485円/kg超500円/kg以下のもの)
2002.90-2ex	トマトピューレー及びトマトペースト(気密容器入り以外のもの)(トマトケチャップその他のトマトソース製造用)(TQ1次)	7403.13-[3]	精製銅(ビレット)(課税価格が500円/kg超のもの)
2207.10-2ex	エチルアルコール(アルコール分80度以上90度未満)(アルコール飲料原料アルコール製造用)(TQ1次)	7403.19-[2]	その他の精製銅(課税価格が485円/kg超500円/kg以下のもの)
2208.40ex	ラム及びタフィア(アルコール飲料原料アルコール製造用)(TQ1次)	7403.19-[3]	その他の精製銅(課税価格が500円/kg超のもの)
2208.90-1-(2)ex	エチルアルコール(アルコール分80度未満)(アルコール飲料原料アルコール製造用)(TQ1次)	7403.22-[2]	銅・すず合金(青銅)(課税価格が485円/kg超500円/kg以下のもの)
2208.90-1-(2)ex	その他アルコール(アルコール分80度未満)(アルコール飲料原料アルコール製造用)(TQ1次)	7403.22-[3]	銅・すず合金(青銅)(課税価格が500円/kg超のもの)
		7403.23-[2]	銅・ニッケル合金及び銅・ニッケル・亜鉛合金(課税価格が485円/kg超500円/kg以下のもの)
		7403.23-[3]	銅・ニッケル合金及び銅・ニッケル・亜鉛合金(課税価格が500円/kg超のもの)

税番	品名
7403.29-[2]	その他の銅合金（課税価格が485円/kg超 500円/kg以下のもの）
7403.29-[3]	その他の銅合金（課税価格が500円/kg超のもの）
7801.10-[2]	精製鉛（課税価格が172円/kg超 180円/kg以下のもの）
7801.10-[3]	精製鉛（課税価格が180円/kg超のもの）
7801.91ex	その他の鉛の塊（主にアンチモンを含有するもの）（鉛の含有量が95%超で電解精製用のもの）（課税価格が165.37円/kg超 170円/kg以下のもの）
7801.91ex	その他の鉛の塊（主にアンチモンを含有するもの）（鉛の含有量が95%超で電解精製用のもの）（課税価格が170円/kg超のもの）
7801.99-2(1)ex	その他の鉛の塊（その他のもの）（鉛の含有量が95%超で電解精製用のもの）（課税価格が165.37円/kg超 170円/kg以下のもの）
7801.99-2(1)ex	その他の鉛の塊（その他のもの）（鉛の含有量が95%超で電解精製用のもの）（課税価格が170円/kg超のもの）
7801.99-2(2)[2]	その他の鉛の塊（その他のもの）（鉛の含有量が95%超で電解精製用以外のもの）（課税価格が172円/kg超 180円/kg以下のもの）
7801.99-2(2)[3]	その他の鉛の塊（その他のもの）（鉛の含有量が95%超で電解精製用以外のもの）（課税価格が180円/kg超のもの）
7901.11-[2]	亜鉛の塊（亜鉛の含有量が99.99%以上のもの）（課税価格が242円/kg超 250円/kg以下のもの）
7901.11-[3]	亜鉛の塊（亜鉛の含有量が99.99%以上のもの）（課税価格が250円/kg超のもの）

税番	品名
7901.12-[2]	亜鉛の塊（亜鉛の含有量が99.99%未満のもの）（課税価格が242円/kg超 250円/kg以下のもの）
7901.12-[3]	亜鉛の塊（亜鉛の含有量が99.99%未満のもの）（課税価格が250円/kg超のもの）
8104.11ex	マグネシウムの塊（マグネシウムの含有量が99.8%以上のもの）（課税価格が636.88円/kg超 670円/kg以下のもの）
8104.11ex	マグネシウムの塊（マグネシウムの含有量が99.8%以上のもの）（課税価格が670円/kg以下のもの）
8104.19ex	マグネシウムの塊（マグネシウムの含有量が99.8%未満のもの）（課税価格が636.88円/kg超 670円/kg以下のもの）
8104.19ex	マグネシウムの塊（マグネシウムの含有量が99.8%未満のもの）（課税価格が670円/kg以下のもの）

(3) その他

税番	品名	現行税率			改正案	
		基本税率	暫定税率	(参考) 協定税率	基本税率	暫定税率
0302.65	さめ(生鮮のもの、冷蔵したもの)	10%	5%	3.5%	5%	—
0302.69ex	バラクター、キングクリップ及びたい(生鮮のもの、冷蔵したもの)	10%	5%	3%	5%	—
0303.75	さめ(冷凍したもの)	10%	5%	3.5%	5%	—
0303.79ex	バラクター、キングクリップ及びたい(冷凍したもの)	10%	5%	3%	5%	—
0303.79ex	ししやも(冷凍したもの)	10%	5%	4%	5%	—
0304.10-2ex	バラクター、キングクリップ及びたいの魚肉(生鮮のもの、冷蔵したもの)	10%	5%	3%	5%	—
0304.10-2ex	さめの魚肉(生鮮のもの、冷蔵したもの)	10%	5%	3.5%	5%	—
0304.90ex	バラクター、キングクリップ又はたいの魚肉(冷凍したもの)	10%	5%	3%	5%	—
0304.90ex	さめの魚肉(冷凍したもの)	10%	5%	3.5%	5%	—
0304.90ex	ししやもの魚肉(冷凍したもの)	10%	5%	4%	5%	—
0306.11	いせえび科のえび(冷凍したもの)	10%	4%	3%	4%	—
0306.12	ロブスター(冷凍したもの)	10%	4%	3%	4%	—
0306.13	シュリンプ及びプローン(冷凍したもの)	10%	4%	3%	4%	—
0306.19ex	その他のえび(冷凍したもの)	10%	4%	3%	4%	—
0306.21-1	いせえび科のえび(生きているもの、生鮮のもの、冷蔵したもの)	10%	4%	3%	4%	—
0306.22-1	ロブスター(生きているもの、生鮮のもの、冷蔵したもの)	10%	4%	3%	4%	—
0306.23-1	シュリンプ及びプローン(生きているもの、生鮮のもの、冷蔵したもの)	10%	4%	3%	4%	—
0306.29-1ex	その他のえび(生きているもの、生鮮のもの、冷蔵したもの)	10%	4%	3%	4%	—
1202.10ex	落花生(殻付きのもの)(採油用)	20%又は14円/kgの高い方	10%	無税	10%	—
1202.20ex	落花生(殻を除いたもの)(採油用)	20%又は14円/kgの高い方	10%	無税	10%	—
1512.21ex	綿実油及びその分別物(粗油)(輸出用の魚又は貝類の缶詰製造用)	20円/kg	17円/kg	免税	17円/kg	—

税番	品名	現行税率			改正案	
		基本税率	暫定税率	(参考) 協定税率	基本税率	暫定税率
1512.29ex	綿実油及びその分別物（その他のもの）（輸出用の魚又は貝類の缶詰製造用）	20円/kg	17円/kg	免税	17円/kg	—
2008.20-1ex	バイナップル調整品（加糖のもの）（気密容器入りのもの）（細片等にしたものを除く。）	45%	TQ 1次 無税 TQ 2次 30%	30%	39円/kg	TQ 1次 無税
2008.20-2ex	バイナップル調整品（無糖のもの）（気密容器入りのもの）（細片等にしたものを除く。）	45%	TQ 1次 無税 TQ 2次 30%	—	39円/kg	TQ 1次 無税
2402.20	紙巻たばこ（たばこを含有するもの）	90%	無税	—	8.5%及び 290円70銭 /千本	無税
2825.80-[1]	三酸化アンチモン（課税価格が199円/kg未満のもの）	20%	12.8%又は 16.8円/kg のうちいずれか低い税率	21円/kg	5.8%	8.5%
2936.10	プロビタミン	20%	4.6%	5.8%	無税	—
2936.21	ビタミンA及びその誘導体	20%	3.9%	4.9%	無税	—
2936.22	ビタミンB ₁ 及びその誘導体	20%	3.9%	4.9%	無税	—
2936.23	ビタミンB ₂ 及びその誘導体	20%	3.9%	4.9%	無税	—
2936.24	D-パントテン酸及びDL-パントテン酸（ビタミンB ₃ 又はビタミンB ₅ ）並びにこれらの誘導体	20%	3.9%	4.9%	無税	—
2936.25	ビタミンB ₆ 及びその誘導体	20%	3.9%	4.9%	無税	—
2936.26	ビタミンB ₁₂ 及びその誘導体	20%	3.9%	4.9%	無税	—
2936.27	ビタミンC及びその誘導体	20%	3.2%	4%	無税	—
2936.28	ビタミンE及びその誘導体	20%	3.9%	4.9%	無税	—
2936.29	その他のビタミン及びその誘導体	20%	3.9%	4.9%	無税	—
2936.90	その他のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）	20%	3.9%	4.9%	無税	—
2937.10	脳下垂体前葉ホルモンその他これに類するホルモン及びこれらの誘導体	20%	4.6%	5.8%	無税	—
2937.21	コルチゾン、ヒドロコルチゾン、プレドニゾン（デヒドロコルチゾン）及びプレドニゾン（デヒドロヒドロコルチゾン）	20%	4.6%	5.8%	無税	—
2937.22	副腎皮質ホルモンのハロゲン化誘導体	20%	4.6%	5.8%	無税	—
2937.29	その他の副腎皮質ホルモン及びその誘導体	20%	4.6%	5.8%	無税	—
2937.91	インスリン及びその塩	25%	4.8%	6.6%	無税	—

税番	品名	現行税率			改正案	
		基本税率	暫定税率	(参考) 協定税率	基本税率	暫定税率
2937.92	エストロゲン及びプロゲステ ゲン	20%	4.6%	5.8%	無税	—
2937.99	その他のホルモン及びその誘 導体等	20%	4.6%	5.8%	無税	—
2939.10	あへんアルカロイド及びその 誘導体並びにこれらの塩	10%	4.6%	5.8%	無税	—
2939.30-2	カフェイン及びその塩（カ フェイン無水物の含有量が 98.5%未満のカフェインを除 く。）	25%	6.6%	8.2%	無税	—
2939.40	エフェドリン類及びその塩	20%	6.4%	8.2%	無税	—
2939.70	ニコチン及びその塩	20%	6.2%	7.7%	無税	—
2939.90-2[1]	コカ葉アルカロイド、1-フェ ニル-1-ククロ-2-メチルアミ ノプロパン等	20%	6.4%	8.2%	無税	—
[2]	ベラドンナ葉の左旋性アルカ ロイド	20%	3.9%	4.9%	無税	—
[3]	植物アルカロイド及びその塩 並びにその誘導体（その他の もの）	20%	4.6%	5.8%	無税	—
2941.10	ペニシリン及びその誘導体 （ペニシラン酸構造を有する ものに限る。）並びにこれら の塩	20%	3%	5.8%	無税	—
3001.10-2	腺その他の器官（熊胆以外の もの）	10%	3%	3.7%	無税	—
3001.20	腺その他の器官又はその分泌 物の抽出物	10%	3%	3.7%	無税	—
3001.90-2	ヘパリン及びその塩	20%	3%	5.1%	無税	—
3001.90-3	その他の治療用又は予防用に 調整した動物の物質	10%	3%	3.7%	無税	—
3002.10-2	ヘモグロビン、血液グロブリ ン及び血清グロブリン	20%	6.8%	8.5%	無税	—
3002.10-4ex	その他の血液分画物（その他 のもの）	10%	3%	3.7%	無税	—
3002.90-2	その他の人血、治療用、予防 用又は診断用に調整した動物 の血等に類する物品	10%	3%	3.7%	無税	—
3003.10-[1]	ペニシリン又はその誘導体を 含有する医薬品（治療等に 混合した二以上の成分から成 るもので、投与量にしてない もの及び小売用にしてないも の。以下この項において同 じ。）	25%	3%	5.8%	無税	—
3003.31	インスリンを含有する医薬品	20%	4.8%	7.2%	無税	—
3003.39	ホルモンその他の物質を含有 する医薬品（その他のもの）	20%	4.6%	5.8%	無税	—

税番	品名	現行税率			改正案	
		基本税率	暫定税率	(参考) 協定税率	基本税率	暫定税率
3003.40	アルカロイド又はその誘導体を含有する医薬品	20%	4.6%	5.8%	無税	—
3003.90-〔1〕	ビタミン製剤	20%	3.9%	4.9%	無税	—
-〔2〕	その他の医薬品	20%	4.6%	5.8%	無税	—
3004.10-〔1〕	ペニシリン又はその誘導体を含有する医薬品（治療用等のもので、投与量にし又は小売用にしたもの。以下この項において同じ。）	25%	3%	5.8%	無税	—
3004.31	インスリンを含有する医薬品	20%	4.8%	7.2%	無税	—
3004.32	副腎皮質ホルモンを含有する医薬品	20%	4.6%	5.8%	無税	—
3004.39	ホルモンその他の物質を含有する医薬品（その他のもの）	20%	4.6%	5.8%	無税	—
3004.40	アルカロイド又はその誘導体を含有する医薬品	20%	4.6%	5.8%	無税	—
3004.50	ビタミンその他の物質を含有する医薬品	20%	3.9%	4.9%	無税	—
3004.90-〔1〕	麻薬、大麻又は覚せいアミンの医薬品	25%	6.4%	10%	無税	—
-〔2〕〔i〕	その他の医薬品（小売用のもの）	25%	5.3%	6.6%	無税	—
-〔2〕〔ii〕	その他の医薬品（小売用以外のもの）	25%	4.6%	5.8%	無税	—
3605.00-1	マッチ（70本以下入りのもの）	40銭／個	8銭／個	10銭／個	5.3%	—

（出所）大蔵省関税率審議会（平成6年9月22日）答申

11-109 不当廉売関税の課税について

1994（平成6）年9月22日
関税率審議会総会

最近の関税を巡る諸問題

（4）パキスタン産綿糸のダンピング調査の状況
イ. 経緯

（i）昨年12月20日、日本紡績協会（柴田稔会長：当時）から、パキスタン産の20番手カード糸等綿糸について不当廉売関税（いわゆるアンチ・ダンピング関税）の課税を求める申請書が、大蔵省に提出された。

（ii）本年2月18日、政府は、上記の申請書が①ダンピングの事実及び②それによる我が国産業の損害の事実について十分な証拠を備えていると判断し、政府による調査を開始した。なお、本年3月には、

大蔵・通産両省職員からなる調査担当者団を設置した。

（iii）その後、調査担当者団は、本年4月にパキスタン及び我が国の利害関係者に対して質問状を送付し、パキスタンの生産者・輸出者17社、我が国の生産者24社、輸入者25社から回答を得た。

また、全パキスタン繊維工業者組合からの申し出に基づき、調査担当者団は、本年10月に対質及び証言の聴取を実施する予定である。

ロ. 暫定措置の取扱い

不当廉売関税制度においては、調査終了前であっても、①ダンピングの事実が認められ、②それによる我が国産業の損害の事実が推定でき、かつ、③調査中の損害を防止するため必要があるときには、暫定的な関税の課税等の措置（暫定措置）をとるこ

とができることとされている（調査開始後6カ月以内を目途に決定）。

本件については、本年8月29日、現時点においては不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入による本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を確定できる状況になく、また、最近においては輸入が減少していることから、今後大幅な事情の変化が生じない限り、暫定措置はとらないことを決定し、その旨を公表した（翌30日）。

ハ、今後の取扱い

- (i) ダンピング及び損害の事実については、引き続き透明かつ公平・厳正に調査を行うこととし、調査開始から1年を経過する来年2月半ば頃を目途として調査を終了し、最終決定を行う予定である。
 - (ii) まず、重要なステップとして、11月にパキスタンの生産者・輸出者の現地調査を行い既に提出されている質問状の回答の内容を伝票、帳簿によって検証するとともに、正常価格について具体的なデータを収集することとしている。
 - (iii) 調査の結果、ダンピング及び損害の事実等が認められる場合には、関税率審議会に諮った上で、不当廉売関税が課税されることになる。
- (注) ただし、
- ① 輸出者から価格の修正等の約束の申出があり、政府が受諾した場合
 - ② 申請者が申請を取り下げた場合
- には、原則として調査を取りやめることとなる。

(出所) 大蔵省関税率審議会総会（平成6年9月22日）資料6「最近の関税をめぐる諸問題について」、「3. 我が国の関税政策」11ページ

11-110 不当廉売関税の課税について

1995（平成7）年7月28日
関税率審議会総会

パキスタン産綿糸への不当廉売関税（アンチ・ダンピング関税）の課税について

1. これまでの経緯

- (1) 平成5年12月20日、日本紡績協会から、

パキスタン産綿糸に対する不当廉売関税の課税申請があり、平成6年2月18日、ダンピング調査を開始した。

- (注) 本事案は、平成5年の「中国産フェロシリコ・マンガン事案」に次いで、2度目の不当廉売関税課税事案。
- (2) 調査の結果、ダンピングの事実及び本邦産業の損害等の事実が判明し、本件については、不当廉売関税の課税要件を満たしていることが認められた。
- (注) 調査期間は原則1年間とされているが、利害関係者からの証拠の提出が遅れたこと等から、6カ月延長され、本年8月17日が最終期限となっている。
- (3) 調査結果を踏まえ、本年5月12日、調査担当者団（大蔵省、通商産業省）は、利害関係者に対し、事前に調査結果を開示するとともに、外交上の配慮から、パキスタン政府に対してもこの結果を伝えた。
- (4) 本年7月7日、パキスタン政府からの要請により、ガット協定に基づく二国間協議を開催したが具体的な進展はなく、同日協議を終了した。

2. 今後の予定

- (1) 以上の調査結果を踏まえ、本日、関税率審議会特殊関税部会において、以下のパキスタン産綿糸への不当廉売関税の課税についてお諮りしたところ、ご了承が得られた。
 - ① パキスタンの生産者については、政府が送付した質問状に対し、回答のあった17社のうち8社には、ダンピングの事実が認められなかったが、残りの9社にはダンピングの事実が認められたことから、これらの生産者からの輸入に対し、2.1%から7.9%の税率で不当廉売関税を課すること
 - ② また、未回答の生産者については、回答した生産者が不利にならないようダンピングマージンを推計し、9.9%の税率で不当廉売関税を課すること
- (2) 本件に関しては、8月1日に閣議で決定し、8月4日に政令を公布・施行の予定である。

(参考1) パキスタン産綿糸に係るダンピング調査結果の概要

調査回答の有無	ダンピングの有無	アンチ・ダンピング 関税課税の必要性	損害等の事実
有 (17社) (注1)	無 (8社)	課税の必要なし (無税)	<u>損害の事実あり</u> 平成3年から平成5年にかけて本邦産業の ①売上高は半減 ②経常損益は依然赤字状態で推移
	有 (9社)	課税の必要有り 2.1%~7.9%	
無 (259社) (計276社)	有 (259社)	課税の必要有り (9.9%) (注2)	<u>ダンピングと損害の因果関係あり</u> ①ダンピングされたパキスタン産綿糸の ・国内シェアは 60%→64%に4%増加 (平成3年度→平成5年度) ・国内販売価格と国産糸の販売価格との差は6,000円程度(平成5年度)存在 ②その他の要因として、為替の変動、内需の減少等を考慮したが、ダンピングの事実が更に損害を悪化させていると認められた。

(注) 1. パキスタンからの全輸入量に占める回答企業の割合は約40%。

2. 回答のなかった社のダンピング率は、回答のあった社からのデータをもとに回答した社が不利にならないように、平成5年に調査を終了した中国のフェロシリコ・マンガン事案の例にならって推計。

(参考2) 日本の不当廉売関税の課税申請事例と米国、EU等主要国の発動状況等

1. 日本の不当廉売関税の課税申請事例

	事 例	調査の概要
1	大韓民国産綿糸	・1982.12 日本紡績協会 課税申請 ・1983.7 日本紡績協会 輸出者側の自主規制措置を評価し、 <u>申請取り下げ</u>
2	ノールウェイ産及びフランス産フェロシリコン	・1984.3 日本フェロアロイ協会 課税申請 ・1984.6 日本フェロアロイ協会 輸出者側の自主規制措置の発表及び市況の回復を理由に <u>申請取り下げ</u>
3	大韓民国産ニット製セーター類	・1988.10 日本ニット工業組合連合会 課税申請 ・1989.3 日本ニット工業組合連合会 輸出者側の自主規制措置を評価し、 <u>申請取り下げ</u>
4	中国、南アフリカ及びノールウェイ産フェロシリコ・マンガン	・1991.10 日本フェロアロイ協会 課税申請 ・1991.11 調査開始 ・1993.1 中国2社と価格約束 ・1993.2 中国産フェロシリコ・マンガンに対する不当廉売措置に関する政令公布

	事 例	調査の概要
5	パキスタン産綿糸	<ul style="list-style-type: none"> ・1993.12 日本紡績協会 課税申請 ・1994. 2 調査開始 ・1995. 8 <u>パキスタン産綿糸に対する不当廉売措置に関する政令公布</u> <p style="text-align: right;">(予定)</p>

2. 米国、EU等主要国の不当廉売関税の発動状況（1994年6月現在）

発動国	対象国	賦課件数	主要対象品目
米 国	日 本	54	移動電話、テレビ、フォークリフト、ベアリング、漁網、鉄鋼等
	中 国	26	フェロシリコン、タングステン塊、料理器具、プリント布等
	台 湾	19	ガラス、テレビ、鉄鋼、セーター、電話機等
	ドイツ	18	ベアリング、レーヨン糸、鉄鋼、砂糖等
	韓 国	17	セーター、鉄鋼、テレビ、アルバム、フィルム等
E U	中 国	23	自転車、酸化マグネシウム、ポリエステル、タングステン等
	日 本	16	ボールベアリング、コピー用紙、プリンター、オーディオカセットテープ等
	韓 国	8	カーラジオ、ポケットライター、カセットテープ、ポリエステル等
	台 湾	6	グルタミン酸、ポリエステル、繊維
	トルコ	4	綿糸、ポリエステル等
カナダ	米 国	12	ジャガイモ、レタス、ビール、タマネギ等
	韓 国	8	鉄鋼、アルバム、ロープ、靴等
	台 湾	7	自転車、アルバム、鉄鋼、女性用履物等
	中 国	6	アルバム、女性用履物、ペイント用ブラシ、自転車等
	ブラジル	5	鉄鋼、女性用履物、紙等
豪 州	韓 国	7	バッテリー、ポリスチレン、ポリエチレン等
	中 国	6	ピーチ缶詰、トマト缶詰、塩化ビニル、ガラス等
	シンガポール	6	ポリエチレン、ポリスチレン、サンフラワー油等
	ドイツ	5	ガラス、トリエタノールアミン、ジオクチルフタレート等
	マレーシア	5	バッテリー、サンフラワー油等
	米 国	5	塩化ビニル、トリエタノールアミン等

(資料) ガット・アンチ・ダンピング委員会報告書より作成。

(出所) 大蔵省関税率審議会総会（平成7年7月28日）資料3「パキスタン産綿糸への不当廉売関税（アンチ・ダンピング関税）の課税について」1-5ページ